

上越市ガス水道事業概要

令和7年度版

上越市ガス水道局

目 次

I ガス事業

1	事業の沿革	1
(1)	事業の創設	1
(2)	主要年譜	5
2	事業の諸元	11
(1)	事業所の名称・所在地	11
(2)	代表者氏名	11
(3)	職員数	11
(4)	事業認可	11
(5)	供給区域	13
(6)	供給区域面積	14
(7)	計画供給戸数	14
(8)	供給ガスの種類	14
(9)	原料ガスの購入先	14
(10)	ガス料金	15
3	施設の概要	18
(1)	供給所及びガスホルダー	18
(2)	整圧器室	18
(3)	導管延長	19
①	本支管・供給管の延長	19
②	本支管の圧力別・管種別延長	19
(4)	電気防食装置	20
(5)	非常用自家発電設備	20
4	業務の状況	21
(1)	供給戸数及び普及率	21
(2)	購入量・送出量・販売量	22
①	年間購入量・送出量・販売量	22
②	年間購入量・送出量の供給所別内訳	22
③	年間販売量の用途別構成	23
④	料金収入の内訳	23
⑤	年間販売量の契約別構成	23
⑥	年間カーボンニュートラルガス	24
⑦	月間送出量	24
⑧	一日平均・最大送出量	24
(3)	本支管建設改良工事施工状況	25
(4)	ガス装置工事施工件数	25

(5) 修繕工事件数	25
(6) ガスマーター	26
① メータ一年間取替個数	26
② 年度末現在のメーター設置個数	26
(7) 内管漏えい検査・消費機器調査実施状況	28
(8) 本支管定期漏えい検査状況	28
(9) ガス漏れ警報器普及状況	28
(10) 選択契約による契約状況	29
(11) 空調需要の推移	29
 5 財務の状況	30
(1) 損益計算書	30
(2) 企業債	31
(3) 供給原価・料金単価	31
《参考》労働生産性	31
《参考》経営分析表	32
 6 環境対策	33
(1) 天然ガス自動車の導入	33
 《液化石油ガス販売事業》	34
1 事業の沿革	34
2 事業の諸元	34
3 施設の概要	34
4 業務の状況	35
5 財務の状況	35
 《資料》	36
(1) 全国の一般ガス事業者	36
(2) 全国の公営事業者の事業開始期日ベスト5	37
(3) 新潟県内的一般ガス事業者数	37
(4) 新潟県内のガス事業者	38

II 水道事業

1 事業の沿革	39
(1) 事業の創設	39
(2) 主要年譜	44
 2 事業の諸元	51
(1) 事業所の名称・所在地	51

(2) 浄水場の名称・所在地	51
(3) 代表者氏名	52
(4) 職員数	52
(5) 事業認可、届出、許可	53
(6) 給水区域	56
(7) 計画給水区域面積	56
(8) 計画給水人口	56
(9) 水道料金表	57
(10) 水道加入金・取付(取替)実績	58
 3 施設の概要	59
(1) 水源及び浄水場	59
(2) 配水池	61
(3) 配水施設(ポンプ施設・減圧施設・制御弁室・配水場・給水場)	64
(4) 非常用自家発電設備	66
(5) 水道管延長	67
(6) 管種別延長	68
a 導水管	68
b 送水管	68
c 配水管	69
 4 業務の状況	70
(1) 給水人口及び普及率	70
(2) 配水量及び有収水量	71
a 年間配水量及び有収水量	71
b 年間配水量の水源別内訳	72
c 月間配水量	72
d 年間有収水量の用途別構成	73
e 料金収入の内訳	74
(3) 本支管建設改良工事施工状況	75
(4) 給水装置工事施工件数	76
(5) 修繕工事件数	76
(6) 水道メーター	77
a メーター一年間取替個数	77
b 年度末現在のメーター設置個数	77
(7) 水質検査結果	78
 5 財務の状況	80
(1) 損益計算書	80
(2) 企業債	81
(3) 給水原価・供給単価	82
《参考》労働生産性	82
《参考》経営分析表	83
《参考》水道事業ガイドライン業務指標(P.I.)算出結果	84

6 環境対策	91
(1) 水道水源保護条例の制定	91
 《資料》	 97
(1) 全国の水道事業者数	97
(2) 全国の規模別上水道事業数	97
(3) 新潟県内の水道事業者	97
(4) 新潟県内の水道事業者ベスト10	98
(5) 新潟県内の用水供給事業者	98
(6) 全国の規模別家事用平均料金	99
(7) 全国の家事用最高・最低料金	99

III 組織

1 組織図	100
2 分掌事務	101
3 職員構成	104
(1) 職員数の推移	104
(2) 年齢別職員構成	105

- ・ 統計数値は令和7年3月31日現在の内容を掲載した。なお、組織図及び分掌事務については令和7年度の内容を掲載した。
- ・ 表中、「合併前の上越市」は便宜的に「上越」と表記した。

I
ガ
ス
事
業

I ガス事業

I ガス事業

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

○ 旧高田市

高田の市営ガス事業は、大正2年4月に設立された高田瓦斯株を、大正7年10月に買収して発足。石炭を原料に北本町ガス製造所（有水ガスホルダー 800 m³）から、409戸へ主に燈火用のガス（燈用 1,403 口、熱用 579 口）を供給した。

供給戸数は大正15年に 1,200 戸、昭和3年に 1,500 戸と増加したため、5年10月には有水ガスホルダーを 1,400 m³に取替えし、需要増に備えた。

その後、日中戦争で原料炭の入手が困難となり、昭和13年3月に日本石油株郷津油田から天然ガスを受入れ、同年9月に石炭ガスの製造を中止した。しかし、19年9月には軍需工場で多量のガスを必要としたため、石炭ガスの製造を再開し、30年代前半まで、天然ガスとの混用方式を続けた。

戦後は都市ガス利用の家庭が激増、昭和30年12月北本町ガス製造所に 3,000 m³の有水ガスホルダーを増設。

続いて昭和35年5月には、帝国石油株の頸城ガス田から二本木ガスピープライン経由で、安定的な天然ガス受入れが可能となり、南本町ガス製造所（球形ガスホルダー 3,000 m³・有水ガスホルダー 100 m³）を建設した。

これによって、原料は天然ガスに一本化され、石炭ガスの製造を廃止し、ガス製造所をガス供給所と改称。また、昭和41年12月北本町ガス供給所に 20,000 m³の球形ガスホルダーを増設した。

○ 旧直江津市

直江津の市営ガス事業は、昭和31年1月に事業認可（事業計画 5カ年）を得て発足し、同年7月には川原町ガス供給所（有水ガスホルダー 2,000 m³）が完成。天然ガスを原料として、924戸に供給を開始した。

その後、昭和34年3月には川原町ガス供給所に県内で最初の 3,000 m³球形ガスホルダーを建設。また、供給区域は市域のほか、隣接する頸城村西福島地区も認可を受け、事業計画終了時の35年3月末には 4,773 戸にガスを供給するようになった。

さらに、昭和40年3月には石橋ガス供給所（有水ガスホルダー 1,000 m³）を新設し、42年12月には川原町ガス供給所に 15,000 m³の球形ガスホルダーを増設した。

● 合併前の上越市

昭和 46 年 4 月 29 日、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。供給戸数 22,808 戸と県内第 2 位の需要家戸数を有するガス事業が発足した。

上越市誕生と前後して、昭和 40 年代には、増加する需要量に対し、既存施設の有効利用で対応すべく、県内のガス事業者は次々と供給ガスの熱量変更（カロリーアップ）を実施していった。本市でも 48 年に、4,500kcal から 10,000kcal に熱量を変更し、導管の輸送力増強を図ることにより、都市ガス供給区域の拡大、大口需要家及び大型消費機器への対応を可能にした。

その後、昭和 52 年 4 月には、供給施設の整備拡充 3 カ年計画を策定。同計画に基づき、53 年 10 月には、帝国石油㈱青海ラインから天然ガスを受け入れる春日山ガス供給所が完成した。また、翌年の 54 年には、各供給所を監視する遠隔監視制御装置を北本町ガス供給所に設置するなど、供給の安定化と一層の保安強化に努めた。

一方、供給区域についても拡大を図り、昭和 48 年に大豆地区を初めとして、54 年度には春日地区の一部へ供給を開始し、同年度末には供給戸数が 30,116 戸を数えるに至った。さらに、昭和 55 年度には新道、津有、三郷地区の一部、56 年度には金谷、和田地区の一部への拡張工事に着手した。また、導管網の整備に伴い老朽化した石橋ガス供給所及び南本町ガス供給所を廃止した。

昭和 60 年 8 月には、帝国石油㈱二本木ラインから天然ガスを受け入れる南部ガス供給所が完成し、本市南部地域への都市ガスの安定供給が図られた。また、北本町、春日山、川原町、南部の 4 カ所のガス供給所を結ぶ中圧導管の整備を計画的に推進し、平成 4 年度には中圧導管のループ化が完成した。これにより、平常時の安定化のみならず、緊急時における相互支援等の対応も図られるようになった。

この間、昭和 55 年 12 月には都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可を受ける一方、61 年度からは 5 カ年計画でガス栓安全アダプターの取付けを実施した。更に、平成 3 年度からはマイコンメーターの取付けを開始する等、需要家保安のより一層の充実に努めている。

その後、平成 8 年 11 月には料金体系を複数二部料金制へ移行し、併せてガス冷暖房やコーポレーションシステムの普及促進のため新たに負荷調整料金（小型空調料金、空調夏期料金）を設定した。また、9 年 5 月にはガス大口供給規程を定め、大口供給を開始。同年 9 月には環境対策への積極的な取組みとして天然ガス自動車の導入を開始した。更に、多様化する需要家ニーズに応えるため、13 年 4 月には時間帯別 B 料金を、同年 11 月には家庭用温水暖房料金と融雪料金を新設。続いて、16 年 5 月には空調夏期料金を空調料金に改め冬期料金を設定するほか、コーポレーションシステム料金と小型空調パッケージ料金を新たに設定し、料金メニューの充実に取り組んでいる。

● 旧 柿崎町

昭和 36 年 7 月に発足。37 年 7 月より、帝国石油㈱から購入した天然ガスを原料として 800 戸に供給を開始した。

その後、需要量増加に対処するため、昭和 48 年 8 月に熱量変更(4,500kcal から 10,000kcal)を実施。更なる需要増大に対応するため、昭和 55 年 12 月と平成 15 年 10 月にそれぞれ球形ガスホルダーを建設し供給の安定化に努めている。

また、平成 15 年 8 月には地区整圧器の集中監視システムを導入し、一層の保安確保に努めている。

● 旧 大 潟 町

昭和 33 年 8 月に発足。34 年 1 月から帝国石油(株)が採掘した地元産天然ガスを原料として 888 戸に供給を開始した。

その後、昭和 50 年 8 月に熱量変更(4,500kcal から 10,000Kcal)を実施。さらに増加するガス需要に対応するため、55 年 11 月に第二ガス供給所に球形ガスホルダーを建設した。また、56 年から 58 年にかけ低圧メインルートの老朽管入替工事を実施し、平成元年からは町総合計画に沿った導管網(低圧導管、中圧導管)整備と経年管入替工事を行った。

平成 12 年 8 月には、中圧導管の整備により有水ガスホルダーを廃止するとともに、第一ガス供給所を開鎖し、地区整圧器による供給方式に切替え、16 年 3 月には集中監視システムを導入した。

● 旧 中 郷 村

昭和 38 年 8 月に発足。全国初の村営ガスとして業界から注目された。38 年 12 月から帝国石油(株)二本木ラインより原料ガスを受け入れ供給を開始、ガス需要の増加に伴い、53 年 3 月に有水式ガスホルダーを増設した。平成 5 年 6 月には東京ガス(株)等の支援を得て熱量変更(4,500 Kcal から 10,200 Kcal)を実施した。熱量変更により、中圧でのガストックが可能となったため、平成 10 年 11 月に球形ガスホルダーを建設し、不要となった有水式ガスホルダーを廃止した。また、耐震対策、安定供給のため経年管対策にも取り組んだ。

◇ 上 越 市

平成 17 年 1 月 1 日、上越地域周辺 13 町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）と合併。

ガス事業については、平成 16 年 12 月、柿崎町、大潟町、中郷村との合併認可を受け、合併時から、一般契約料金、供給ガスの標準熱量、本支管工事費の本市負担額を統一した。

平成 20 年 11 月、原油高騰等を受け、ガスの需要が大きく拡大し、現有ガスホルダー能力では不足が生じることが確実となったため、新たに大潟ガス供給所を建設した。旧大潟ガス供給所は大潟第 2 ガス供給所として 21 年 3 月に廃止した。

平成 21 年 7 月、原料ガス購入先である国際石油開発帝石^(株)が翌年 1 月から輸入 LNG を導入し、国産天然ガスとの混合ガスによる供給となることから、原料費調整制度を導入するため、一般ガス供給約款変更認可申請を行った。12 月には 7 月に提出した申請書の補正申請を行い、22 年 1 月に認可を受け、2 月 1 日料金改定を実施した。また、補正申請と合わせて選択供給約款の変更届出も行い、更にお客様のニーズに応えるため、新たに家庭用コーチェネレーションシステム契約を追加設定した。

平成 26 年 4 月からの原料ガス購入価格の上昇及び消費税率の引上げに伴い、4 月 1 日に料金改定を実施した。28 年 11 月 1 日から原料ガスの供給熱量が変更されることに伴い、標準熱量を 43.1MJ から 45.0MJ に変更した。平成 29 年 4 月からの原料ガスの価格体系の変更に伴い、4 月 1 日に料金改定を実施し、さらに新規需要の獲得を促進するため、新築お祝い 3 年割と子育てプラス割の割引制度を導入した。令和 2 年 4 月からの原料ガスの価格体系の変更に伴い、4 月 1 日に料金改定を実施し、さらに新築お祝い 3 年割と子育てプラス割の割引制度の期間延長及び家庭温水暖房契約の対象を拡大した。

令和 3 年 7 月から脱炭素社会の実現へ向けた新たな取組として、大口需要家を対象にカーボンニュートラルガスの供給を開始した。さらに令和 5 年 10 月から選択契約を利用する事業者も対象とし、供給対象者を拡大した。

(2) 主要年譜

旧高田市、旧直江津市

- 大正 7年10月 旧高田市 高田瓦斯㈱を買収（供給戸数409 戸）
・北本町ガス製造所：原料－石炭
　　有水ガスホルダー（800m³）－1基
- 昭和13年 3月 旧高田市 日本石油㈱から天然ガスの受入れを開始
- 30年12月 " 北本町ガス製造所 有水ガスホルダー（3,000m³）を増設
- 31年 1月 旧直江津市 事業認可
　　7月 " 川原町ガス供給所完成（有水ガスホルダー 2,000m³）
　　" " 供給開始（供給戸数924 戸）
- 34年 3月 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー（3,000m³）を増設
- 35年 5月 旧高田市 南本町ガス製造所完成
　　（球形ガスホルダー 3,000m³, 有水ガスホルダー 100m³）
- 40年 3月 旧直江津市 石橋ガス供給所完成（有水ガスホルダー 1,000m³）
- 41年12月 旧高田市 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー（20,000m³）を増設
- 42年12月 旧直江津市 川原町ガス供給所 球形ガスホルダー（15,000m³）を増設

合併前の上越市

- 昭和46年 4月 上越市発足（昭和46年 4月29日）
　　・供給戸数 22,808 戸（高田 13,849 戸・直江津 8,959 戸）
　　・導管総延長 222,464 m（高田122,418 m・直江津100,046 m）
　　・ガスホルダー 10基49,700m³（高田6基28,700m³・直江津4基21,000m³）
　　・供給熱量 4,500 kcal/m³（一部工業用 9,200 kcal/m³）
　　・認可料金 高田 12円55銭・直江津 13円61銭
- 6月 両市のガス事業合併認可
- 48年 1月 供給区域拡張許可（大豆、中屋敷、岩木、飯、滝寺など）
　　5月 供給区域拡張許可（三交地区の一部）
　　" 料金改定（35円93銭/m³・料金一本化）
　　" 供給熱量変更（4,500kcal→10,000kcal・13Aに引上げ）を認可
　　" 熱量変更作業（24,980戸）を開始、12月に終了
- 50年 4月 ガス器具の販売・修理を指定店に委託
　　5月 隔月検針（2ヵ月ごと）認可
　　10月 料金改定認可（53円50銭/m³・改定率49.9%）
- 52年 4月 供給施設の整備拡充3ヵ年計画策定
- 53年 4月 料金改定認可（65円41銭/m³・改定率21.9%）
　　10月 春日山ガス供給所完成（球形ガスホルダー50,000m³）
　　12月 計画供給戸数を30,000戸から33,000戸に改める
- 54年 5月 供給区域拡張許可（中門前、春日、大豆、中屋敷など）
- 55年 1月 石橋ガス供給所廃止
　　3月 供給区域拡張許可（新道・津有・三郷・春日地区の一部）
　　" 木田地内等に高圧管を布設完了
　　" 供給施設の整備拡充3ヵ年計画完了
　　10月 料金改定認可（87円69銭/m³・改定率34.1%）
　　12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 56年 5月 供給区域拡張許可（金谷・和田地区の一部）
　　12月 南本町ガス供給所廃止認可
- 57年 7月 料金改定認可（101円85銭/m³・改定率16.49%）
- 58年11月 供給区域拡張許可（金谷地区の残り）

- 昭和59年 6月 ガス水道局庁舎完成
- 60年 8月 南部ガス供給所完成（球形ガスホルダー20,000m³）
- 61年 6月 ガス栓安全アダプター取付け作業（5ヵ年計画）開始
⇒平成 3年 3月 135,371個を取付け作業終了
- 平成元年 3月 料金改定認可（97円98銭／m³・改定率△3.5%）
4月 消費税導入
 - 〃 計画供給戸数を33,000戸から37,000戸に変更
 - 〃 高田公園にガス灯を設置
- 3年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 4年12月 供給区域拡張許可（七ヶ所新田地区の一部）
- 5年11月 川原町ガス供給所 有水ガスホルダー（2,000m³）廃止
- 6年 3月 供給区域拡張許可（大字寺町、西田中）
 - 4月 計画供給戸数を37,000戸から41,000戸に変更
 - 6月 供給規程以外の供給条件（冷房料金）の認可
 - 11月 供給区域拡張許可（長者町、本長者原、天野原新田、西松野木）
 - 12月 供給区域拡張許可（新潟県南部工業団地の第1期工事分）
- 7年 7月 供給規程以外の供給条件の認可（災害救助法適用に係る料金一部減免）
- 8年 3月 局庁舎に地震計を設置
 - 4月 高圧送出導管を中圧導管に変更認可
 - 10月 料金改定（95円52銭／m³・改定率△1.6%）及び小型空調契約、空調夏期契約認可
 - 11月 毎月検針に移行
- 9年 3月 南本町ガバナー室に地震計を設置
 - 〃 料金改定議決（消費税等3%→5%）
 - 5月 大口供給開始
 - 9月 天然ガス自動車（小型貨物車2台）導入
 - 10月 供給区域拡張許可（新潟県南部工業団地の残り）
 - 12月 春日山ガス供給所 第2号球形ガスホルダー（50,000m³）完成
- 10年 1月 計画供給戸数を41,000戸から47,000戸に改める
 - 2月 ISO 14001 認証取得
 - 8月 北本町ガス供給所有水ガスホルダー（3,000m³）廃止
 - 〃 川原町ガス供給所廃止（球形ガスホルダー3,000m³及び15,000m³廃止）
 - 10月 検針にハンディーターミナルを導入
- 11年 1月 春日山ガス供給所 高圧受入導管及び高圧整圧器を帝国石油㈱に譲渡
 - 2月 低圧ガス導管の2ブロック化完成
 - 3月 供給規程変更（S I化）の認可
 - 10月 南部ガス供給所球形ガスホルダー 20,000m³供用中検査
- 12年 2月 川原町ガス供給所球形ガスホルダー 3,000m³解体
 - 3月 供給規程から供給約款への移行（3/31届出、4/10実施）
 - 6月 供給区域拡張許可（荒屋の一部）
 - 10月 天然ガススタンド契約設定
- 13年 4月 時間帯別B契約設定
 - 8月 簡易ガス抽水装置導入
 - 9月 供給区域拡張許可（岡原、中箱井、上箱井の一部）
 - 11月 家庭用温水暖房契約及び融雪契約設定
- 14年 2月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A4N×2台
 - （ガス工作物軽微変更届出、供給約款以外の供給条件の認可）
 - 5月 供給区域拡張許可（三郷、和田地区の一部）
 - 8月 管内検査用テレビカメラ装置導入
 - 12月 北本町ガス供給所球形ガスホルダー20,000m³開放検査
- 15年12月 春日山ガス供給所球形2号ガスホルダー50,000m³開放検査

- 平成16年 3月 川原町ガスホルダー15,000m³解体
- 5月 料金改定（96円00銭／m³・改定率△5.04%）
 及びコージェネレーションシステム契約、小型空調パッケージ契約認可
- 〃 供給ガスの標準熱量を41.8605MJから43.1MJに変更
- 8月 供給区域減少許可（金谷、春日、保倉、北諏訪、谷浜地区の各一部）
- 11月 供給約款等以外の供給条件の認可（中越大震災による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）

旧柿崎町

- 昭和36年 7月 事業認可（供給戸数800戸、供給熱量4,500 kcal／m³）
- 48年 8月 供給熱量変更（4,500kcal→10,000kcalに引上げ）を認可
- 55年12月 球形ガスホルダー（10,000m³）完成
- 56年 3月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
- 61年10月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始
 〃 球形ガスホルダー（10,000m³）開放検査
- 平成 5年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 6年 8月 ガス水道課事務所に地震計を設置
- 8年 8月 自動熱量分析装置（ガスクロマトグラフ）を導入
- 13年 4月 ガス工作物変更届出（有水ガスホルダー廃止：供給戸数2,645戸）
 8月 有水ガスホルダー（1,000m³）解体
- 15年 8月 集中監視システムを導入
 10月 球形ガスホルダー（15,000m³）完成
- 16年10月 球形ガスホルダー（10,000m³）開放検査
 12月 大口供給開始

旧大潟町

- 昭和33年 8月 事業認可（供給戸数888戸、供給熱量4,500 kcal／m³）
- 44年10月 第2ガス供給所建設
- 50年 7月 供給熱量変更（4,500 kcal→10,000 kcalに引上げ）を認可
- 55年11月 球形ガスホルダー（10,000m³）完成
 12月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業許可
- 61年 5月 ガス栓安全アダプター取付け作業開始
⇒平成2年3月：8,162個を取付け作業終了
- 63年 9月 供給所球形ガスホルダー（10,000m³）開放検査
- 平成 3年 4月 マイコンメーターの取付けを開始
- 7年 6月 検針にハンディーターミナルを導入
 〃 ガス水道課事務所に地震計を設置
 8月 自動熱量分析装置（ガスクロマトグラフ）を導入
- 9年10月 天然ガス自動車導入
- 12年 8月 有水ガスホルダー（1,000m³）廃止
 9月 供給所球形ガスホルダー（10,000m³）開放検査
- 13年 2月 供給区域拡張許可（旧頸城村城野腰の一部）
 4月 都市ガス警報機器リース事業開始
 11月 有水ガスホルダー（1,000m³）解体
- 14年 8月 中圧ガス導管電気防食装置設置（外部電源装置）
- 16年 3月 集中監視システムを導入

旧中郷村

- 昭和38年 8月 事業認可（供給戸数935戸、供給熱量4,500 kcal／m³）
 - 53年 3月 有水ガスホルダー（2,000m³）建設
 - 55年10月 都市ガス警報器及び関連機器の販売事業認可
 - 平成 5年 6月 供給熱量変更（4,500kcal→10,200kcalに引上げ）を認可
 - 6年 6月 有水ホルダー（300m³）解体
 - 10年11月 球形ホルダー（10,000m³）建設
 - 15年 7月 有水ガスホルダー（2,000m³）解体
 - 16年 9月 大口供給開始
-

上越市

- ◇ 平成16年12月 柿崎町、大潟町、中郷村との平成17年1月1日付のガス事業合併認可
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併（平成17年1月1日）
 - 〃 緊急時画像通信システム導入
 - 〃 衛星携帯電話導入（本局舎3台・営業所9台）
- 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
 - 〃 マッピングシステム完成（合併前の上越市の区域）
 - 〃 C A D 計算システム導入
- 8月 供給区域拡張許可（上千原の一部）
- 9月 一般ガス供給約款、選択約款の変更届出（合併に際し地域ごとに運用していた供給約款及び選択約款を統一）
- ◇ 18年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可（平成18年豪雪による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）
 - 2月 託送供給約款届出
- 10月 供給区域拡張許可（頸城区下米岡、榎井、松橋、下中島、松橋新田、城野腰の一部）
- ◇ 19年 4月 託送供給約款変更届出
 - 7月 供給約款等以外の供給条件の認可（新潟県中越沖地震による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）
 - 〃 新ガス供給所の建設に着手（新大潟ガスホルダー：容量70,000m³）
- ◇ 20年10月 春日山ガス供給所球形1号ガスホルダー（50,000m³）開放検査
 - 11月 柿崎ガス供給所球形2号ガスホルダー（15,000m³）開放検査
 - 〃 大潟ガス供給所完成（球形ガスホルダー70,000m³）
(旧大潟ガス供給所の名称を「大潟第2ガス供給所」とする。)
 - 〃 ガス中央監視場所を春日山から本局へ移設
- ◇ 21年 3月 大潟第2ガス供給所球形ガスホルダー（10,000m³）廃止
 - 11月 南部ガス供給所球形ガスホルダー（20,000m³）開放検査
- ◇ 22年 1月 一般ガス供給約款変更認可（103円74銭／m³・改定率7.01%）
 - ⇒平成22年2月1日実施
 - 〃 選択約款、託送供給約款変更届出及び家庭用コーポレーションシステム契約の設定に伴う届出
 - 3月 移動式簡易ガス発生装置導入 PA-13A30NA×1台
(ガス工作物軽微変更届出)
 - 10月 ガス水道フェア10周年、リージョンプラザ上越インドアスタジアムにて開催
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センターを開設
 - 2月 中郷ガス供給所管理棟建替え
 - 3月 供給約款等以外の供給条件の認可（長野県北部地震による災害救助法適用に伴うガス料金等の一部免除）

- ◇平成23年 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
 　〃 供給約款等以外の供給条件の認可（東日本大震災により被災されたお客様に対するガス料金等の一部免除）
 　8月 合併前上越から大潟間の中圧幹線昇圧化
- ◇ 25年10月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（15,000m³）開放検査
 　11月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
- ◇ 26年 1月 一般ガス供給約款変更認可（119円77銭／m³・改定率10.81%）
 　（消費税5%→8%）
 　　⇒平成26年4月1日実施
- 3月 柿崎ガス供給所 外部電源装置設置
 　10月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
- ◇ 28年 1月 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）廃止
 　8月 供給約款変更届（供給区域の町（字）の変更）
 　9月 供給約款、選択約款及び託送供給約款変更届出（供給ガスの標準熱量を43.1MJから45.0MJに変更） ⇒平成28年11月1日実施
 　12月 託送供給約款の認可 ⇒平成29年4月1日実施
- ◇ 29年 1月 供給約款等以外の供給条件の認可（糸魚川市における大規模火災により被災されたお客様に対するガス料金の支払期限の延長）
 　〃 柿崎ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）解体
 　〃 大潟第2ガス供給所 球形ガスホルダー（10,000m³）解体
 　4月 ガスシステム改革の実施
 　　料金改定（改定率△4.98%） ⇒平成29年4月1日実施
 　　〃 ガス料金割引制度（新築お祝い3年割、子育てプラス割）の導入
 　　〃 大潟区営業所を北部営業所に統合
 　11月 北本町ガス供給所 球形ガスホルダー（20,000m³）解体
- ◇ 30年 7月 優良地方公営企業総務大臣表彰の受賞
 　10月 公営ガス事業100周年記念式典の挙行
- ◇ 31年 3月 中央監視装置の更新（供給施設の一元監視化）
 　〃 供給条例の一部改正（原料価格の変動に伴う調整単位料金の上限額の撤廃）
 　　⇒令和元年5月1日実施
- ◇令和元年 6月 託送供給約款変更届（工業標準化法の一部改正）
 　　⇒令和元年7月1日実施
 　8月 託送供給約款変更届、最終保障供給約款変更届（消費税率の引上げ 8%→10%）
 　　⇒令和元年10月1日実施
 　12月 供給条例の一部改正（令和2年4月からの原料ガス購入価格の変更に伴う都市ガス料金の改定）
 　　〃 託送供給約款変更届（託送料金の改定、本支管工事等における本市負担額の改定及び供給区域の町名変更）
 　　⇒令和2年4月1日実施
- ◇ 2年 1月 託送供給約款変更届（上越市託送供給規程との整合を図る文言整理）
 　　⇒令和2年4月1日実施
 　3月 最終保障供給約款変更届（最終保障供給約款に定めるガス料金の改定）
 　　⇒令和2年4月1日実施
 　4月 料金改定（改定率△2.57%） ⇒令和2年4月1日実施
 　10月 ガス水道局庁舎新築工事竣工
 　　⇒令和2年11月24日業務開始、庁舎内にショールーム「ガステラス」を設置
- ◇ 3年 4月 中郷区営業所を南部営業所に統合し、板倉区総合事務所内に移転
 　7月 大口需要家を対象にカーボンニュートラルガスの供給を開始

- ◇令和 4年 12月 供給条例の一部改正(令和5年4月からの原料ガス購入価格の変更に伴う都市ガス料金の改定)
〃 託送供給約款変更届 (託送料金の改定)
⇒令和5年4月1日実施
- ◇ 5年 2月 国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金を活用し、令和5年1月使用（2月検針）分から令和5年2月使用（3月検針）分の都市ガス料金の値引きを実施
〃 ガス事業の経営指針・実施計画として「上越市第3次ガス事業中期経営計画」を策定
3月 最終保障供給約款変更届（最終保障供給約款に定めるガス料金の改定）
4月 料金改定(改定率△1.11%) ⇒令和5年4月1日実施
10月 選択契約を利用する事業者を対象にカーボンニュートラルガスの供給を開始
- 6年 4月 ガス経年灯外内管改善工事補助制度を開始
5月 国の電気・ガス価格激変緩和対策事業の補助金を活用し、令和6年4月使用（5月検針）分から令和6年6月使用（7月検針）分、令和6年8月使用（9月検針）分から令和6年11月使用（12月検針）分の都市ガス料金の値引きを実施

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

上 越	本 局	新潟県上越市 春日山町3丁目1番63号	
	春日山ガス供給所	〃	大字中門前153番地
	南部ガス供給所	〃	大字地頭方449番地
柿崎区	北部営業所	〃	柿崎区直海浜1386番地
	柿崎ガス供給所	〃	〃
大潟区	大潟ガス供給所	〃	大潟区渋柿浜864番地1
中郷区	南部営業所	〃	板倉区針722番地1
	中郷ガス供給所	〃	中郷区藤澤967番地1

(2) 代表者氏名

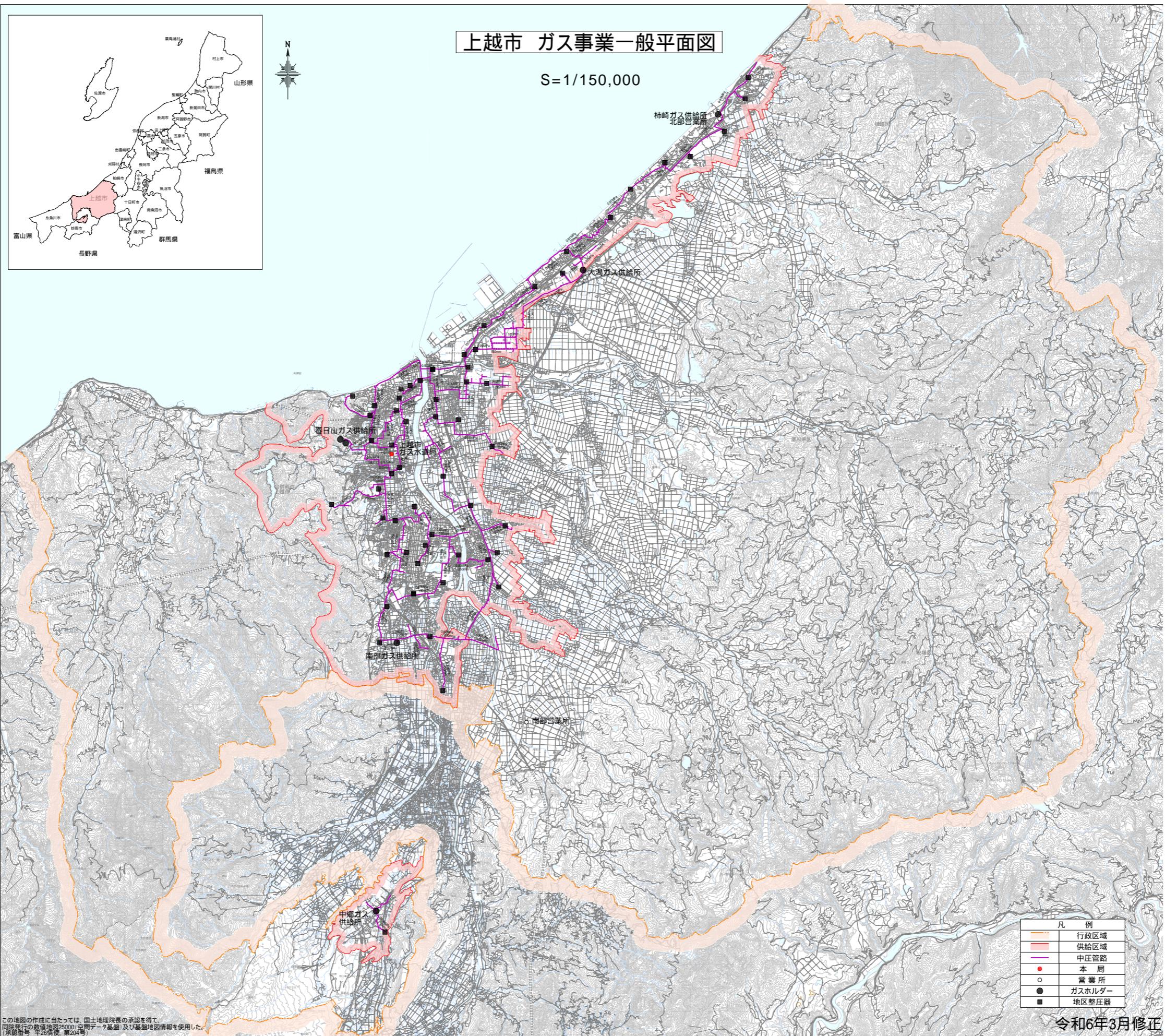
- ・上越市ガス水道事業管理者 高橋一之 (令和3年4月1日就任)
(令和7年4月1日再任)

(3) 職員数

- ・47名 〈ガス主任技術者 甲種7名、乙種25名〉 (令和7年4月1日現在)

(4) 事業認可

旧高田市	大正 7年 10月 1日	(事業開始 大正 7年 10月24日)
旧直江津市	昭和 31年 1月 6日	(事業開始 昭和 31年 7月10日)
事業の合併認可	昭和 46年 6月 5日	(合併日 昭和 46年 4月29日)
事業認可	昭和 55年 12月 8日	(都市ガス警報器とその関連機器販売)
旧柿崎町	昭和 36年 7月 12日	(事業開始 昭和 37年 7月 31日)
旧大潟町	昭和 33年 8月 5日	(事業開始 昭和 34年 1月 4日)
旧中郷村	昭和 38年 8月 3日	(事業開始 昭和 38年 12月 21日)
事業の合併認可	平成 16年 12月 6日	(合併日 平成 17年 1月 1日)



(5) 供給区域

- ・令和元年12月19日実施の上越市ガス供給規程より

新潟県上越市南本町一丁目、二丁目、三丁目、本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、七丁目、北本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、仲町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、寺町一丁目、二丁目、三丁目、東本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、南城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、東城町一丁目、二丁目、三丁目、西城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大手町、北城町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、幸町、栄町、南新町、本城町、中通町、新町、南高田町、高土町受地、高土町一丁目、二丁目、三丁目、稻田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日古川新田、大字大日新田、大字大道新田、大字赤塚新田、とよば、大字子安新田、子安新田、大字子安、子安、大字鴨島、鴨島、鴨島一丁目、二丁目、三丁目、新南町、大字茨沢、大字藤塚、大字今池、大字上新町、大字下新町、桜町、大字上稻田、大字下稻田、大字四ヶ所、大字戸野目、大字西市野口、大字戸野目古新田、大字門田新田、大字荒屋字入足、田園、大字上野田、大字長面、平成町、大字中田原、大字大貫、大貫一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、大字京田、大字上中田、上中田、大字下中田、大字青木、大字地頭方、大字稻荷、大字向橋、大字灰塚、大字黒田、大字朝日、大字下馬場、大字小滝、大字上門前、大字土橋、土橋、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、二丁目、大字木田、大字薄袋、大字藤新田、藤新田一丁目、二丁目、大字寺分、大字春日、大字中屋敷、大字大豆、大字中門前、中門前一丁目、二丁目、三丁目、木田一丁目、二丁目、三丁目、春日山町一丁目、二丁目、三丁目、大豆一丁目、二丁目、春日野一丁目、二丁目、新光町一丁目、二丁目、三丁目、大字岩木、山屋敷町、大学前、大字上正善寺、大字中正善寺、大字下正善寺、大字滝寺、大字飯、大字塚田新田、御殿山町、昭和町一丁目、二丁目、上昭和町、大字三交、大字今泉、大字土合、大字脇野田、大字荒町、大字高田新田、大字石沢、大字寺町、大字西田中、大和一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、大字岡原、大字中箱井、大字上箱井、大字下箱井字小鍋太郎、字大将新田、字北藪野、字顯法寺、大字丸山新田字倉下、字瀬違浦、字代官袋、大字七ヶ所新田字茶屋、字前田、字加吹川原、字下川原、字河之川原、字小鍋太郎、字船場、字船場川原、大字島田下新田字瀬違、大字長者町字稻葉のうち市道下四ツ屋長者町線以北、字畠ヶ田、字長者原、字浦ノ畠、字屋敷添、字中橋、字柳ノ内、大字本長者原、大字天野原新田、大字西松野木字中川原、字東原、字中通、字南畠、字仲田、字西向、字渡辺、字原割、字屋敷添、字内五林木、字五林木、字平塚、字下ノ坪、字小川原、字上川原、字向川原、字谷内、大字藪野、大字辰尾新田、大字東稻塚新田、大字下稻塚、大字下四ツ屋、西本町一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、中央一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、住吉町、港町一丁目、二丁目、東雲町一丁目、二丁目、栄町一丁目、二丁目、東町、大字直江津、大字塩屋、大字八幡、大字轟木、大字高崎新田、五智一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、六丁目、国府一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、加賀町、五智新町、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字五智国分、大字居多、石橋一丁目、二丁目、石橋、大字石橋、春日新田一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、大字春日新田、大字虫生岩戸、大字小猿屋、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、大字福田、福田町、佐内町、大字佐内、三ツ屋町、大字三屋、安江一丁目、二丁目、三丁目、大字安江、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、下門前、大字塩屋新田、塩屋新田、川原町、大字小猿屋新田、大字福橋、大字横曾根、大字下真砂、大字上吉新田、大字下吉新田、大字上黒井、大字黒井、日之出町、大字上荒浜、大字南荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字南原、大字夷浜、大字夷浜新田、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字上千原字江尻、宇谷内、字大枝、字大枝割、字六十歩、字下三番割(農道中江447号線以北かつ市道北陸自動車道北1号線以西に限る。)

柿崎区柿崎10355-1番地、10355-2番地、10355-3番地、10356-1番地、10356-2番地、10356-3番地、10356-4番地、10356-5番地、10356-6番地、10356-7番地、10356-8番地、10356-9番地、10356-10番地、10356-11番地、10357番地、10358-1番地、10358-2番地、10359-1番地、10359-2番地、10361-1番地、10361-2番地、10361-3番地、10361-4番地、10362番地、10364番地、10366-1番地、10367番地、10368番地、10369番地、10374番地、10383番地、10383-1番地、10384-1番地、10385-1番地、10385-2番地、10390番地、10391番地、10396-1番地、10396-2番地、10401番地、10408番地、10506-1番地、10506-2番地、10507-1番地、10507-2番地、10508-1番地、10508-2番地、字猫谷内、字越前、字上ノ山、字林腰、字覚戸、字藤木、字江俣木、字木崎山、字清水田、字小河向、字笛崎、字中嶋、字八反田、字西脇、字覚目、字家ノ地、字袋田、字長峯、字家ノ地前、字新田町、字上町、字水戸町、字仲裏町、字住吉町裏、字仲町、字住吉町、字大門町、字人見山、字下町裏、字諏訪町、字大久保、字新町、字鍋屋町、字小萱丁、字江戸丁、字小萱丁浦、字削場、字あけぼの、直海浜、三ツ屋浜、上下浜、馬正面、坂田新田、川井、法音寺、上下浜新田

大潟区雁子浜、九戸浜、九戸雁子上下浜立会、潟町、土底浜、四ツ屋浜、下小船津浜、上小船津浜、潟守新田、渋柿浜、犀潟、浜雁子新田の一部、蜘蛛池の一部、岩野古新田の一部、長崎の一部

頸城区西福島、北四ツ屋字大野、浮島字大野、字大併、字南田、下吉(字屋敷添、字古屋敷、字稻荷袋、字道三野及び字越石を除く。)、上吉(字屋敷添、字吉原、字南畠及び字葭原を除く。)、下米岡字砂田、字八反町、字川北、字砂原、下三分一字沖田、字本田、字縄口、松本字向田、字前田、榎井字砂原、松橋字砂原、松橋新田字川北、下中島字砂原、城野腰字北谷内、字砂原

中郷区藤沢字蟻塚、字呑口、字古屋敷、字東畠、字江ノ山、字下九万田、字船岡山、字土林、字榎畠、字赤坂、字西浦、字西ヶ窪、字松ノ木田、字野林、字西林、字馳原、字郷清水、字九万田、坂本字北ノ原、字和田、字タラヌキ、字金山、字奥城、字外窪、二本木字御所、字北ノ原、苗代、前田、西峯、西田、道光、茗荷沢、岩崎、上ノ原、和田原、和田、東金山、田中田、若宮、西林、北野畔、下中島、下滝ノ沢、上原裏、原裏、西金山、賓腰、大沼、南野畔、野畔、上滝ノ沢、上中島、中島、四ッ屋口、金山、タラヌキ、下原裏、松崎字道作、字浦畠、字寺久保、字宮田、字田中田、字上滝ノ沢、四ッ屋、板橋字東浦、字寺山、字金山、字松ノ木、字坂ノ下、字江端、字西浦、字西ヶ久保、字鶴ヶ峰、字一ノ沢、字八斗蒔原、字蟻塚、字櫻塚、字蟹田、八斗蒔字林尻、字四ッ屋口、字大西、字滝ノ沢、字下原大西、字西ノ窪、字北道東、字北林、字屋敷前、字前畠、字南畠、字宗才塚、字林際、字前野、字宮ノ外、字中西、字前田、字前大道、字下原道西、字中嶋、字北野

(6) 供給区域面積

- 129.6 km²

(合併前の上越市 99.6km² 柿崎区 10.9km² 大潟区 7.8km² 中郷区 9.2km² 頸城区 2.1km²)

(7) 計画供給戸数

- 計画供給戸数 54,400 戸 (平成17年1月施行)
- 計画一日最大供給量 314,000 m³ (平成18年4月施行)

(8) 供給ガスの種類

- 種類 13A (天然ガス)
- 標準熱量 45.0 MJ/m³N
(※ 45.0 MJ/m³N = 10,750 kcal/m³N)

(9) 原料ガスの購入先

- 購入先 株式会社INPEXJAPAN

(10) ガス料金 〈税込〉 (令和5年4月1日以降適用料金)

① 一般契約料金 (②から⑩以外の一般契約の料金)

使用量区分	0m ³ ～25m ³	26m ³ ～150m ³	151m ³ ～
基本料金 (1か月当たり)	374.00 円	418.00 円	638.00 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	177.99 円	176.22 円	174.76 円

② 小型空調契約料金

契約種別	1種	2種	3種
基本料金 (1か月当たり)	4,840 円	2,200 円	550 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	160.79 円	164.93 円	169.98 円
	142.87 円	147.01 円	152.06 円

※ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP) の空調機器または冷凍能力の合計が105.5kW以下のガス吸収式の空調機器を、専用ガスマーターを設置して使用する契約。

年間使用量に応じて、1種～3種の契約種別を選択できる。

③ 空調契約料金

その他期(4月～11月)料金表

契約種別	1種	2種	3種
基本料金	定額基本料金 (1か月当たり)	33,000 円	6,600 円
	流量基本料金 (契約使用可能量1m ³ 当たり)	459.39 円	459.39 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	132.95 円	137.55 円	140.99 円

冬期(12月～3月)料金表

使用量区分	0m ³ ～25m ³	26m ³ ～150m ³	151m ³ ～500m ³	501m ³ ～2,500m ³	2,501m ³ ～
基本料金 (1か月当たり)	374.00 円	418.00 円	638.00 円	2,838.00 円	13,838.00 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	177.99 円	176.22 円	174.76 円	170.36 円	165.96 円

※ガス空調機器を、専用ガスマーターを設置して使用する契約。

- 年間使用量に応じて、1種～3種の契約種別を選択できる。
- 冬期(12月～3月)は1種～3種とも統一料金となる。

④ 天然ガススタンド契約料金

基本料金 (1か月当たり)	8,514.00 円
基準単位料金 (1m ³ 当たり)	125.41 円

※天然ガス自動車用スタンドで専用ガスマーターを設置して使用する契約。

⑤ 時間帯別B契約料金

契約種別		1種	2種
基本料金 (甲)	定額基本料金 (1か月当たり)	147,400 円	33,000 円
	流量基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	780.96 円	780.96 円
基本料金 (乙)	昼間基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	8.95 円	8.95 円
	夜間基本料金 (契約最大使用量1m ³ 当たり)	3.21 円	3.21 円
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)		117.79 円	124.88 円

※下記条件をすべて満たす場合で、発信器付ガスマーター及びデマンド計を設置して使用する契約。

使用量に応じて、1種、2種の契約種別を選択できる。

- ・契約最大使用量が1時間当たり7m³以上であること。
- ・契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
- ・契約月平均使用量が860m³以上であること。
- ・契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
- ・契約年間負荷率が1種の場合は70%以上、2種の場合は65%以上であること。
- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整（供給の制限又は中止）に応じられる需要であること。

⑥ 家庭用温水暖房契約料金

使用量区分	冬期（12月～4月）		その他期 (5月～11月)
	0m ³ ～150m ³	151m ³ ～	
基本料金 (1か月当たり)	1,364.0 円	1,980.0 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	145.18 円	141.08 円	一般契約料金を適用

※専用住宅又は併用住宅で、家庭用温水暖房機器を使用している場合でガスマーターの号数が

16m³/h以下の一般家庭向けの契約。

冬期（12月～4月）の検針分に適用され、5月～11月までは一般契約料金となる。

⑦ 融雪契約料金

使用量区分	冬期（12月～4月）			その他期 (5月～11月)
	0m ³ ～1,000m ³	1,001m ³ ～3,000m ³	3,001m ³ ～	
基本料金 (1か月当たり)	1,650 円	3,190 円	8,470 円	一般契約料金を適用
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	152.26 円	150.72 円	148.96 円	一般契約料金を適用

※専用のガスマーターを設置し、道路・駐車場・屋根などの融雪を行う場合の契約。

冬期（12月～4月）の検針分に適用され、5月～11月までは一般契約料金となる。

⑧ コージェネレーションシステム契約料金

契 約 種 别		1 種	2 種
基 本 料 金	定額基本料金 (1か月当たり)	66,000 円	11,000 円
	流量基本料金 (契約最大使用量 1 m ³ 当たり)	1,378.19 円	1,378.19 円
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)		123.02 円	129.91 円

※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。1種、2種の契約種別がある。

- ・コージェネレーションシステムを使用すること。
- ・ガスエンジン等の定格発電出力が1種の場合は50kW以上、2種の場合は5kW以上であること。
もしくはガスエンジン等の定格軸出力が1種の場合は55kW以上、2種の場合は6kW以上であること。
- ・設置するコージェネレーションシステムの使用予定に基づいて契約最大使用量及び契約月別使用量を定めることができること。
- ・契約年間使用量が契約最大使用量の600倍以上であること。
- ・契約年間引取量が契約年間使用量の70%以上であること。
- ・契約年間負荷率が1種の場合は75%以上であること。
- ・不測の需給逼迫等の緊急時において、緊急調整(供給の制限又は中止)に応じられる需要であること。

⑨ 小型空調パッケージ契約料金

使 用 量 区 分	冬期 (12月～3月)	その他の期 (4月～11月)
基 本 料 金 (1か月当たり)	6,600 円	6,600 円
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	156.43 円	140.69 円

※下記条件で小型空調機器と一般のガス消費機器を併用する場合の契約で双方の使用量を合算し料金を算定する。

- ・小型空調機器の冷房または冷凍能力が、ガスエンジンヒートポンプ方式(GHP)の場合は28kW以上、ガス吸収式にあっては28kW以上105.5kW以下であること。

⑩ 家庭用コージェネレーションシステム契約料金

基 本 料 金 (1か月当たり)	1,364.00 円
基準単位料金 (1 m ³ 当たり)	135.17 円

※下記条件をすべて満たす場合で使用する契約の料金。

- ・専用住宅または併用住宅で、家庭用コージェネレーションシステムを設置していること。
- ・一需要場所におけるメーター能力が16m³/h以下であること。
- ・家庭用コージェネレーションシステムの定格発電出力が5.0kW未満であること。

3 施設の概要

(1) 供給所及びガスホルダー

ガス供給所		ガスホルダー				
		形式	幾何容積	最高使用圧力	貯蔵容量	建設年度
上 越	春日山ガス供給所	球形式	5,060 m³	0.971 MPa	50,000 m³	1978(S53)
		球形式	5,060 m³	0.971 MPa	50,000 m³	1997(H 9)
	南部ガス供給所	球形式	4,003 m³	0.490 MPa	20,000 m³	1985(S60)
柿崎区	柿崎ガス供給所	球形式	1,500 m³	0.99 MPa	15,000 m³	2003(H15)
大潟区	大潟ガス供給所	球形式	7,014 m³	0.99 MPa	70,000 m³	2008(H20)
中郷区	中郷ガス供給所	球形式	1,000 m³	0.99 MPa	10,000 m³	1998(H10)
合計		6基			215,000 m³	

(2) 整圧器室

整圧器室等	箇所数[58]	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
中圧整圧器室	[4]	三ツ屋町	1976(S51)	木田西	1979(S54)	伊豆殿	1980(S55)
		川原町	2006(H18)				
		国府3丁目	1970(S45)	国府1丁目	1978(S53)	石橋2丁目	1979(S54)
		北部木田	1982(S57)	中央1丁目	1986(S61)	西本町3丁目	1987(S62)
		直江津駅前	1993(H 5)	春日野1丁目	1982(S57)	石橋1丁目	1993(H 5)
		新光町3丁目	1995(H 7)	五智6丁目	1999(H11)		
		福田	1972(S47)	西ヶ窪浜	1979(S54)	黒井駅前	1980(S55)
		春日新田5丁目	1983(S58)	平岡	1984(S59)	黒井工業団地	1989(H 1)
		佐内町	1992(H 4)	小猿屋	2001(H13)	下門前	2010(H22)
		安江	2017(H29)	西福島	2020(R 2)		
		昭和町2丁目	1971(S46)	寺町2丁目	1980(S55)	大貫4丁目	1980(S55)
		飯	1981(S56)	東城町3丁目	1983(S58)	下正善寺	1984(S59)
		南本町3丁目	1985(S60)	黒田	1985(S60)	大学前	1993(H 5)
		西城町3丁目	1994(H 6)	大手町	1995(H 7)	東城町1丁目(GBOX)	2002(H14)
		東本町3丁目	2010(H22)	西田中	2013(H25)	土橋	2014(H26)
		大和2丁目	2015(H27)	中田原	2021(R 3)		
		寺	1985(S60)	茨沢	1985(S60)	下新町	1987(S62)
		平成町	1992(H 4)	子安	1995(H 7)		
		上下浜	1981(S56)	坂田新田	1987(S62)	柿崎8区(GBOX)	2009(H21)
		あけぼの(GBOX)	2010(H22)	馬正面(GBOX)	2022(R 4)		
		犀潟	1988(S63)	渋柿浜	1996(H 8)	四ツ屋浜	2000(H12)
		雁子浜	2001(H13)				
		二本木	2007(H19)				

上越の直江津1、直江津2、高田1、高田2は単位ブロックによる分類

(3) 流量計

施設名称		建設年度	最大計量能力
上 越	下米岡	2024 (R6)	2,000 m³/時

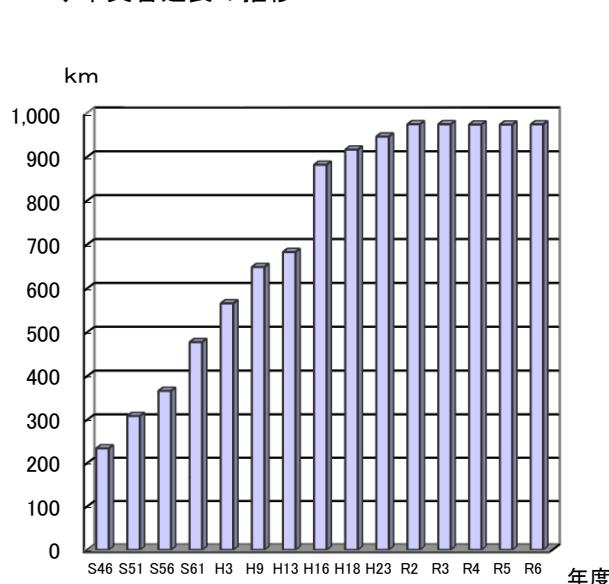
(3) 導管延長

① 本支管・供給管の延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	本支管	供給管	合 計
2年度	974, 527	180, 067	1, 154, 594
3年度	974, 495	180, 034	1, 154, 529
4年度	973, 799	180, 020	1, 153, 819
5年度	973, 677	180, 048	1, 153, 725
6年度	974,257	180,170	1,154,427
上 越	800, 046	154, 209	954, 255
柿 崎 区	66, 494	11, 929	78, 423
大 濁 区	83, 079	8, 363	91, 442
中 郷 区	24, 638	5, 669	30, 307

◇本支管延長の推移



年 度	本支管の延長
S46	234, 500
S51	309, 170
S56	366, 682
S61	477, 925
H3	566, 235
H9	649, 113
H13	683, 260
H16	882, 233
H18	916, 681
H23	946, 524
R2	974, 527
R3	974, 495
R4	973, 799
R5	973, 677
R6	974,257

※平成15年度以前は合併前の上越市の値

② 本支管の圧力別・管種別延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	中 圧 管			低 圧 管				合 計
	鋼 管	P E 管	小計	鋼 管	鉄管	P E 管	小計	
2年度	139, 644	1, 744	141, 388	89, 435	205, 742	537, 962	833, 139	974, 527
3年度	139, 685	1, 744	141, 429	88, 135	203, 938	540, 993	833, 066	974, 495
4年度	138, 915	1, 744	140, 659	87, 280	203, 024	542, 836	833, 140	973, 799
5年度	138, 932	1, 744	140, 676	86, 021	199, 989	546, 991	833, 001	973, 677
6年度	139,738	1,744	141,482	84,598	198,434	549,743	832,775	974,257
上 越	114, 791	0	114, 791	22, 584	197, 969	464, 702	685, 255	800, 046
柿 崎 区	11, 489	0	11, 489	20, 524	0	34, 481	55, 005	66, 494
大 濁 区	12, 418	0	12, 418	37, 831	465	32, 365	70, 661	83, 079
中 郷 区	1, 040	1, 744	2, 784	3, 659	0	18, 195	21, 854	24, 638

(4) 電気防食装置

区分	箇所数	施設名称				
外部電源装置	[5]	上越	岩木整圧器室、城東中学校、藤野新田			
		柿崎区	柿崎ガス供給所			
		大潟区	下小船津浜13			
選択排流装置	[1]	柿崎区	*直海浜(信越本線出羽踏切付近)			

*は休止中の施設

(5) 非常用自家発電設備

地区	設置場所	形 式	出 力	燃 料	燃料タンク	設置年度
上 越	春日山ガス供給所	ディーゼル発電機	5kVA×100V	軽油	60 ℥	2023(R 5)
	南部ガス供給所	ディーゼル発電機	5kVA×100V	軽油	70 ℥	2019(R 1)
柿崎区	柿崎ガス供給所	ディーゼル発電機	8kVA×100/200V	軽油	62 ℥	2019(R 1)
大潟区	大潟ガス供給所	ディーゼル発電機	5kVA×100V	軽油	36 ℥	2008(H20)

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

年 度	供給区域内			行政区域内		
	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%) b/a	総戸数(戸) a	供給戸数(戸) b	普及率(%) b/a
2年度	57,704	46,770	81.1	76,546	46,770	61.1
3年度	58,003	46,676	80.5	76,674	46,676	60.9
4年度	58,661	46,528	79.3	77,355	46,528	60.1
5年度	58,590	46,262	79.0	77,318	46,262	59.8
6年度	59,031	46,085	78.1	77,650	46,085	59.3
上 越	52,281	40,503	77.5	(55,250)	40,503	73.3
柿 崎 区	2,522	2,121	84.1	(3,339)	2,121	63.5
大 鴻 区	3,433	2,761	80.4	(3,660)	2,761	75.4
中 郷 区	795	700	88.1	(1,299)	700	53.9

※上越の供給区域内総戸数には頸城区分を含む（上越51,674戸、頸城区607戸）

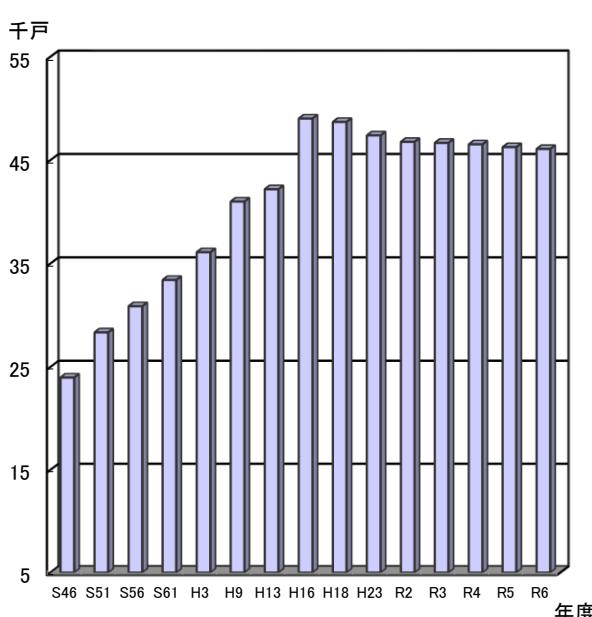
※行政区域内の総戸数は内訳と一致しない

<供給区域内> ガス事業年報等における普及率の算出値

年 度	一般世帯数 (戸) a	ガスマーター取付数(個)		普 及 率 (%)	
		総 数 b	家庭用 c	全 体 b/a	家庭用 c/a
2年度	57,537	53,999	49,568	93.9	86.1
3年度	58,532	54,016	49,609	92.3	84.8
4年度	58,531	53,842	49,444	92.0	84.5
5年度	58,461	53,755	49,360	92.0	84.4
6年度	58,901	53,572	49,205	91.0	83.5
上 越	52,167	47,215	43,345	90.5	83.1
柿 崎 区	2,516	2,449	2,247	97.3	89.3
大 鴻 区	3,425	3,112	2,877	90.9	84.0
中 郷 区	793	796	736	100.4	92.8

※一般世帯数=総戸数×一般世帯率、R2年度以降：99.78% (R2国調)

◇供給戸数の推移



※平成15年度以前は合併前の上越市の値

(2) 購入量・送出量・販売量

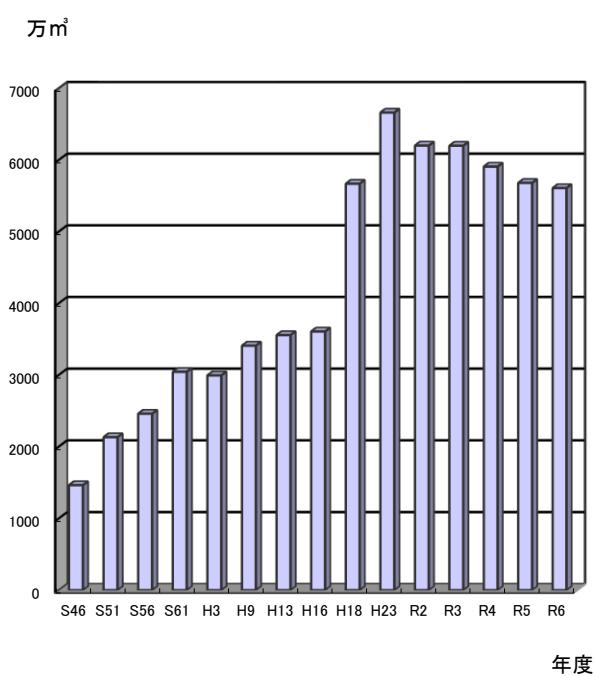
① 年間購入量・送出量・販売量

(単位 : m³)

年 度	ガス購入量	ガス送出量 a	ガス販売量 b	自家使用量 c	有効率 (%) (b+c)/a
2年度	62,089,339	62,085,965	62,005,206	37,373	99.93
3年度	62,075,791	62,074,138	61,981,392	34,357	99.91
4年度	59,148,256	59,149,734	59,063,143	37,223	99.92
5年度	56,878,783	56,877,039	56,790,845	35,477	99.91
6年度	56,155,007	56,155,752	56,068,316	37,024	99.91
上 越	31,175,232	31,175,272	45,782,739	18,316	146.91
柿 崎 区	2,444,434	2,444,379	2,447,935	3,701	100.30
大 潟 区	21,109,672	21,110,432	6,381,184	15,007	30.30
中 郷 区	1,425,669	1,425,669	1,456,458	0	102.16

※上記の数値には、⑥年間カーボンニュートラルガス分を含む。

◇ガス販売量の推移



年度	ガス販売量
S46	1,463 万m ³
S51	2,131
S56	2,458
S61	3,042
H3	2,993
H9	3,408
H13	3,555
H16	3,606
H18	5,667
H23	6,660
R2	6,201
R3	6,198
R4	5,906
R5	5,679
R6	5,607

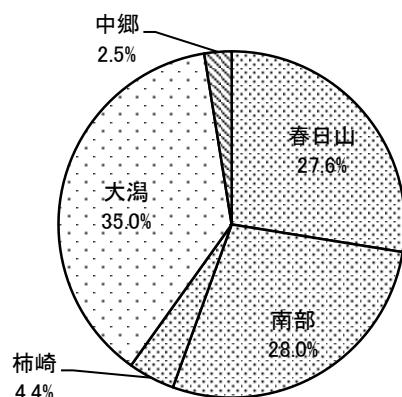
※昭和46年度は10,000kcal換算値

※平成16年度以前は合併前の上越市の値

② 年間購入量・送出量の供給所別内訳（令和6年度）

供給所	年間購入量 (m ³)	年間送出量 (m ³)
上 越	31,175,232	31,175,272
春日山	15,472,776	15,472,817
南 部	15,702,456	15,702,455
柿 崎	2,444,434	2,444,379
大 潟	21,109,672	21,110,432
中 郷	1,425,669	1,425,669
合 計	56,155,007	56,155,752

◇年間送出量の供給所別割合（令和6年度）



③ 年間販売量の用途別構成（令和6年度）

(単位：m³)

用途別	家庭用	商業用	工業用	その他	計
年間販売量 (m³)	15,782,832 (28.1)	5,644,968 (10.0)	24,766,924 (44.2)	9,873,592 (17.6)	56,068,316 (99.9)
上 越	13,699,874	4,859,095	18,428,593	8,795,177	45,782,739
柿 崎 区	770,180	271,182	1,259,140	147,433	2,447,935
大 潟 区	1,059,818	491,631	4,089,736	739,999	6,381,184
中 郷 区	252,960	23,060	989,455	190,983	1,456,458
供給戸数 (戸)	42,723 (92.7)	2,583 (5.6)	72 (0.2)	707 (1.5)	46,085 (100.0)
上 越	37,551	2,311	49	592	40,503
柿 崎 区	1,949	119	15	38	2,121
大 潟 区	2,572	133	5	51	2,761
中 郷 区	651	20	3	26	700
1戸1か月当たり (m³)	30.7	182.5	28,305.1	1,156.6	101.1
上 越	30.3	175.7	30,714.3	1,228.7	93.9
柿 崎 区	32.6	188.5	7,034.3	317.7	95.3
大 潟 区	34.1	308.8	68,162.3	1,231.3	191.7
中 郷 区	32.3	96.1	27,484.9	608.2	172.9

※「その他」=学校、官公庁、病院等

※()内は構成比 (%)

※「1戸1か月当たり」は「年間販売量／年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

④ 料金収入の内訳（令和6年度）

(単位：千円、税抜金額)

用途別	家庭用	商業用	工業用	その他	計
年間料金収入	2,235,981	633,461	2,136,123	1,016,568	6,022,133
上 越	1,942,346	542,356	1,566,763	900,725	4,952,190
柿 崎 区	108,611	32,998	116,620	17,747	275,976
大 潟 区	149,251	54,999	363,440	76,692	644,382
中 郷 区	35,773	3,108	89,300	21,404	149,585

※「その他」=学校、官公庁、病院等

⑤ 年間販売量の契約別構成

(単位：m³)

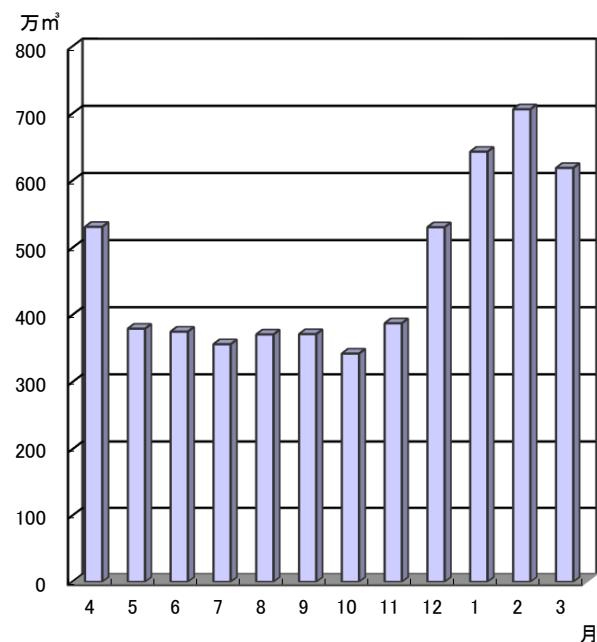
年 度	一般契約	選択約款契約	大口契約	計
2 年度	20,004,914	10,606,371	31,393,921	62,005,206
3 年度	19,667,812	11,078,083	31,235,497	61,981,392
4 年度	18,423,956	11,301,240	29,337,947	59,063,143
5 年度	17,382,539	10,931,704	28,476,602	56,790,845
6 年度	17,237,916	11,461,125	27,369,275	56,068,316
上 越	14,922,533	8,793,464	22,066,742	45,782,739
柿 崎 区	902,516	532,310	1,013,109	2,447,935
大 潟 区	1,136,449	1,175,726	4,069,009	6,381,184
中 郷 区	276,418	959,625	220,415	1,456,458

⑥ 年間カーボンニュートラルガス

(単位: m³)

年 度	ガス購入量	ガス販売量	自家使用量
3年度	482,205	456,000	26,205
4年度	1,407,223	1,370,000	37,223
5年度	2,048,390	2,012,913	35,477
6年度	3,988,465	3,951,441	37,024
上 越	3,469,757	3,451,441	18,316
柿 崎 区	503,701	500,000	3,701
大 鴻 区	15,007	0	15,007
中 郷 区	0	0	0

⑦ 月間送出量 (令和6年度)



月	送出量
4	5,313,402 m ³
5	3,796,974
6	3,752,610
7	3,565,474
8	3,710,950
9	3,716,022
10	3,425,806
11	3,877,343
12	5,308,142
1	6,432,645
2	7,065,269
3	6,191,115
計	56,155,752

※送出量は、ガス事業生産動態統計調査の数値で、前月検針から当月検針までの量。

(例：4月⇒3/15 から4/14 までの送出量)

⑧ 一日平均・最大送出量

(単位: m³)

年 度	一日平均送出量	一日最大送出量 (送出年月日)
2年度	170,099	310,648 (R3.1. 8)
3年度	170,066	299,684 (R4.2.22)
4年度	162,054	283,526 (R5.1.26)
5年度	155,402	273,290 (R6.1.25)
6年度	153,851	281,444 (R7.2.6)
上 越	85,412	182,269
柿 崎 区	6,697	11,462
大 鴻 区	57,837	81,780
中 郷 区	3,906	5,933

※送出量は温圧補正後の数値

(3) 本支管建設改良工事施工状況

(単位 : m)

年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
2年度	3,448	1,177	4,417	9,042
3年度	792	2,695	1,667	5,154
4年度	345	727	2,308	3,380
5年度	139	3,350	1,569	5,058
6年度	112	3,273	1,658	5,043
上 越	112	2,900	1,557	4,569
柿 崎 区	-	-	101	101
大 鴻 区	-	373	-	373
中 郷 区	-	-	-	-

(4) ガス装置工事施工件数

(単位 : 件)

年 度	新 設	改 造	増 設	撤 去	その他の工事	計
2年度	215	359	43	293	23	933
3年度	172	341	51	363	33	960
4年度	165	347	45	356	35	948
5年度	160	407	52	340	32	991
6年度	164	419	43	325	35	986
上 越	147	301	34	289	30	801
柿 崎 区	9	41	6	16	1	73
大 鴻 区	7	68	1	16	4	96
中 郷 区	1	9	2	4	0	16

※「その他」は、取出、支管工事

(5) 修繕工事件数

(単位 : 件)

年 度	本支管	供給管	内 管	その他の工事	計
2年度	5	11	284	321	621
3年度	13	9	280	298	600
4年度	4	13	108	286	411
5年度	10	11	110	1,093	1,224
6年度	8	13	110	877	1,008
上 越	5	7	25	764	801
柿 崎 区	3	4	29	46	82
大 鴻 区	-	-	54	53	107
中 郷 区	-	2	2	14	18

※ 修繕工事件数にはガス栓取替えを含まず、「その他」は出不良対応等

(6) ガスメーター

① メータ一年間取替個数 (単位：個)

年 度	取替個数
2 年度	4, 343
3 年度	5, 413
4 年度	5, 356
5 年度	5, 242
6年度	4,862
上 越	4, 183
柿 崎 区	167
大 鴻 区	394
中 郷 区	118

② 年度末現在のメーター設置個数

(単位：個)

メーター 能 力	2 年度		3 年度		4 年度		5 年度	
	普 通	マイコン						
1号	-	7	-	7	-	7	-	7
2号	-	82	-	79	-	78	-	77
3m ³ /h	-	624	-	587	-	565	-	548
4*m ³ /h	-	16, 872	-	17, 149	-	17, 153	-	17, 232
4m ³ /h	-	345	-	308	-	251	-	231
5m ³ /h	-	230	-	220	-	208	-	198
6m ³ /h	-	33, 811	-	33, 635	-	33, 552	-	33, 427
7m ³ /h	-	26	-	26	-	23	-	23
S10m ³ /h	-	447	-	452	-	455	-	457
10m ³ /h	-	761	-	758	-	761	-	768
15m ³ /h	-	7	-	6	-	5	-	5
16m ³ /h	-	312	-	314	-	310	-	310
25m ³ /h	10	-	10	-	11	-	10	-
30m ³ /h	2	-	2	-	1	-	1	-
40*m ³ /h	199	-	199	-	202	-	203	-
40m ³ /h	4	-	4	-	4	-	4	-
50m ³ /h	11	-	12	-	12	-	12	-
65*m ³ /h	96	-	95	-	93	-	94	-
65m ³ /h	8	-	7	-	7	-	5	-
75m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-
80m ³ /h	7	-	7	-	7	-	7	-
90m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-
100m ³ /h	95	-	96	-	97	-	98	-
120m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-
125m ³ /h以上	43	-	43	-	40	-	38	-
小計	475	53, 524	475	53, 541	474	53, 368	472	53, 283
合計	53, 999		54, 016		53, 842		53, 755	
マイコン普及率	99.12% (100%)		99.12% (100%)		99.12% (100%)		99.12% (100%)	

*マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(単位：個)

メーター 能 力	6年度									
	上 越		柿崎区		大潟区		中郷区		合 計	
	普 通	マイコン	普 通	マイコン	普 通	マイコン	普 通	マイコン	普 通	マイコン
1号	-	7	-	-	-	-	-	-	-	7
2号	-	75	-	-	-	-	-	-	-	75
3m ³ /h	-	513	-	3	-	3	-	1	-	520
4*m ³ /h	-	16, 185	-	334	-	526	-	121	-	17, 166
4m ³ /h	-	162	-	41	-	12	-	4	-	219
5m ³ /h	-	172	-	7	-	10	-	2	-	191
6m ³ /h	-	28, 344	-	1, 925	-	2, 453	-	642	-	33, 364
7m ³ /h	-	19	-	4	-	-	-	-	-	23
S10m ³ /h	-	418	-	19	-	18	-	1	-	456
10m ³ /h	-	677	-	54	-	33	-	2	-	766
15m ³ /h	-	5	-	-	-	-	-	-	-	5
16m ³ /h	-	250	-	29	-	23	-	6	-	308
25m ³ /h	8	-	-	-	2	-	-	-	10	-
30m ³ /h	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-
40*m ³ /h	176	-	18	-	9	-	2	-	205	-
40m ³ /h	-	-	1	-	2	-	1	-	4	-
50m ³ /h	10	-	-	-	-	-	1	-	11	-
65*m ³ /h	78	-	5	-	3	-	6	-	92	-
65m ³ /h	6	-	-	-	-	-	-	-	6	-
75m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
80m ³ /h	6	-	-	-	1	-	-	-	7	-
90m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
100m ³ /h	73	-	8	-	11	-	6	-	98	-
120m ³ /h	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
125m ³ /h以上	30	-	1	-	6	-	1	-	38	-
小 計	388	46, 827	33	2, 416	34	3, 078	17	779	472	53, 100
合 計	47,215		2,449		3,112		796		53,572	
マイコン普及率	99. 18% (100%)		98. 65% (100%)		98. 91% (100%)		97. 86% (100%)		99. 12% (100%)	

※マイコン普及率の()内の数値は、家庭用の普及率を示す

(7) 内管漏えい検査・消費機器調査実施状況

年 度	検査需要家数(戸)
2年度	13,205
3年度	13,297
4年度	13,443
5年度	13,928
6年度	13,730
上 越	12,023
柿 崎 区	525
大 潟 区	960
中 郷 区	222

(8) 本支管定期漏えい検査状況

年 度	本支管漏えい検査延長(m)
2年度	142,382
3年度	85,467
4年度	126,031
5年度	132,939
6年度	136,492
上 越	136,492
柿 崎 区	0
大 潟 区	0
中 郷 区	0

(9) ガス漏れ警報器普及状況(各年度末現在数)

年 度	警報器取付個数(個)
2年度	1,006 〈252〉
3年度	909 〈133〉
4年度	851 〈144〉
5年度	790 〈122〉
6年度	908 〈121〉
上 越	466 〈19〉
柿 崎 区	211 〈80〉
大 潟 区	105 〈22〉
中 郷 区	126 〈0〉

※ 〈 〉 内は、警報器取付個数のうちリース個数

(10) 選択契約による契約状況 (各年度末現在数)

年 度	小型空調契約件数				空調契約件数			
	1種	2種	3種	計	1種	2種	3種	計
30年度	40	35	23	98	1	11	15	27
元年度	40	28	25	93	1	12	13	26
2年度	35	28	27	90	1	12	13	26
3年度	35	28	26	89	1	12	13	26
4年度	35	27	26	88	1	12	13	26
5年度	36	26	25	87	1	12	12	25
6年度	36	26	24	86	1	12	11	24
上 越	30	22	18	70	1	11	10	22
柿 崎 区	4	0	0	4	0	0	1	1
大 潟 区	2	3	5	10	0	0	0	0
中 郷 区	0	1	1	2	0	1	0	1

年 度	天然ガススタンダード契約件数	時間帯別B契約件数			融雪契約件数	家庭用温水暖房契約件数
		1種	2種	計		
30年度	1	9	30	39	16	1,743
元年度	1	8	32	40	16	1,791
2年度	1	7	29	36	16	1,865
3年度	1	8	30	38	16	1,907
4年度	1	8	30	38	16	1,937
5年度	1	8	29	37	16	1,947
6年度	1	6	31	37	16	1,947
上 越	1	4	24	28	15	1,712
柿 崎 区	0	0	3	3	1	99
大 潟 区	0	1	4	5	0	121
中 郷 区	0	1	0	1	0	15

年 度	小型空調ページ契約件数	コージェネレーションシステム契約件数			家庭用コージェネレーション契約件数	大口契約件数
		1種	2種	計		
30年度	52	1	5	6	17	17
元年度	77	2	4	6	19	17
2年度	77	2	4	6	24	18
3年度	77	2	4	6	31	18
4年度	75	2	4	6	33	18
5年度	75	2	4	6	38	18
6年度	76	2	4	6	41	18
上 越	62	2	4	6	36	12
柿 崎 区	5	0	0	0	2	1
大 潟 区	5	0	0	0	2	4
中 郷 区	4	0	0	0	1	1

(11) 空調需要の推移

年 度	GHP(馬力)		吸収式(RT)		コージェネ(kW)	
	年度末値	前年度比較	年度末値	前年度比較	年度末値	前年度比較
30年度	11,573.0	92.0	12,530.0	140.0	3,205.7	4.0
元年度	13,865.0	2,292.0	12,700.0	170.0	3,208.2	2.5
2年度	14,258.0	393.0	12,680.0	△ 20.0	3,212.1	3.9
3年度	14,191.0	△ 67.0	12,580.0	△ 100.0	3,216.7	4.6
4年度	14,362.0	171.0	12,565.0	△ 15.0	3,218.1	1.4
5年度	14,492.0	130.0	12,515.0	△ 50.0	1,120.9	△ 2,097.2
6年度	14,759.0	267.0	12,500.0	△ 15.0	1,148.0	27.1
上 越	12,011.0	246.0	10,622.5	△ 15.0	1,144.2	27.1
柿 崎 区	1,087.0	13.0	440.0	0.0	1.7	0.0
大 潟 区	1,332.0	8.0	757.5	0.0	1.4	0.0
中 郷 区	329.0	0.0	680.0	0.0	0.7	0.0

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位：円、税抜金額)

項目	3年度	4年度	5年度	6年度
ガス事業収益	6,021,314,786	8,459,364,463	7,330,353,684	6,957,512,874
営業収益	5,486,378,862	7,592,295,801	5,622,987,034	6,022,133,428
ガス売上	5,486,378,862	7,592,295,801	5,622,987,034	6,022,133,428
営業雑収益	183,672,701	179,592,871	181,790,337	195,396,189
受注工事収益	183,657,701	179,583,871	181,787,337	195,378,189
その他営業雑収入	15,000	9,000	3,000	18,000
営業外収益	351,173,643	687,475,791	1,525,522,473	739,983,257
受取利息	82,791	1,084,896	2,298,612	4,170,527
繰入金	3,170,000	3,318,000	3,218,000	2,896,000
補助金	0	366,704,422	1,228,289,890	474,242,124
長期前受金戻入	312,895,474	278,060,836	253,287,002	219,770,122
雑収益	35,025,378	38,307,637	38,428,969	38,904,484
特別利益	89,580	0	53,840	0
固定資産売却益	89,580	0	53,840	0
ガス事業費用	5,639,963,505	8,125,866,002	7,556,714,277	6,989,133,669
売上原価	2,437,572,085	5,048,390,043	4,421,728,172	4,028,828,951
期首たな卸高	5,648,334	11,645,127	22,879,709	14,385,220
当期製品仕入高	2,445,316,145	5,063,137,487	4,416,150,863	4,031,918,072
当期製品自家使用高	△ 1,747,267	△ 3,512,862	△ 2,917,180	△ 2,834,205
期末たな卸高	△ 11,645,127	△ 22,879,709	△ 14,385,220	△ 14,640,136
営業費用	2,971,556,480	2,855,340,004	2,810,980,461	2,694,333,217
供給販売費	2,800,066,309	2,678,788,363	2,632,285,049	2,525,087,594
一般管理費	171,490,171	176,551,641	178,695,412	169,245,623
営業雑費用	187,447,159	183,593,187	179,772,651	194,701,747
受注工事費	187,447,159	183,593,187	179,772,651	194,701,747
営業外費用	43,260,808	38,542,768	143,862,901	71,201,262
支払利息	42,369,729	36,968,717	31,995,974	27,428,827
雑支出	891,079	1,574,051	111,866,927	43,772,435
特別損失	126,973	0	370,092	68,492
固定資産売却損	126,973	0	370,092	68,492
過年度損益修正損	0	0	0	0
当年度純利益(△純損失)	381,351,281	333,498,461	△ 226,360,593	△ 31,620,795

※液化石油ガス販売事業の数値を除く

(2) 企業債

(単位：千円)

年 度	当該年度		企業債残高 (各年度末現在)
	借入金	償還金	
2 年度	-	351, 349	2, 601, 718
3 年度	-	327, 555	2, 274, 163
4 年度	-	308, 960	1, 965, 204
5 年度	-	272, 837	1, 692, 367
6 年度	-	234,518	1,457,848
上 越	-	180, 930	1, 030, 976
柿 崎 区	-	36, 899	318, 976
大 濁 区	-	14, 554	96, 713
中 郷 区	-	2, 135	11, 183

(3) 供給原価・料金単価

年 度	供 給 原 価	料 金 単 価
2 年度	77円89銭	78円47銭
3 年度	82円91銭	88円52銭
4 年度	129円76銭	128円55銭
5 年度	123円46銭	118円67銭
6 年度	117 円96銭	115円10銭

※ 供給原価 = (売上原価 + (営業費用 - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費) + 支払利息) ÷ 販売量

※ 料金単価 = 営業収益 ÷ 販売量

5年度、6年度: 営業収益 = 営業収益 + 補助金(税相当分を除く)

《参考》 労働生産性

年 度	職員 1 人当たり の供給戸数(戸)	供給戸数 1 万戸 当たりの職員数(人)	職員 1 人当たり の販売量(m ³)	損益勘定 職員数(人)
2 年度	1, 231	8. 1	1, 631, 716	38
3 年度	1, 228	8. 1	1, 631, 089	38
4 年度	1, 224	8. 2	1, 554, 293	38
5 年度	1, 217	8. 2	1, 494, 496	38
6 年度	1,246	8.0	1,515,360	37

※ 職員1人当たりの供給戸数 = 供給戸数 ÷ 損益勘定職員数

※ 供給戸数1万戸当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの供給戸数

※ 職員1人当たりの販売量 = 販売量 ÷ 損益勘定職員数

《参考》 経営分析表(ガス事業会計)

(単位:%)

分析項目		4年度	5年度	6年度	説明
構成比率	1. 固定資産構成比率	76.3	79.3	82.6	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	2. 流動資産構成比率	23.7	20.7	17.4	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	15.3	14.0	12.5	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	4. 流動負債構成比率	2.7	3.4	3.1	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	5. 自己資本構成比率	82.0	82.7	84.4	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すもので、高いほど経営の安全性が高いことを表している。
財務比率	6. 固定長期適合率 (固定資産対長期資本比率)	78.4	82.1	85.2	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。
	7. 流動比率	877.8	616.7	561.7	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8. 当座比率 (酸性試験比率)	854.3	586.5	518.6	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流動負債との割合を表している。
	9. 現金預金比率	707.8	471.0	404.9	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払い可能な現金と流動負債との割合を表している。
	10. 負債比率	51.9	49.9	45.8	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営の理想であり、100%以下が望ましい。
	11. 固定負債比率	23.2	21.0	18.3	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流動負債比率	4.1	5.0	4.5	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。比率の小さい方が望ましい。
収益率他	13. 総資本利益率	2.3	△ 1.6	△ 0.2	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益を比較する。比率は大きいほどよい。
	14. 純利益対総収益率	3.9	△ 3.1	△ 0.5	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
	15. 営業利益対営業収益率	△ 4.1	△ 27.7	△ 11.3	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	104.1	97.0	99.5	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	17. 営業収益対営業費用比率	96.1	78.3	89.9	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	18. 人件費対営業収益比率	4.3	5.8	5.3	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	19. 利子負担率	1.9	1.9	1.9	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総資本回転率	0.51	0.39	0.43	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できていることとなる。 ※単位:回

6 環境対策

(1) 天然ガス自動車の導入

① 導入の趣旨

天然ガス自動車は、ガソリンや軽油の代わりにクリーンエネルギーである天然ガスを燃料にして走る「低公害車」である。その排気ガスは、ガソリン車に比べてCO₂が20～30%低減するほか、有害物質もほとんど排出しない。本市では、環境にやさしいまちづくりを進める見地から、天然ガス自動車を導入している。

② 自動車の概要

本市ガス事業が導入した天然ガス自動車は「圧縮天然ガス自動車（CNG自動車）」と呼ばれるタイプで、都市ガス（天然ガス）を昇圧供給装置により高圧（20 MPa）に圧縮し、自動車の燃料容器に充填するものである。

③ ガス水道局の導入台数

a. 天然ガス自動車導入実績

年 度	車 種			合 計
	小型貨物自動車(台)	軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	
9年度	2	0	0	2
10年度	0	2	0	2
11年度	0	4	0	4
12年度	0	4	0	4
13年度	0	3	0	3
14年度	0	3	0	3
15年度	0	2	1	3
16年度	0	6 (3)	1	7 (3)
17年度	0	1	0	1
25年度	0	2	0	2
26年度	1	3 (2)	0	4 (2)
合 計	3	30 (5)	2	35 (5)

※ () は大潟区での導入台数（内書き）、他は上越の台数

※導入実績がない年度は記載していない

b. 天然ガス自動車保有台数（令和7年3月31日現在）

車 種			合計
小型貨物自動車(台)	軽貨物自動車(台)	普通自動車(台)	
1	6	0	7

c. 昇圧供給装置（令和7年3月31日現在）

設置年度	地 区	機 種	台数	最高充填圧力	定格流量
11年度	上 越	小型充填機	1	20 MPa	8.0 m ³ /h

〈資料〉 全国の普及状況

（各年度末現在）

年 度	天然ガス自動車（累計台数）		ガス充填設備（箇所数）	
	全 国	うち北陸・東海圏	急速充填所	小型充填機
2年度	48,768	6,937	203 [167]	270
3年度	49,003	6,943	187 [153]	240
4年度	49,212	—	163 [129]	224
5年度	49,318	—	148 [115]	194
6年度	49,386	—	130 [98]	166

※ []内は、急速充填所のうちエコ・ステーションの箇所数

《液化石油ガス販売事業》

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

旧大潟町が当時、町の都市ガス供給区域外であった南大潟地区において、昭和38年にガス事業の付帯事業として創設。昭和55年には国の特認を受け、多目的燃料供給事業として導管による供給を開始した。

(2) 主要年譜

- 昭和38年 6月 ボンベ供給による販売開始（供給戸数174戸）
- 58年 4月 蜘ヶ池・潟田地区導管供給開始
- 59年 11月 岩野古新田地区導管供給開始
- 63年 6月 長崎、吉崎新田地区導管供給開始
- 平成 3年 9月 潟端地区導管供給開始
- 6年 2月 内雁子地区導管供給開始
- 16年 12月 L P ガス収納庫24H自動監視装置設置
- 17年 1月 液化石油ガス販売事業承継届書等を届出
- 17年 2月 保安業務規程認可
- 22年 3月 液化石油ガス料金改定（425円94銭／m³・改定率6.86%）
- 26年 4月 液化石油ガス料金改定（452円66銭／m³・改定率5.52%）
- 29年 4月 液化石油ガス料金改定（388円33銭／m³・改定率△14.42%）
- 令和元年 10月 液化石油ガス料金改定（消費税率の改正に伴うもの）
- 5年 4月 液化石油ガス料金改定（470円81銭／m³・改定率21.02%）

2 事業の諸元

(1) 事業認可

- ・液化石油ガス供給販売兼業許可 昭和 38年 4月 25日
- ・高圧ガス販売事業許可 昭和 38年 6月 6日
- ・保安業務規程認可 平成 17年 2月 7日

(2) 供給地点

供給地点群の名称	供給地点
蜘蛛ヶ池地区	蜘蛛ヶ池、潟田
潟田地区	潟田
岩野古新田地区	岩野古新田、長崎、四ツ屋浜の一部、土底浜の一部
長崎地区	長崎、吉崎新田、岩野古新田
潟端地区	山鵜島新田、里鵜島新田、米倉新田、高橋新田、和泉新田
内雁子地区	内雁子、内雁子新田

(3) 計画供給戸数

- ・計画供給戸数 250 戸（平成17年1月施行）
- ・計画一日最大供給量 120 m³（〃）

(4) ガス料金（税込）（令和5年4月1日以降適用料金）

使用量区分	0～2m ³	2m ³ 超
基本料金（1か月当たり）	1,122円00銭	1,122円00銭
基準単位料金（1m ³ 当たり）	—	495円00銭

※令和5年4月検針分より液化石油ガス料金を改定。

3 施設の概要

(1) 導管延長

（各年度末現在の延長 単位：m）

年 度	本支管	供給管	合 計
4年度	8,603	—	8,603
5年度	8,603	—	8,603
6年度	8,603	—	8,603

4 業務の状況

(1) 供給戸数及び普及率

年 度	総戸数(戸) a	供給区域内				普及率(%) b/a	
		供給戸数(戸) b					
		家庭用	商業用	その他	計		
4年度	181	153	3	6	162	89.5	
5年度	182	153	2	6	161	88.5	
6年度	181	152	2	6	160	88.4	

(2) 購入量・送出量・販売量

①年間購入量・送出量・販売量

(単位 : m³)

年 度	購入量	送出量 a	販売量 b	有効率(%) b/a
4年度	10,804	10,804	11,077	102.53
5年度	9,743	9,743	10,130	103.97
6年度	9,819	9,819	9,789	99.69

②年間販売量の用途別構成

(単位 : m³)

年 度	家庭用	商業用	その他	計
4年度	10,876	191	10	11,077
5年度	9,935	183	12	10,130
6年度	9,593	182	14	9,789

(3) 年度末現在のメーター設置個数 (単位 : 個)

年 度	総数	うち家庭用
4年度	181	172
5年度	182	174
6年度	181	173

※メーター設置個数には閉栓中のメーターを含む

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位 : 円, 税抜金額)

項 目	4年度	5年度	6年度
ガス事業収益	4,887,395	6,438,725	5,424,259
営業収益 ガス売上	4,577,115 4,577,115	4,694,839 4,694,839	4,937,769 4,937,769
営業雑収益 受注工事収益	108,560 108,560	1,003,816 1,003,816	190,386 190,386
営業外収益 補助金 長期前受金戻入	201,720 0 201,720	740,070 412,100 327,970	296,104 94,384 201,720
ガス事業費用	4,306,984	6,028,392	5,322,417
売上原価	2,606,766	2,409,394	2,444,758
営業費用 供給販売費	1,596,543 1,596,543	2,666,343 2,666,343	2,712,117 2,712,117
営業雑費用 受注工事費	103,675 103,675	952,655 952,655	165,542 165,542
当年度純利益(△純損失)	580,411	410,333	101,842

(2) 供給原価・料金単価

年 度	供給原価	料金単価
4年度	361円25銭	413円21銭
5年度	468円68銭	504円14銭
6年度	506円19銭	514円06銭

供給原価

= (売上原価 + (営業費用 - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費) + 支払利息) ÷ 販売量

料金単価

= 営業収益 ÷ 販売量

5年度、6年度: 営業収益 = 営業収益 + 補助金

《 資 料 》

(1) 全国の一般ガス事業者

①経済産業局別一般ガス事業者数(令和6年3月末現在)

形態 経産局別	私 営 事業者	公 営 事業者	計	管轄都道府県名
北海道	7	1	8	北海道
東 北	29	5	34	秋田、青森、岩手、宮城、山形、福島
関 東	71	10	81	東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、新潟、山梨、長野、静岡
中 部	7	0	7	愛知、岐阜、三重
北 陸	4	0	4	富山、石川
近 畿	18	1	19	大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
中 国	11	1	12	広島、鳥取、島根、岡山、山口
四 国	1	0	1	愛媛、徳島、香川、高知
九 州	26	0	26	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖 縄	1	0	1	沖縄
計	175	18	193	

※「ガス事業便覧」より

②需要家数別一般ガス事業者数(令和6年3月末現在)

形態 需要家数	私 営	公 営	計
1,000 個以下	4	0	4
1,001 ~ 2,000	9	1	10
2,001 ~ 3,000	17	2	19
3,001 ~ 4,000	12	0	12
4,001 ~ 5,000	11	2	13
5,001 ~ 10,000	28	3	31
10,001 ~ 50,000	62	6	68
50,001 ~ 100,000	12	2	14
100,001 ~ 300,000	11	1	12
300,001 ~ 500,000	3	1	4
500,001 個以上	6	0	6
合 計	175	18	193

(注) 需要家数は、取付メーター数である。

※「ガス事業便覧」より

(2) 全国の公営事業者の事業開始期日ベスト5

順位	事業者名	事業許可年月日	事業開始年月日
1	仙 台 市	明治42年12月1日	明治43年11月3日
2	上 越 市	大正7年10月24日	大正7年10月24日
3	松 江 市	昭和4年3月29日	昭和5年4月1日
4	大 津 市	昭和12年1月29日	昭和12年3月2日
5	東 金 市	昭和31年1月6日	昭和32年4月1日

※「ガス事業便覧」より

(3) 新潟県内の一般ガス事業者数

(令和6年3月末現在)

経営形態	事業者数	事業者名
私 営	8	北陸ガス株、新発田ガス株、越後天然ガス株、 蒲原ガス株、佐渡ガス株、栄ガス消費生活協同組合、 白根ガス株、妙高グリーンエナジー株
公 営	4	上越市、小千谷市、魚沼市、糸魚川市
計	12	

※「ガス事業便覧」より

(4) 新潟県内のガス事業者（需要家数による順位）

(令和6年3月末現在)

順位	事業者名	需要家数 (数)	標準熱量 (MJ/m ³)	ガス グループ	年間需要量 (千m ³ /年度)	導管延長 (Km)	従業員数 (人)
1	北陸ガス(株)	423,827	45.0	13A	368,168	6,094	427
2	上越市	53,755	45.0	13A	55,556	974	48
3	新発田ガス(株)	39,143	43.3	13A	106,401	1,020	62
4	越後天然ガス(株)	35,224	43.3	13A	37,674	735	55
5	蒲原ガス(株)	34,438	43.12	13A	32,606	1,001	43
6	白根ガス(株)	28,230	43.3	13A	32,111	755	45
7	糸魚川市	14,516	45.0	13A	7,340	353	11
8	小千谷市	11,495	43.9535	13A	16,132	268	16
9	魚沼市	8,526	43.9535	13A	12,949	295	12
10	妙高グリーンエナジー(株)	8,099	45.0	13A	8,982	242	22
11	栄ガス消費生活協同組合	3,279	43.3	13A	2,661	144	10
12	佐渡ガス(株)	1,497	62.0	13A	426	22	10

(注) 年間需要量は一般ガス導管事業における託送供給量(自社小売供給、自社卸供給、小売託総供給、連結託送供給、自己託送の量)の総量。

※「ガス事業便覧」より

II 水道事業

II 水道事業

1 事業の沿革

(1) 事業の創設

○ 旧高田市

高田市の水道事業は、大正 13 年 3 月に地下水を水源として計画給水人口 30,000 人、一日最大給水量 3,500 m³で、上水道布設工事実施認可を受け、同年 4 月 12 日に工事に着手した。

大正 15 年 6 月 2 日には、第一水源地（当時の北出丸町、現在の南城町 4 丁目）、第二水源地（当時の尾張町、現在の南城町 1 丁目）にそれぞれ 1 号井、2 号井が完成し、825 戸へ給水したのが始まりである。

これ以前の明治 36 年に赤痢や腸チフスが流行したことを受け上水道の建設が計画されたが、事業運営への不安から一度頓挫している。その後、明治 41 年に入城した師団の要請等があつて水道計画が再燃した。

大正元年に市議会の満場一致の賛同で建設を決定したが、間もなく勃発した第一次世界大戦の物価騰貴から一時中断し、給水まで実に 15 年の歳月を要したのである。

昭和に入って給水戸数、給水量が年々増加し、昭和 24 年から 28 年にかけて 3 本の深井戸を掘ったほか、昭和 29 年以降の相次ぐ近村との合併により、昭和 40 年までに深井戸は 11 号井を数えるようになった。

○ 旧直江津市

直江津市の水道事業は、当時直江津町だった昭和 11 年 9 月に有志が水道組合を設立し、善光寺浜に水源井戸をおいた簡易水道により、同 12 年 1 月に 142 戸に給水を開始したのが始まりで、昭和 26 年の拡張工事で給水戸数は 550 戸に増加した。

この頃から、町営水道による全町給水要望が高まり、昭和 28 年には水道組合から町への施設譲渡が約束され、昭和 29 年 5 月に水道事業経営認可を受け、計画給水人口 25,000 人、一日最大給水量 5,000 m³の拡張事業に着手した。これと時期を同じくして昭和 29 年 6 月に直江津町は有田村などと合併して市制を施行し、翌 30 年には谷浜村などとも合併した。

このため、昭和 31 年からも拡張事業を継続し、五智浄水場の建設や遠隔地域には簡易水道（有間川、中部、東部等）を設置して需要増に応えた。その後、直江津港の大改修、工業地帯の整備に伴う需要増に対応するため、昭和 41 年 3 月には深谷浄水場が完成した。

○ 共同事業

昭和 30 年前後から相次ぐ近隣村部との合併で、両市の水需要は急増した。このため、高田が昭和 27 年から 42 年まで、直江津が昭和 37 年まで、それぞれ拡張事業を継続し、遠隔地域には簡易水道を設置して需要に対応した。

しかし、昭和 30 年代の後半から夏期及び冬期（消雪に使用）の需要ピークには、地下水の揚水

量が限界近くに達し、また、揚水に伴う地下水位の低下で地盤沈下も発生した。

さらに、この水位低下は海岸地域の井戸に塩水化現象をもたらし、直江津では主要 5 井戸の全てを廃坑とせざるを得なくなつた。

このため、両市では国土保全の見地からも、水源を他に求める必要に迫られ、まず両市域の中央を貫流する一級河川の関川の水を水源として計画したが、水銀が検出されたため上水道用には不適と判断された。

その後、市の西部山間部を流れる名立川・桑取川の二級河川を開発して、新潟県が発電を、高田、直江津の両市がその放流水を上水道に利用する「上越利水総合開発事業」が計画された。三者共同によるこの事業は、昭和 40 年 8 月に着工し、同 44 年 3 月に竣工した。これと同時に城山浄水場も完成し、待望の河川表流水（35,000 m³/日）が両市の水道管に流れたのである。

● 合併前の上越市

昭和 46 年 4 月 29 日に、高田、直江津両市が合併して上越市が誕生。

昭和 49~55 年度に、第 1 次拡張事業を実施。城山浄水場の取水能力も日量 52,500 m³に増強され、地下水源を合わせると一日最大 82,000 m³の配水能力を持つに至った。しかし、名立川等の河川流況は季節的に不安定で、水利権取水量（毎秒 0.6 m³）を確保できない時期が往々に発生した。

また、将来的な水需要の増加による水不足は、本市のみならず近隣市町村においても同様で、地下水以外に水源を求めることができない町村もあり、お互いに新たな水源開発を模索していたところであった。

昭和 48 年、一級河川関川水系正善寺川の洪水調節を目的に、新潟県がダム計画の実地調査に入るのを契機に、市町村の行政区域を超えた水道の広域化が大きくクローズアップされた。折しも厚生省でも水道の広域化に向けた水道法改正の動きがあり、また、県においても上越地域における水道の広域化を強く指導していた時期でもあった。

昭和 49 年 3 月、上越市をはじめとする 10 カ市町村で上越地域広域水道推進協議会を設置し、多くの議論を重ねた結果、最終的に上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、三和村、清里村の 9 カ市町村で、昭和 51 年 7 月に「上越地域水道用水供給企業団」（企業長=上越市長）が設立された。これにより、正善寺ダム、柿崎川ダム等、ダム水を水源として、最終的には一日当たり 82,000 m³を構成市町村へ給水する計画が樹立されたのである。

その後、本市では昭和 56 年度から第 2 次拡張事業に着手し、西部地区へは昭和 56~58 年度に、正善寺地区へは 58~59 年度に、それぞれ拡張工事を実施した。この結果、水道普及率は 99.9% となり、市民皆水道をほぼ達成するに至つたのである。また、昭和 59 年 10 月には、企業団の第一水源である正善寺ダムが完成。昭和 60 年 4 月から待望のダム水の受水が開始され、昭和 62 年 9 月からは一日当たり 25,760 m³の契約で受水が行われた。平成 15 年 7 月には、企業団の第二水源である柿崎川ダムが供用を開始し、一日当たり 39,250 m³に增量され、上越市の給水量の約半分がダム水となつた。

● 旧安塚町

昭和 36 年 6 月に安塚簡易水道事業を創設し、53 年から 56 年にかけて拡張工事を行った。

昭和 59 年から 63 年にかけては、全町水道を目指し、59 年に船倉地区、60 年に真荻平地区、61 年に伏野地区、^{ぶすの}平成元年に須川地区で簡易水道事業を開始。平成 2 年と 5 年には須川簡易水道の拡張工事を行った。

● 旧浦川原村

昭和 52 年 3 月に浦川原簡易水道事業を創設。その後、谷地区、中保倉地区でも簡易水道事業を開始。平成 10 年度から 13 年度にかけて、浦川原簡易水道で水量増加と基幹改良を目的に拡張工事を行った。

平成 16 年 11 月には、3 簡易水道（浦川原、谷、中保倉）と 5 小規模水道（小麦平、小蒲生田、坪野、法定寺、真光寺）を浦川原簡易水道事業に統合した。

● 旧大島村

昭和 31 年 6 月に大島簡易水道事業を創設し、35 年 6 月に板山地区、52 年 5 月に旭地区でも簡易水道事業を開始した。平成 3、4 年度には、旭簡易水道で水使用量の増加に伴う水量不足を解消するため拡張工事を行った。また、平成 5 年度から 3 カ年計画で、人口の 86.8% を占める大島簡易水道で赤倉浄水場を建設し、水量不足の解消に努めた。

● 旧牧村

昭和 44 年 9 月に牧簡易水道事業を創設し、47 年に給水を開始した。昭和 48 年から全村水道を目指して 2 期拡張工事を始め、51 年に全村給水となった。

水需要の増加や経年劣化等による破損事故の多発等の理由から、平成 6 年度から 21 年度まで配水管の布設替、管種変更等の基幹改良工事を行った。

● 旧柿崎町

上水道事業は、昭和 44 年 3 月に事業を創設し、給水を開始した。その後、町勢発展に伴う給水量の増加に対処するため、昭和 54 年に一日最大給水量を 4,100 m³ とする第一次拡張を行った。

昭和 59 年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を加える第二次拡張工事を、平成 14 年には給水量の増加と上下浜浄水場の浄水方法の変更に伴う第三次拡張工事を行った。

簡易水道事業は、昭和 42 年に小萱地区簡易水道を創設、44 年には東横山地区、63 年には黒川地区に簡易水道事業を創設し給水していたが、平成 16 年に 3 簡易水道（小萱、東横山、黒川）と 3 小規模水道（北黒岩、水野・下牧、南黒岩）を柿崎簡易水道事業に統合した。

● 旧大潟町

個人の井戸や浅井戸による小規模な水道組合により給水されていたが、衛生面や水質への不安解消のため、昭和 44 年に県が実施した水道施設整備統合基本調査等に基づき全町を給水区域として上水道計画を策定し、47 年 2 月に認可を得て工事着手、48 年 10 月に一部給水開始、49 年 7 月に全町給水を開始した。

昭和 59 年度、上越地域水道用水供給企業団の正善寺ダムの完成により、60 年 4 月から 1,500 m³/日を受水、62 年 9 月からは 2,820 m³/日、平成 15 年 7 月には柿崎川ダムが完成したことにより 4,300 m³/日の受水が可能となり、地下水からダム水への転換を図った。また、15 年度には、機械制御、監視等の集中監視システムを導入した。

● 旧頸城村

昭和 31 年 9 月から大瀧村簡易水道事業として、西福島一区に信越化学工業㈱から受水し給水を開始した。その後昭和 32 年 4 月 1 日に大瀧村と明治村が合併し頸城村が誕生したが、鉄分多量の赤水を家庭ろ過で飲用していた状態であったため村営水道の要望が高まり、昭和 35 年 1 月、上水道事業を創設し工事に着手した。また、60 年に上越地域水道用水供給企業団から受水を開始。その後、人口の増加に伴う水量不足に対応するため、平成 6 年 3 月に事業経営変更認可を受けた。

● 旧吉川町

昭和 45~46 年度に創設した吉川簡易水道（原之町他 5 集落）や 48 年度に創設の旭簡易水道（梶他 7 集落）を始めとする簡易水道、小規模水道を合わせても（9 施設）普及率は 50% を満たさず町民の半数が浅井戸、横井戸等にて飲料水の確保に努めていた。

こうした中、新潟県が打ち出した広域水道整備計画に合わせて上越地域水道用水供給企業団が発足。水源不足に悩んでいた町は、この機会に広域水道整備計画に参加し上水道事業を計画した。既存の吉川、旭簡易水道の配水管も利用し、未給水区域と合わせて上水道として整備する計画で昭和 54 年 4 月に事業を創設。

昭和 54~59 年度に施設整備を行い、60 年 4 月から全町（川谷、石谷、上名木、名木山を除く）に給水を開始した。

上水道の給水区域外であった川谷集落と石谷集落では、湧水を飲料水として利用していたため、保健衛生面の不安解消や住民の定住を図ることを目的に国の農村地域定住促進対策事業により、昭和 59~61 年に施設の整備を行い、小規模水道として給水を開始した。

● 旧中郷村

一部地域を除いて比較的地下水に恵まれており、各家庭では井戸を持っていたため、水道事業は全国的に見ても遅いスタートとなった。

上水道創設工事は、昭和 52 年~60 年度の 9 年間にわたり防衛庁の補助事業として取り組み、従来の 2 簡易水道を上水道に統合した。事業は昭和 53 年 3 月に創設し、61 年 4 月に全村供給を開始した。

● 旧板倉町

昭和 43 年 3 月に 2 簡易水道を統合し、水道事業を創設し給水を開始した。その後、49 年の第 1 次拡張、54 年の第 2 次拡張と給水区域を拡張し、60 年に上越地域水道用水供給企業団の発足に併せ第 3 次拡張の事業認可を受け、山部地区に配水池を築造した。

また平成 16 年 10 月に 3 簡易水道（寺野、筒方、菰立）を上水道に統合した。

● 旧清里村

村の飲料水は各戸の浅井戸と湧水に依存していたが、昭和48年5月に簡易水道の事業認可を受け、4年間で6億5千万円を投じる工事に着手し、52年より給水を開始した。創設当時は、青柳地内の坊ヶ池（表流水）を水源に給水を始めたが、集落排水の整備や生活水準の向上により給水需要が格段に増加した。これに対応するため、上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始するとともに、平成12年には膜ろ過による浄水施設を増設した。

● 旧三和村

村の飲料水は浅井戸及び表流水に依存していたが、水質、水量の減少から環境面での公衆衛生の向上が求められていた。これを受け、昭和37年12月に多能ダム（表流水）を水源として、三和村広域簡易水道の事業認可を受け、翌年7月に工事に着手、39年11月に供用開始、40年3月に竣工、43年4月には公営企業法の全部適用を受けた。その後、44年に山高津、55年に桑曾根、そして58年には払沢及び浦川原村大印内新田と3回の区域拡張工事を行った。60年には上越地域水道用水供給企業団からの受水を開始し、浄水の確保を行った。

また、平成6年の渴水を教訓に、渴水や災害にも強い水道施設の整備を行うため、平成7年に地下水開発により法花寺浄水場を建設し、日量1,300m³の水源確保を行った。

● 旧名立町

町の水道事業は名立大町小泊簡易水道として昭和31年6月より給水を開始したが、水源（湧水）の枯渇により、47年に拡張事業に着手、50年より既存水源のほか、柴谷川表流水を新水源として全町給水を開始した。

平成2年度からは水需要の拡大と柴谷川水源の水質悪化に対応するため、第2次拡張事業に着手、10年度には建設予定の大規模観光施設に対応するため、第3次拡張事業に着手したが、夏期水需要不足が懸念されたため、12年度に対応策として第4次拡張事業で第5水源（地下水）を増設した。

その後も観光施設の水需要拡大が続いたため、平成16年度には第5次拡張事業に着手、枯渇した第4水源を廃止し、新たに第6水源を設けた。

◇ 上越市

平成17年1月1日、上越地域周辺13町村（安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、清里村、三和村、名立町）と合併。

水道事業については、柿崎町、大潟町、頸城村、吉川町、中郷村、板倉町、三和村の7上水道事業と清里村簡易水道事業を上越市の上水道事業に統合。また、安塚町、浦川原村、大島村、牧村、柿崎町、名立町の12の簡易水道事業を引き継いだ。

平成25年3月の上越地域水道用水供給企業団の解散に伴い、平成25年4月に用水供給事業を譲り受け、妙高市へ水道用水の供給を開始した。

平成29年4月1日、簡易水道事業及び小規模水道事業を水道事業に統合した。

(2) 主要年譜

旧高田市、旧直江津市

- 大正13年 3月 旧高田市 上水道布設工事実施認可
- 15年 6月 " 825戸へ給水開始
- 昭和11年 9月 旧直江津町 水道組合設立
- 12年 1月 " 142戸へ給水開始
- 29年 5月 旧直江津市 水道事業経営認可
- 40年 8月 新潟県 上越利水総合開発事業 着工
- 41年10月 水利使用の許可 (名立川・桑取川水系)
 - ・旧高田市 $0.23 \text{m}^3/\text{s}$ (日量20,000 m^3)
 - ・旧直江津市 $0.17 \text{m}^3/\text{s}$ (日量15,000 m^3)
- 43年11月 旧高田市 水利使用の変更許可 (取水口、工作物の変更)
- 12月 旧高田市 城山浄水場 完成 (処理能力35,000 $\text{m}^3/\text{日}$)
 - " " 城山RC配水池 完成 (容量 6,970 m^3)
- 44年 3月 新潟県 上越利水総合開発事業 竣工

合併前の上越市

- 昭和46年 4月 上越市 誕生
 - " 水道料金議決 (38円30銭/ m^3)
 - 11月 水道事業経営認可
- 49年 3月 水道事業変更認可 (第一次拡張事業)
- 50年 3月 料金改定議決 (49円22銭/ m^3 、改定率 29.53%)
- 51年 7月 上越地域水道用水供給企業団 設立
 - (上越市、新井市、柿崎町、大潟町、吉川町、板倉町、頸城村、清里村、三和村の9市町村)
 - 9月 水道事業変更認可 (第一次拡張変更事業)
 - 12月 水利使用の変更許可 (取水量の増量)
 - ・取水量 $0.60 \text{m}^3/\text{s}$ (日量52,500 m^3)
- 52年 3月 城山PC配水池 完成 (容量 6,300 m^3)
 - (*城山の配水池容量はRCと合せて合計で13,270 m^3)
 - 12月 城山浄水場 増設工事 完成 (処理能力52,500 $\text{m}^3/\text{日}$)
- 53年 2月 県が新潟県水道整備基本構想に基づく「上越地域広域の水道整備計画」を策定
- 54年 3月 城山浄水場 排水処理施設完成
 - 9月 料金改定議決 (58円51銭/ m^3 、改定率 18.87%)
 - 10月 上越地域水道用水供給企業団が水道用水供給事業の経営認可を受ける
- 56年 7月 水道事業変更認可 (第二次拡張事業)
 - ・計画給水人口 : 161,300人 ・計画一日最大給水量: 104,460 m^3
- 57年 3月 料金改定議決 (76円40銭/ m^3 、改定率 29.49%)
- 59年 6月 ガス水道局庁舎完成
 - 10月 上越地域水道用水供給企業団 正善寺ダム完成
- 60年 3月 企業団第一浄水場 一部完成 (処理能力20,000 $\text{m}^3/\text{日}$)
 - " 受水施設完成 (深谷浄水場・藤新田受水場)
 - " 料金改定議決 (98円18銭/ m^3 、改定率 29.92%)
 - 4月 企業団より受水開始
 - (旧上越市 60年度 $14,150 \text{m}^3/\text{日}$: 61年度 $12,806 \text{m}^3/\text{日}$)
 - $$\left[\begin{array}{l} \text{旧柿崎町 } 1,007 \text{m}^3/\text{日}, \text{旧大潟町 } 1,500 \text{m}^3/\text{日}, \text{旧頸城村 } 1,140 \text{m}^3/\text{日}, \\ \text{旧清里村 } 400 \text{m}^3/\text{日}, \text{旧三和村 } 304 \text{m}^3/\text{日} \end{array} \right]$$

- 昭和61年 3月 水利使用許可の更新（名立川・桑取川水系）
 - ・更新期間 昭和61年4月1日～昭和71年3月31日
- 62年 8月 企業団 第一浄水場 全量完成（処理能力40,000m³/日）
 - 9月 受水量増量
 - 〔旧上越市 25,760m³/日、旧柿崎町 2,010m³/日、旧大潟町 2,820m³/日、
旧頸城村 2,290m³/日、旧三和村 610m³/日〕
 - 〃 企業団より受水開始（旧吉川町 1,070m³/日、旧板倉町 1,230m³/日）
 - 〃 料金改定議決（121円79銭/m³、改定率 24.17%）
- 平成元年 3月 料金改定議決（消費税導入のみ）
- 2年 3月 上水道管網シミュレーションシステム 導入
- 3年 2月 南城浄水場 配水ポンプ施設更新工事 完成
 - 3月 配水管整備基本計画 策定
- 4年 4月 石綿セメント管更新事業 開始
 - 10月 城山RC配水池 内部防水工事 完成（平成3～4年度実施）
- 5年 3月 上越市水道事業基本計画 策定
 - 〃 料金改定議決（137円51銭/m³、改定率12.43%）
- 6年 3月 上越市水道水源保護条例 制定
 - 9月 和田1,2号井 完成（緊急渴水対策）
 - 11月 和田浄水場 完成（能力 3,000m³/日）
- 7年 3月 水道事業変更認可（和田浄水場建設に伴う認可）
 - ・計画目標年度：平成21年度
 - ・計画給水人口：161,300人・計画一日最大給水量：104,460m³
 - 7月 和田3号井 堀削完了
- 8年 3月 水利使用許可の更新（名立川・桑取川水系）
 - ・更新期間 平成8年4月1日～平成18年3月31日
 - 〃 料金改定議決（157円87銭/m³、改定率13.96%）
 - 11月 毎月検針に移行（水道のみの地区は隔月）
 - 〃 深谷浄水場 除鉄・除マンガン設備 完成
- 9年 3月 料金改定議決（消費税等3%→5%）
- 10年 2月 ISO 14001 認証取得
 - 9月 和田浄水場 増設工事完成（能力 9,500m³/日）
 - 10月 検針にハンディーターミナルを導入
- 11年12月 城山浄水場 非常用自家発電設備 完成
- 12年 3月 城山浄水場 PC配水池緊急遮断弁設備 完成
 - 〃 料金改定議決（174円18銭/m³、改定率9.44%）
- 13年 3月 石綿セメント管更新事業 完了
 - 〃 城山浄水場 薬品注入設備更新（液体塩素→次亜塩素酸ナトリウム）
- 14年 7月 南城浄水場 除鉄・除マンガン設備工事 完成
- 15年 3月 企業団第二浄水場 完成（処理能力21,000m³/日）
 - 6月 城山RC配水池 内外部補修工事 完成（平成14～15年度実施）
 - 〃 富岡分岐場完成
 - 7月 上越地域水道用水供給企業団 柿崎川ダム供用開始
 - 〃 企業団第二浄水場給水開始
 - 〃 受水量増量
 - 〔旧上越市 39,250m³/日、旧柿崎町 3,060m³/日、旧大潟町 4,300m³/日、
旧頸城村 3,490m³/日、旧吉川町 1,630m³/日、旧板倉町 1,870m³/日、
旧清里村 610m³/日、旧三和村 930m³/日〕

- 平成16年 3月 料金改定議決（190円47銭／m³、改定率8.62%）
- 6月 深谷浄水場 高圧受電設備更新工事 完成

旧安塚町

- 昭和36年 6月 安塚地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：3,500人・計画一日最大給水量：525m³
- 53年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可（第一回変更事業）
 - ・計画給水人口：4,200人・計画一日給水量1,131m³
- 56年 3月 安塚地区簡易水道事業変更認可（第二回変更事業）
- 58年 4月 真荻平地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：275人・計画一日最大給水量：113m³
- 59年 4月 船倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：320人・計画一日最大給水量：67m³
- 10月 須川地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：275人・計画一日最大給水量：127m³
- 60年 6月 伏野地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：160人・計画一日最大給水量：73m³
- 平成 2年 3月 須川地区簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・水量拡張）
- 5年 3月 須川地区簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・浄水方法変更、水量拡張）

旧浦川原村

- 昭和52年 3月 浦川原地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：3,900人・計画一日最大給水量：1,239.0m³
- 56年 7月 谷地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：180人・計画一日最大給水量：81.7m³
- 61年 7月 中保倉地区簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：102人・計画一日最大給水量：41.7m³
- 平成10年 3月 浦川原地区簡易水道事業変更認可
 - ・計画給水人口：4,000人・計画一日最大給水量：1,801.0m³
- 16年11月 浦川原簡易水道事業変更認可
 - 3箇簡易水道（浦川原、谷、中保倉）と、5小規模水道（坪野、法定寺、真光寺、小蒲生田、小麦平）の事業統合
 - ・計画給水人口：4,135人・計画一日最大給水量：1,775m³

旧大島村

- 昭和31年 6月 大島簡易水道事業認可
- 35年 6月 板山簡易水道事業認可
 - ・計画給水人口：120人・計画一日最大給水量：30m³
- 52年 5月 旭簡易水道事業認可
- 53年 3月 大島簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・水量拡張、区域拡張）
- 57年 4月 大島簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・保倉簡易水道の統合）
- 平成 3年 4月 旭簡易水道事業変更認可
 - ・計画給水人口：310人・計画一日最大給水量：238m³
- 5年 3月 大島簡易水道事業変更認可（第三回変更事業）
 - ・計画給水人口：2,435人・計画一日最大給水量：976m³
- 8年 3月 大島簡易水道赤倉浄水場完成（取水量、処理能力：351.2m³／日）

旧牧村

- 昭和44年 9月 牧村簡易水道事業創設認可
- 48年 6月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・区域拡張）
- 51年10月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第二回変更事業・取水地点変更）
- 52年12月 牧村広域簡易水道事業変更認可（第三回変更事業・浄水方法変更）
- 平成 5年 3月 牧村簡易水道事業変更認可（第四回変更事業・取水地点変更）
- 6年 3月 牧村簡易水道事業経営変更認可（給水量変更）

旧柿崎町

- 昭和44年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,840m³
- 45年 3月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：10,300人・計画一日最大給水量：2,200m³
- 54年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
 - ・計画給水人口：11,000人・計画一日最大給水量：4,100m³
- 59年 5月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：11,610人・計画一日最大給水量：5,160m³
- 平成 6年 4月 石綿セメント管更新事業 開始
- 14年 3月 水道事業経営変更認可（第三次拡張事業）
 - ・計画給水人口：10,650人・計画一日最大給水量：6,470m³
- 16年11月 柿崎簡易水道事業変更認可
 - 3簡易水道（黒川、小萱、東横山）と、3小規模水道（水野・下牧、北黒岩、南黒岩）の事業統合
 - ・計画給水人口：1,190人・計画一日最大給水量：458m³

旧大潟町

- 昭和47年 2月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：12,000人・計画一日最大給水量：3,600m³
- 49年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業・急速ろ過機設置）
- 51年 4月 水道加入金制度 採用
- 59年 6月 水道事業変更認可（第二次拡張事業・第3号井さく井）
 - ・計画給水人口：12,660人・計画一日最大給水量：6,060m³
- 60年 9月 水道事業変更届出（第三次拡張事業・配水池増設）
- 平成12年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口：10,950人・計画一日最大給水量：8,200m³
- 12月 石綿セメント管更新事業 完了
- 16年 3月 集中監視システム導入

旧頸城村

- 昭和35年 1月 水道事業認可
 - ・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,440m³
- 47年 1月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
 - ・計画給水人口：8,800人・計画一日最大給水量：3,080m³
- 60年 3月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
 - ・計画給水人口：9,000人・計画一日最大給水量：4,480m³
- 平成 6年 3月 水道事業経営変更認可
 - ・計画給水人口：11,800人・計画一日最大給水量：7,000m³

旧吉川町

- 昭和54年 4月 水道事業認可
　　・計画給水人口：7,100人・計画一日最大給水量：2,483m³
- 60年 4月 小規模水道川谷地区給水開始
　　・計画給水件数：20件・計画一日最大給水量：13.8m³
- 62年 4月 小規模水道石谷地区給水開始
　　・計画給水件数：15件・計画一日最大給水量：11.0m³

旧中郷村

- 昭和53年 3月 水道事業認可
　　・計画給水人口：5,750人・計画一日最大給水量：2,640m³
- 60年 4月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）

旧板倉町

- 昭和43年 4月 水道事業認可
　　・計画給水人口：7,000人・計画一日最大給水量：1,200m³
- 49年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
　　・計画給水人口：5,740人・計画一日最大給水量：2,000m³
- 54年 8月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
　　・計画給水人口：6,500人・計画一日最大給水量：3,600m³
- 60年 6月 水道事業変更認可（第三次拡張事業）
　　・計画給水人口：6,760人・計画一日最大給水量：4,430m³
- 平成16年 3月 水道事業変更認可
　　・計画給水人口：6,320人・計画一日最大給水量：3,400m³
- 8月 寺野、筒方、菰立簡易水道を上水道に統合
　　・計画給水人口：8,970人・計画一日最大給水量：4,146m³

旧清里村

- 昭和48年 5月 清里村簡易水道事業認可
　　・計画給水人口：4,100人・計画一日最大給水量：851m³
- 平成13年 3月 簡易水道事業経営変更認可
　　・計画給水人口：4,000人・計画一日最大給水量：2,100m³

旧三和村

- 昭和37年12月 三和村広域簡易水道事業認可
　　・計画給水人口：8,000人・計画一日最大給水量：1,350m³
- 44年 3月 水道事業変更認可（第一次拡張事業）
- 55年 7月 水道事業変更認可（第二次拡張事業）
- 58年 5月 水道事業変更認可（第三次拡張事業）
　　・計画給水人口：7,300人・計画一日最大給水量：2,960m³
- 平成 7年 7月 水道事業変更認可（第四次拡張事業・法花寺浄水場建設）
　　・計画給水人口：6,450人・計画一日最大給水量：3,710m³

旧名立町

- 昭和31年 6月 名立町大町小泊簡易水道事業経営認可
　　・計画給水人口：2,640人・計画一日最大給水量：409m³

- 昭和47年 5月 名立町簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・不動浄水場建設）
 - ・計画給水人口：4,500人 ・計画一日最大給水量：975.5m³
 - 平成 2年 3月 簡易水道事業変更認可（第二回変更事業）
 - ・計画給水人口:3,770人 ・計画一日最大給水量:1,229m³
 - 11年 3月 簡易水道事業変更認可（第三回変更事業）
 - ・計画給水人口:3,290人 ・計画一日最大給水量:1,480m³
 - 12年 8月 簡易水道事業変更認可（第四回変更事業・第5水源新設）
 - ・計画給水人口:3,300人 ・計画一日最大給水量:1,480m³
 - 16年12月 簡易水道事業変更認可（第五回変更事業・第4水源廃止、第6水源新設）
 - ・計画給水人口:3,300人 ・計画一日最大給水量:1,630m³
-

上越市

- ◇平成16年12月 上水道事業変更届出（合併に伴う町村の水道事業を譲受け）
 - ・計画給水人口:226,970人 ・計画一日最大給水量: 141,209m³
- ◇ 17年 1月 上越地域周辺13町村と合併
 - 柿崎区、大潟区、中郷区、頸城区、吉川区、板倉区、清里区、三和区、名立区に営業所を開設(9営業所)
 - 〃 各簡易水道事業の経営認可申請書の記載事項変更届提出（代表者の変更等）
 - 〃 柿崎、名立簡易水道事業が地方公営企業法の全部適用へ移行し、ガス水道局の所管となる
 - 〃 緊急時画像通信システム導入
 - 〃 衛星携帯電話導入（本局舎3台・営業所9台）
- 3月 本庁舎北側敷地に非常用自家発電設備を設置
 - 〃 上越地区のマッピングシステム完成（合併前の上越市の区域）
 - 〃 C A D 設計積算システム導入
- 4月 安塚区、浦川原区、大島区、牧区の各簡易水道事業が地方公営企業法の全部適用へ移行し、ガス水道局の所管となり、東部営業所（安塚区、浦川原区、大島区）、牧区営業所を開設（11営業所）
- 10月 大潟区、清里区、名立区において水道料金の激変緩和措置（平成21年11月分検針分まで）を講じたうえで合併前上越市の料金に統一
- 12月 船倉簡易水道事業変更認可（第一回変更事業・浄水方法の変更）
- ◇ 18年 4月 清里区、牧区営業所を統合し南部営業所に名称変更（10営業所）
 - 7月 大島簡易水道事業変更届出（第三回変更の軽微な変更）給水区域拡張（岡地区）
- ◇ 19年 3月 柿崎簡易水道事業変更認可（水源の種別の変更・浄水方法の変更）
 - 4月 柿崎区営業所と吉川区営業所を統合し北部営業所に名称変更
 - 頸城区営業所、三和区営業所、名立区営業所を本局に統合（6営業所）
 - 6月 名立簡易水道事業変更認可（取水地点の変更）
- ◇ 20年 3月 中ノ俣簡易水道事業変更認可（浄水方法の変更・取水地点の変更）
 - 〃 料金改定議決（214円2銭／m³、改定率11.50% 7月分料金から各区の水道料金の激変緩和措置（平成21年11月分検針分まで）を講じたうえで合併前上越市の料金に統一）
 - 4月 板倉区営業所を南部営業所に統合（5営業所）
 - 〃 上水道事業変更認可（浄水方法の変更・取水地点の変更）
 - ・計画給水人口:190,195人 ・計画一日最大給水量: 104,857m³
 - 11月 柿崎簡易水道事業（一部）、上越地域水道用水供給企業団から受水開始
- ◇ 21年 6月 上水道事業変更認可（浄水方法の変更）
 - 12月 激変緩和措置終了に伴い、完全料金統一（平成21年12月分検針から）

- ◇平成22年 3月 中ノ俣浄水場紫外線処理施設 完成（処理能力48.0m³/日）
 11月 板倉区寺野浄水場紫外線処理施設 完成（処理能力447m³/日）
- ◇ 23年 1月 局庁舎1階に料金センター開設
 3月 安塚区船倉簡易水道事業変更届出（計画給水人口及び計画一日最大給水量の軽微な変更）
 4月 ガス水道料金等徴収業務委託実施
 〃 企業団からの受水に係る責任水量が、月間制から年間制（67.5/100）に変更
 9月 柿崎区柿崎簡易水道事業変更認可（取水地点の変更）
 安塚区真荻平簡易水道事業変更認可（取水地点の変更）
- ◇ 24年 9月 水道事業変更届出（給水区域の拡張）
- ◇ 25年 2月 水道事業変更認可（取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給水人口・計画一日最大給水量の変更）
 4月 上越地域水道用水供給企業団解散による事業継承
 計画給水人口：186,516人・計画一日最大給水量：91,145m³
 事業継承に伴い、用水供給事業を創設
 給水対象：妙高市・計画一日最大給水量：3,060m³
- ◇ 26年 3月 水道料金変更の届出（消費税率の引き上げに伴う料金の改定 5%→8%）
- ◇ 29年 1月 簡易水道事業経営廃止許可
 2月 小規模水道事業（吉川区川谷、石谷）経営廃止許可
 3月 水道事業変更認可（13簡易水道事業及び2小規模水道事業を統合）※
 〃 上猪子田浄水場及び真光寺浄水場（浦川原区）廃止
 4月 大潟区営業所を北部営業所に統合（4営業所）
- ◇令和元年 9月 水道料金変更の届出（消費税率の引き上げに伴う料金の改定 8%→10%）
 ⇒令和元年10月1日実施
 11月 多能浄水場（三和区）廃止
- ◇ 2年10月 ガス水道局庁舎新築工事竣工
 ⇒令和2年11月24日業務開始
- ◇ 3年 3月 使用日数に応じて日割計算とする方法への変更に伴う上越市水道事業給水条例の一部改正（令和3年9月1日実施）
 4月 中郷区営業所を南部営業所に統合し、板倉区総合事務所内に移転（3営業所）
- ◇ 5年 2月 水道事業の経営指針・実施計画として「上越市第3次水道事業中期経営計画」を策定
 3月 水道事業変更届出（浄水方法の変更）
 4月 城山浄水場大規模改修の着工
- ◇ 6年 1月 水道事業変更認可（浄水方法の変更）
- ◇ 7年 2月 水道事業変更届出（浄水方法の変更）

※（参考）

小規模水道は市長部局（健康づくり推進課）が所管

小規模水道：給水人口30人以上100人以下の水道（新潟県小規模水道条例に基づく県知事許可）

簡易水道：給水人口101人以上5,000人以下の水道（水道法に基づく県知事認可）

2 事業の諸元

(1) 事業所の名称・所在地

事業所	担当区域	住 所
本 局	上 越 頸 城 区 三 和 区 名 立 区	新潟県上越市 春日山町3丁目1番63号
北部営業所	柿 崎 区 吉 川 区 大 濁 区	〃 柿崎区直海浜1386番地
南部営業所	中 郷 区 板 倉 区 清 里 区 牧 区	〃 板倉区針722番地1
東部営業所	安 塚 区 浦 川 原 区 大 島 区	〃 浦川原区釜淵5番地
浄水センター	広域・用水供給	〃 大字岩木2036番地

(2) 浄水場の名称・所在地

地区	浄水場名	位 置
上 越	城山浄水場	新潟県上越市 大字灰塚920番地
	深谷浄水場	〃 大字三ツ橋840番地
	和田浄水場	〃 大字寺町94番地
	中ノ俣浄水場	〃 大字中ノ俣3273番地3
広域・用水供給施設	正善寺浄水場	〃 大字岩木2036番地
	柿崎川浄水場	〃 柿崎区上中山1番地
柿 崎 区	小萱浄水場	〃 柿崎区小萱1783番地
	東横山浄水場	〃 旭平2348番地
	北黒岩浄水場	〃 黒岩1419番地
	南黒岩浄水場	〃 黒岩2878番地
	水野下牧浄水場	〃 水野2179番地
吉 川 区	川谷上浄水場	〃 吉川区川谷3369番地
	川谷下浄水場	〃 川谷1155番地
	石谷浄水場	〃 石谷字上村236番地
中 郷 区	中郷浄水場	〃 中郷区稻荷山623番地1
板 倉 区	山越浄水場	〃 板倉区山越字山田745番地3
	寺野浄水場	〃 久々野字柄山4313番地
	筒方浄水場	〃 筒方字ジクタメキ2648番地
清 里 区	青柳浄水場	〃 清里区青柳3474番地
三 和 区	法花寺浄水場	〃 三和区法花寺59番地1

地区	浄水場名	位 置
安 塚 区	きりこし 切 越 浄 水 場	新潟県上越市 安塚区切越字丸山323番地1
	ほうのき 朴 ノ木 浄 水 場	〃 〃 朴ノ木字横道781番地
	ふなぐら 船 倉 浄 水 場	〃 〃 上船倉字大峰3391番地
	もおぎたいら 真 荻 平 净 水 場	〃 〃 真荻平字仲村7205番地
	ぶすの 伏 野 浄 水 場	〃 〃 真荻平字袖牧4393番地14
	すがわ 須 川 第 1 浄 水 場	〃 〃 須川字森6062番地乙
	すがわ 須 川 第 2 浄 水 場	〃 〃 須川字森5939番地1
浦 川 原 区	すがわ 須 川 第 3 浄 水 場	〃 〃 須川字払川3934番地
	こやじま 小 谷 島 浄 水 場	〃 浦川原区小谷島字入山1680番地1
	たに 谷 浄 水 場	〃 〃 谷字越道2386番地
	こがもだ 小蒲生田浄水場	〃 〃 小蒲生田字越水140番地2
	ほうじょうじ 法定寺 浄 水 場	〃 〃 法定寺字大道857番地1
	つぼの 坪 野 浄 水 場	〃 〃 坪野字兎平1258番地2
大 島 区	こむぎだいら 小 麦 平 净 水 場	〃 〃 上猪子田字大熊谷2139番地
	しょうぶ 菖 蒲 浄 水 場	〃 大島区菖蒲字追倉2081番地3
	あかくら 赤 倉 浄 水 場	〃 〃 大平字島田4152番地1
	あさひ 旭 浄 水 場	〃 〃 田麦字下村1090番地4
牧 区	いたやま 板 山 浄 水 場	〃 〃 板山字東山1577番地2
	まき 牧 浄 水 場	〃 牧区宇津俣881番地
名 立 区	ふどう 不 動 浄 水 場	〃 名立区東飛山字柳澤下2394番地

(3) 代表者氏名

- ・上越市ガス水道事業管理者 高 橋 一 之 (令和3年4月1日就任)
(令和7年4月1日再任)

(4) 職 員 数

- ・上 水 道 85名 ※管理者含む (令和7年4月1日現在)

(5) 事業認可、届出、許可

① 水道事業

旧高田市	大正13年 3月17日	上水道布設工事実施認可（内務省新土第17号）
旧直江津町	昭和11年 9月	水道組合設立
旧直江津市	昭和29年 5月29日	水道事業経営認可（厚生省新衛第340号）
	昭和46年11月18日	水道事業経営認可（厚生省環第825号）
旧上越市	〃 49年 3月30日	水道事業変更認可（厚生省環第368号）
	〃 51年 9月 7日	〃 （厚生省衛第529号）
	〃 56年 7月28日	〃 （厚生省衛第418号）
	平成 7年 3月27日	〃 （厚生省生衛第277号）
旧柿崎町	昭和44年 3月29日	水道事業創設認可（新潟県指令環第448号）
	〃 45年 3月31日	水道事業変更認可（新潟県指令環第443号）
	〃 48年 3月22日	〃 （新潟県指令生第544号）
	〃 54年 3月12日	〃 （新潟県指令環第206号）
	〃 57年 4月 7日	〃 （新潟県指令環第219号）
	〃 59年 5月28日	〃 （新潟県指令環第474号）
	平成14年 3月29日	〃 （新潟県生衛第826号）
	昭和47年 2月17日	水道事業創設認可（新潟県指令環第174号）
旧大潟町	〃 49年 3月30日	水道事業変更認可（新潟県指令環第341号）
	〃 59年 6月 7日	〃 （新潟県指令環第523号）
	〃 60年 9月12日	水道事業変更届出
	平成12年 3月30日	水道事業変更認可（新潟県生衛第994号）
旧頸城村	昭和35年 1月29日	水道事業創設認可（新潟県指令環第154号）
	〃 40年 1月 7日	水道事業変更認可（新潟県指令環第2443号）
	〃 47年 1月 8日	〃 （新潟県指令環第12号）
	〃 60年 3月28日	〃 （新潟県指令環第209号）
旧吉川町	昭和54年 4月 2日	水道事業創設認可（新潟県指令環第473号）
旧中郷村	昭和53年 3月31日	水道事業創設認可（新潟県環衛第409号）
	〃 60年 4月11日	水道事業変更認可（新潟県環衛第44号）
旧板倉町	昭和43年 3月 1日	水道事業創設認可（新潟県指令環第319号）
	〃 49年 3月30日	水道事業変更認可（新潟県指令環第319号）
	〃 54年 8月 1日	〃 （新潟県指令環第705号）
	〃 60年 6月11日	〃 （新潟県指令環衛第247号）
	平成16年 3月31日	〃 （新潟県生衛第851号）
	〃 16年 8月26日	水道事業変更届出：寺野、筒方、菰立簡易水道の統合
旧清里村	昭和48年 5月23日	水道事業創設認可（新潟県指令環第703号）
	〃 49年 2月 1日	水道事業変更認可（新潟県指令環第115号）
	〃 61年 6月30日	〃 （新潟県指令環第297号）
	平成10年 3月27日	〃 （新潟県指令生衛第827号）
	〃 13年 3月30日	〃 （新潟県生衛第1129号）
旧三和村	昭和37年12月25日	水道事業創設認可（新潟県指令環第2387号）
	〃 44年 3月31日	水道事業変更認可（新潟県指令環第516号）
	〃 55年 7月30日	〃 （新潟県指令環第869号）
	〃 58年 5月27日	〃 （新潟県指令環第438号）
	平成 7年 7月 6日	〃 （新潟県環衛第298号）
上 越 市	平成16年12月27日	水道事業変更届出：合併により8上水道事業、1簡易水道事業を統合
	〃 20年 4月 8日	水道事業変更認可（厚生労働省発健第0408001号）：取水地点の変更、浄水方法の変更、計画給水人口の修正、計画一日最大給水量の修正
	〃 21年 6月12日	水道事業変更認可（新潟県生衛第270号）：浄水方法の変更
	〃 24年 9月18日	水道事業変更届出：給水区域の拡張
	〃 25年 2月12日	水道事業変更認可（新潟県生衛第1034号）：上越地域水道用水供給企業団水道用水供給事業の譲り受けによる取水地点・浄水方法・水源の変更、計画給水人口・計画一日最大給水量の変更
	〃 29年 3月22日	水道事業変更認可（厚生労働省発生食0322第5号）：13簡易水道事業及び2小規模水道事業を統合
	令和 5年 3月17日	水道事業変更届出：浄水方法の変更
	〃 6年 1月22日	水道事業変更認可（厚生労働省発健生0122第8号）：浄水方法の変更
	〃 7年 2月13日	水道事業変更届出：浄水方法の変更

② 水道用水供給事業

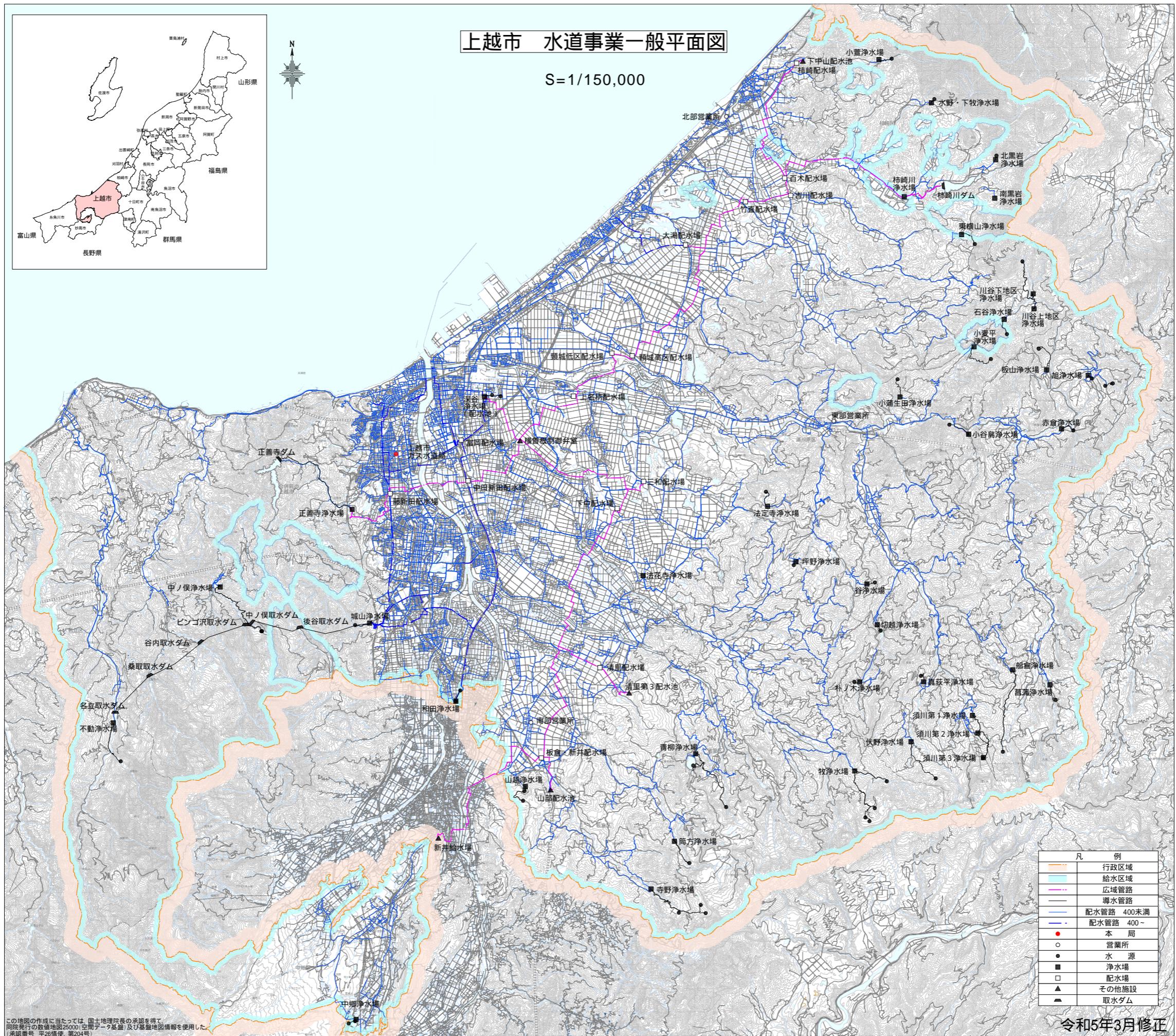
給水対象	妙高市	平成25年 2月 12日	水道用水供給事業創設認可（新潟県生衛第1035号）
------	-----	--------------	---------------------------

③ 旧簡易水道事業

上　越	中ノ俣簡易水道	昭和49年 7月 5日	水道事業創設認可（新潟県指令環第686号）
		平成20年 3月31日	水道事業変更認可（新潟県生衛第955号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号）
安　塚　区	安塚簡易水道	昭和36年 6月24日	水道事業創設認可（新潟県指令環第829号）
		〃 53年 3月16日	水道事業変更認可（新潟県指令環第584号）
		〃 56年 3月30日	〃（新潟県指令環第240号）
		平成29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の2）
	真荻平簡易水道	昭和58年 4月28日	水道事業創設認可（新潟県指令環第308号）
		平成23年 9月30日	水道事業変更認可（新潟県生衛第550号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の3）
	船倉簡易水道	昭和59年 4月 9日	水道事業創設認可（新潟県指令環第237号）
		平成17年12月27日	水道事業変更認可（新潟県生衛第673号）
		〃 23年 3月30日	水道事業經營変更届出：計画給水人口及び給水量の減
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の4）
浦川原区	須川簡易水道	昭和59年10月16日	水道事業創設認可（新潟県指令環第879号）
		平成 2年 3月26日	水道事業変更認可（新潟県指令環衛第1037号）
		〃 5年 3月31日	〃（新潟県環衛第1131号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の5）
	伏野簡易水道	昭和60年 6月13日	水道事業創設認可（新潟県指令環第240号）
		平成29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の6）
	旧浦川原簡易水道	昭和52年 3月28日	水道事業創設認可（新潟県指令環第402号）
		旧浦川原簡易水道	平成10年 3月31日 水道事業変更認可（新潟県生衛第900号）
		旧谷簡易水道	昭和56年 7月15日 水道事業創設認可（新潟県指令環第554号）
		旧中保倉簡易水道	昭和61年 6月27日 水道事業創設認可（新潟県指令環衛第288号）
		浦川原簡易水道	平成16年11月30日 水道事業変更認可（新潟県生衛第590号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の7）
大　島　区	大島簡易水道	昭和31年 6月 8日	水道事業創設認可（新潟県指令環第709号）
		〃 53年 3月28日	水道事業変更認可（新潟県指令環第403号）
		〃 57年 4月21日	〃（新潟県指令環第272号）
		平成 5年 3月31日	〃（新潟県指令環衛第1123号）
		〃 18年 7月18日	水道事業經營変更届出：給水区域の拡張
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の8）
	旭簡易水道	昭和52年 5月12日	水道事業創設認可（新潟県指令環第531号）
		平成 3年 4月30日	水道事業変更認可（新潟県指令環衛第119号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の9）
	板山簡易水道	昭和35年 6月23日	水道事業創設認可（新潟県指令環第968号）
		〃 57年 1月12日	水道事業經營変更届出：計画給水人口及び給水量の変更
		平成29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の10）
牧　区	牧簡易水道	昭和44年 9月19日	水道事業創設認可（新潟県指令環第1526号）
		〃 48年 6月20日	水道事業変更認可（新潟県指令生第864号）
		〃 51年10月26日	〃（新潟県指令環第1357号）
		〃 52年12月23日	〃（新潟県指令環衛第1016号）
		平成 5年 3月26日	〃（新潟県環衛第1084号）
		〃 6年 3月31日	〃（新潟県環衛第1084号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の11）
柿　崎　区	柿崎簡易水道	旧小萱簡易水道 昭和42年 7月10日	水道事業創設認可（新潟県指令環第1017号）
		旧東横山簡易水道 昭和44年 7月17日	水道事業創設認可（新潟県指令環第943号）
		旧黒川簡易水道 昭和63年 3月31日	水道事業創設認可（新潟県指令環衛第826号）
		平成16年11月25日	水道事業変更認可（新潟県生衛第587号）
		〃 19年 3月30日	〃（新潟県生衛第991号）
		〃 23年 9月30日	〃（新潟県生衛第551号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の12）
名　立　区	名立簡易水道	昭和31年 6月23日	水道事業創設認可（新潟県指令環衛第816号）
		〃 47年 5月18日	水道事業変更認可（新潟県指令生第275号）
		平成 2年 3月31日	〃（新潟県指令環衛第1042号）
		〃 11年 3月31日	〃（新潟県生衛第871号）
		〃 12年 8月11日	〃（新潟県生衛第408号）
		〃 16年12月20日	〃（新潟県生衛第608号）
		〃 19年 6月26日	〃（新潟県生衛第267号）
		〃 29年 1月17日	水道事業經營廃止許可（新潟県生衛第1006号の13）

④ 旧小規模水道事業

吉　川　区	川谷地区	昭和61年8月25日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第84号）
		平成29年2月 9日	小規模水道廃止許可（上保（生）第84の2号）
	石谷地区	昭和62年3月31日	小規模水道敷設許可（新潟県指令上保衛第228号）
		平成29年2月 9日	小規模水道廃止許可（上保（生）第84号）



(6) 給水区域

① 水道

上越市及び妙高市大字広島の一部、広島3丁目、大字関山の一部（陸上自衛隊関山演習場内の隊員宿舎所在地に限る）

ただし、上越市の下記地区を除く

- ・大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字上綱子
- ・浦川原区大柄山
- ・柿崎区柄窪、犀ヶ池新田、角取新田、城腰、芋島新田、猿毛新田、水野新田、岩野新田、米山寺新田、旭平
- ・吉川区上名木、名木山
- ・中郷区稻荷山の一部（妙高市より給水）

② 水道用水供給

給水対象：妙高市

(7) 計画給水区域面積

水道 : 627.18 km² (水道台帳より)

水道用水供給 : 445.52 km² (水道台帳より)

(8) 計画給水人口

① 水道

計画給水人口	182,400 人	令和6年1月認可
計画一日最大給水量	77,100 m ³	

② 水道用水供給

計画給水人口	22,838 人	平成25年2月認可
計画一日最大給水量	3,060 m ³	

(9) 水道料金表（令和元年10月1日以降適用料金）

水道料金表（1か月当たり：税込）

メーター口径	金額(円)	水道料金早見表					
		口径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)	口径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)
固定料金	使用量 5m ³ まで	0 m ³	1,232	2,288	51 m ³	9,523	10,579
	13mm	1	1,232	2,288	52	9,736	10,792
	20mm	2	1,232	2,288	53	9,948	11,004
	25mm	3	1,232	2,288	54	10,160	11,216
	30mm	4	1,232	2,288	55	10,373	11,429
	40mm	5	1,232	2,288	56	10,585	11,641
	50mm	6	1,288	2,344	57	10,797	11,853
	75mm	7	1,344	2,400	58	11,009	12,065
	100mm	8	1,400	2,456	59	11,222	12,278
	150mm	9	1,456	2,512	60	11,434	12,490
従量料金	使用水量 1m ³ 当たり	10	1,512	2,568	61	11,646	12,702
	6~10m ³	11	1,684	2,740	62	11,859	12,915
	11~20m ³	12	1,855	2,911	63	12,071	13,127
	21~30m ³	13	2,027	3,083	64	12,283	13,339
	31~100m ³	14	2,198	3,254	65	12,496	13,552
	101m ³ 以上	15	2,370	3,426	66	12,708	13,764
公衆浴場用	固定料金：各口径別料金の1/2	16	2,542	3,598	67	12,920	13,976
	従量料金：1m ³ 当たり 71.50円	17	2,713	3,769	68	13,132	14,188

※ 平成21年12月から激変緩和措置終了に伴い、全市の料金を完全統一。
(平成21年12月分検針より)

※ 平成26年4月水道料金を改定。
(消費税率引き上げに伴う改定)

※ 令和元年10月水道料金を改定。
(消費税率引き上げに伴う改定)

口径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)	口径 使用量	13mm 料金(円)	20mm 料金(円)
0 m ³	1,232	2,288	51 m ³	9,523	10,579
1	1,232	2,288	52	9,736	10,792
2	1,232	2,288	53	9,948	11,004
3	1,232	2,288	54	10,160	11,216
4	1,232	2,288	55	10,373	11,429
5	1,232	2,288	56	10,585	11,641
6	1,288	2,344	57	10,797	11,853
7	1,344	2,400	58	11,009	12,065
8	1,400	2,456	59	11,222	12,278
9	1,456	2,512	60	11,434	12,490
10	1,512	2,568	61	11,646	12,702
11	1,684	2,740	62	11,859	12,915
12	1,855	2,911	63	12,071	13,127
13	2,027	3,083	64	12,283	13,339
14	2,198	3,254	65	12,496	13,552
15	2,370	3,426	66	12,708	13,764
16	2,542	3,598	67	12,920	13,976
17	2,713	3,769	68	13,132	14,188
18	2,885	3,941	69	13,345	14,401
19	3,056	4,112	70	13,557	14,613
20	3,228	4,284	71	13,769	14,825
21	3,412	4,468	72	13,982	15,038
22	3,595	4,651	73	14,194	15,250
23	3,779	4,835	74	14,406	15,462
24	3,963	5,019	75	14,619	15,675
25	4,147	5,203	76	14,831	15,887
26	4,330	5,386	77	15,043	16,099
27	4,514	5,570	78	15,255	16,311
28	4,698	5,754	79	15,468	16,524
29	4,881	5,937	80	15,680	16,736
30	5,065	6,121	81	15,892	16,948
31	5,277	6,333	82	16,105	17,161
32	5,490	6,546	83	16,317	17,373
33	5,702	6,758	84	16,529	17,585
34	5,914	6,970	85	16,742	17,798
35	6,127	7,183	86	16,954	18,010
36	6,339	7,395	87	17,166	18,222
37	6,551	7,607	88	17,378	18,434
38	6,763	7,819	89	17,591	18,647
39	6,976	8,032	90	17,803	18,859
40	7,188	8,244	91	18,015	19,071
41	7,400	8,456	92	18,228	19,284
42	7,613	8,669	93	18,440	19,496
43	7,825	8,881	94	18,652	19,708
44	8,037	9,093	95	18,865	19,921
45	8,250	9,306	96	19,077	20,133
46	8,462	9,518	97	19,289	20,345
47	8,674	9,730	98	19,501	20,557
48	8,886	9,942	99	19,714	20,770
49	9,099	10,155	100	19,926	20,982
50	9,311	10,367			

(10) 水道加入金・取付(取替)実績 〈税抜〉

①口径別加入金額

メーターの口径	加入金
13 mm	18,000 円
20 mm	56,000 円
25 mm	100,000 円
30 mm	160,000 円
40 mm	350,000 円
50 mm	530,000 円
75 mm	1,180,000 円
100 mm	2,300,000 円
150 mm 以上	管理者が別に定める額

②取付(取替)・加入金実績（令和6年度）

取付(取替)口径	個数	単価(円)	金額(円)
13 mm	100	18,000	1,800,000
20 mm	373	56,000	20,888,000
25 mm	12	100,000	1,200,000
30 mm	1	160,000	160,000
40 mm	6	350,000	2,100,000
小計	492	-	26,148,000
口径変更による差額	128	-	4,918,000
合計	620	-	31,066,000

3 施設の概要

(1) 水源及び浄水場

水 源			浄 水 場			
種別	地 区	水 源 名	施 設 名	処理方式	配水能力 (m³/日)	建設年度
河 川 水	上 越	名立川、桑取川水系	城山浄水場	高速凝集沈殿、急速ろ過	51,000	1968(S43) 1977(S52)
	板倉区	筒方第1水源	筒方浄水場	緩速ろ過	290	1977(S52)
	清里区	坊ヶ池用水及び大三郎用水	青柳浄水場	緩速ろ過	1,000	1974(S49)
	安塚区	関川水系朴ノ木川(第3水源)	切越浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	1,199	1978(S53)
		堀切川支流小川川	船倉浄水場	膜ろ過	67	1984(S59)
	浦川原区	関川水系保倉川入山沢川	小谷島浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	1,200	1979(S54)
		<関川水系保倉川南山沢>				
	大島区	関川水系保倉川菖蒲水源	菖蒲浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	500	1978(S53)
		<関川水系保倉川菖蒲第2水源>				
	牧 区	関川水系田麦川赤倉沢	赤倉浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	600	1993(H5)
名立区	牧第1、2、7水源	牧浄水場	緩速ろ過	1,196	1970(S45)	
	柴谷川(不動新第1水源)	<柴谷川(不動第1水源)>	不動浄水場	緩速ろ過	1,430	1974(S49)
						2001(H13)
小 計		10施設	58,482 m³/日			
地 下 水	上 越	和田<1>、2、3号井	*和田浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	8,500	1994(H6) 1998(H10)
		深谷6、7、10号井	*深谷浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	6,000	1966(S41) 1996(H8)
	中郷区	中郷3号井、泉第1、2水源(湧水)	中郷浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	3,090	1984(S59)
	板倉区	山越第1、4水源井	山越浄水場	塩素消毒	1,430	1971(S46)
	三和区	法花寺水源井	*法花寺浄水場	圧力式急速ろ過 (除鉄、除マンガン)	1,210	1995(H7)
	小 計		5施設	20,230 m³/日		
湧 水	上 越	中ノ俣<第1水源>、第2水源	中ノ俣浄水場	紫外線処理 塩素消毒	48	2009(H21)
	吉川区	川谷水源	川谷上浄水場	塩素消毒	8	1985(S60)
			川谷下浄水場	塩素消毒	5	1984(S59)
		石谷水源	石谷浄水場	塩素消毒	11	1986(S61)
	板倉区	寺野第1、2、3、4水源	寺野浄水場	紫外線処理 塩素消毒	447	2010(H22)
	安塚区	朴ノ木第4水源	朴ノ木浄水場	膜ろ過	30	1979(S54)
		真荻平水源	真荻平浄水場	塩素消毒	33	1984(S59)
		伏野水源	伏野浄水場	塩素消毒	21	1985(S60)
		須川第1水源	須川第1浄水場	塩素消毒	259	1985(S60)
			須川第2浄水場	塩素消毒	288	1990(H2)
			須川第3浄水場	塩素消毒	33	1990(H2)

水 源		淨 水 場				
種別	地 区	水 源 名	施 設 名	処理方式	配水能力 (m ³ /日)	建設年度
湧水	浦川原区	谷第1、2、3、4水源	谷浄水場	膜ろ過	30	1983(S58)
		坪野水源	坪野浄水場	塩素消毒、除鉄、除マンガン	23	1983(S58)
		法定寺第1、2水源	法定寺浄水場	膜ろ過	30	1982(S57)
		小蒲生田水源	小蒲生田浄水場	塩素消毒	8	1980(S55)
		小麦平水源	小麦平浄水場	塩素消毒	9	1979(S54)
	大島区	旭第1、2(浅井戸)	旭浄水場	膜ろ過	50	1977(S52)
		板山第1、2、3水源	板山浄水場	塩素消毒	30	1982(S57)
	柿崎区	東横山水源	東横山浄水場	塩素消毒	50	1969(S44)
		小萱水源	小萱浄水場	塩素消毒	27	1967(S42)
		水野・下牧水源	水野・下牧浄水場	塩素消毒	14	1997(H9)
		南黒岩水源	南黒岩浄水場	塩素消毒	31	2003(H15)
		北黒岩水源	北黒岩浄水場	塩素消毒	51	1994(H6)
小 計		23施設	1,536 m ³ /日			
ダム水	広域・用水供給施設	正善寺ダム(関川水系正善寺川)	正善寺浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	38,200	1987(S62)
		柿崎川ダム(柿崎川水系柿崎川)	柿崎川浄水場	凝集沈殿、急速ろ過	20,000	2003(H15)
	小 計	2施設	58,200 m ³ /日			
合 計		配水能力(40施設) 138,448 m³/日 上越市水道 135,388 m³/日 上越市水道用水供給 3,060 m³/日(妙高市へ)				

() 内の井戸は予備水源

*は常時使用していない浄水場

(2) 配水池

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m ³)	建設年度	構造・規模(備考)	
上 越	城 山	1	6,970	1968(S43)	RC製	3,485 m ³ ×2槽
		1	6,300	1977(S52)	PC製	6,300 m ³
	西 戸 野	1	268	1983(S58)	RC製	134 m ³ ×2槽
		1	50	2006(H18)	RC製	50 m ³
	鍋 ケ 浦	1	83.5	1982(S57)	RC製	83.5 m ³
	*和 田	1	2,000	1998(H10)	PC製	1,000 m ³ ×2槽
	*深 谷	2	2,000	1965(S40)	PC製	1,000 m ³
	中 ノ 俣	1	75.6	1975(S50)	RC製	37.8 m ³ ×2槽
	小 計	9	17,747.1			
柿崎区	下 中 山	1	1,700	2003(H15)	SUS製	850 m ³ ×2槽
	黒 川	1	200	1988(S63)	RC製	100 m ³ ×2槽
	東 横 山	1	20	1969(S44)	RC製	20 m ³
	小 萱	1	15	1967(S42)	RC製	15 m ³
	水野・下牧	1	24	1997(H 9)	SUS製	12 m ³ ×2槽
	北 黒 岩	1	72	1995(H 6)	RC製	36 m ³ ×2槽
	南 黒 岩	1	23	2003(H15)	SUS製	11.5 m ³ ×2槽
	小 計	7	2,054.0			
頸城区	大蒲生田・玄僧	1	54	1983(S58)	RC製	54 m ³
		1	16	1987(S62)	RC製	16 m ³
	小 計	2	70.0			
吉川区	平 等 寺	1	56	2019(R 1)	FRP製	28 m ³ ×2槽
	尾 神(高区)	1	236	1981(S56)	RC製	118 m ³ ×2槽
	川 谷 上	1	38	1985(S60)	RC製	19 m ³ ×2槽
	川 谷 下	1	32	1984(S59)	RC製	16 m ³ ×2槽
	石 谷	1	39	1986(S61)	RC製	19.5 m ³ ×2槽
	小 計	5	401.0			
中郷区	松 ケ 峯	1	1,200.0	1984(S59)	PC製	600 m ³ ×2槽
板倉区	山 部	1	1,600	1987(S62)	RC製	800 m ³ ×2槽
	中 之 宮	1	128	1987(S62)	RC製	128 m ³
	山越第1	2	613	1978(S53)	RC製	194.5 m ³ ×2槽、224 m ³
	山越第2	1	703	1981(S56)	RC製	351.5 m ³ ×2槽
	柄 山	1	100	1995(H 7)	RC製	100 m ³
	寺野第3	1	43	1972(S47)	RC製	43 m ³
	寺野第4	1	53	1972(S47)	RC製	53 m ³
	筒方第1	1	97	1977(S52)	RC製	97 m ³
	筒方第2	1	118	1996(H 8)	RC製	118 m ³
	筒方第3	1	36	1977(S52)	RC製	36 m ³
	筒方第4	1	21	1977(S52)	RC製	21 m ³
	菰立第2	1	100	1998(H10)	RC製	50 m ³ ×2槽
	小 計	13	3,612.0			
清里区	第1(青柳)	1	345	1975(S50)	RC製	115 m ³ ×3槽
		1	680	1999(H11)	RC製	680 m ³
	第2(赤池)	1	46	1976(S51)	RC製	46 m ³
	第3(上田島)	1	400	2008(H20)	SUS製	200 m ³ ×2槽
	第4(坊ヶ池)	1	10	1985(S60)	RC製	10 m ³
	小 計	5	1,481.0			
三和区	*法 花 寺	1	750	1995(H 7)	RC製	375 m ³ ×2槽
	日 向	1	28.8	1988(S63)	RC製	28.8 m ³
	小 計	2	778.8			

*は浄水場稼働時のみ使用する配水池

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m ³)	建設年度	構造・規模(備考)	
安塚区	朴ノ木(第1)	1	48.6	1981(S56)	RC製	24.3m ³ ×2槽
	朴ノ木地区	1	25.6	1979(S54)	RC製	12.8m ³ ×2槽
	切越(第2-2)	1	465.3	1983(S58)	RC製	232.65m ³ ×2槽
	細野(第4)	1	50	1980(S55)	RC製	25m ³ ×2槽
	行野(第5)	1	54.6	1980(S55)	RC製	27.3m ³ ×2槽
	高沢	1	71.2	2015(H27)	RC製	35.6m ³ ×2槽
	原山	1	7.8	1988(S63)	RC製	3.9m ³ ×2槽
	安塚	1	100	2003(H15)	SUS製	100m ³
	須川第1	1	112.3	1985(S60)	RC製	56.15m ³ ×2槽
	須川第2	1	299.1	1990(H 2)	RC製	149.55m ³ ×2槽
	須川第3	1	15.8	1990(H 2)	RC製	7.9m ³ ×2槽
	真荻平第1(低区)	1	94	1984(S59)	RC製	47m ³ ×2槽
	真荻平第2(高区)	1	24.5	1984(S59)	RC製	24.5m ³
	伏野	1	44	1985(S60)	RC製	22m ³ ×2槽
	上船倉	1	75.2	1984(S59)	RC製	37.6m ³ ×2槽
小計		15	1,488.0			
浦川原区	小谷島	1	348.6	1979(S54)	RC製	174.3m ³ ×2槽
		1	335.3	1999(H11)	RC製	167.66m ³ ×2槽
	谷	1	93.2	1983(S58)	RC製	46.6m ³ ×2槽
	上猪子田	1	45	1989(H 1)	RC製	22.5m ³ ×2槽
	真光寺	1	31.2	1991(H 3)	RC製	15.6m ³ ×2槽
	坪野	1	26.6	1983(S58)	RC製	13.3m ³ ×2槽
	法定寺	1	42	1982(S57)	RC製	21m ³ ×2槽
	小蒲生田	1	27.4	1980(S55)	RC製	13.7m ³ ×2槽
	小麦平	1	24.7	1979(S54)	RC製	12.35m ³ ×2槽
	上柿野	1	28.8	1979(S54)	RC製	14.4m ³ ×2槽
	東俣	1	22.5	1979(S54)	RC製	11.25m ³ ×2槽
	横住第1	1	71.2	2018(H30)	RC製	35.6m ³ ×2槽
	横住第2	1	36.1	1979(S54)	RC製	36.1m ³
小計		13	1,132.6			
大島区	菖蒲低区	1	102	1979(S54)	RC製	51m ³ ×2槽
	大島	1	144	1979(S54)	RC製	72m ³ ×2槽
	中野	1	35	1979(S54)	RC製	17.5m ³ ×2槽
	上達	1	56	1995(H 7)	RC製	28m ³ ×2槽
	赤倉	1	396	1994(H 6)	RC製	198m ³ ×2槽
	旭	1	110	1979(S54)	RC製	55m ³ ×2槽
	板山	1	40	1960(S35)	RC製	40m ³
小計		7	883.0			
牧区	高区	1	47	1970(S45)	RC製	47m ³
		1	80	1997(H 9)	RC製	40m ³ ×2槽
	低区	1	234	1970(S45)	RC製	234m ³
	第1	1	69	1974(S49)	RC製	69m ³
		1	80	1996(H 8)	RC製	40m ³ ×2槽
	第2	1	59	1976(S51)	RC製	59m ³
	第3	1	79	1974(S49)	RC製	79m ³
	第4	1	78	1974(S49)	RC製	78m ³
	第5	1	55	1975(S50)	RC製	55m ³
	第6	1	56	1976(S51)	RC製	56m ³
	第7	1	60	1974(S49)	RC製	60m ³
	第8	1	282	1996(H 8)	RC製	141m ³ ×2槽
小計		12	1,179.0			

地区	配水池	池数 (池)	有効容量 (m ³)	建設年度	構造・規模(備考)	
名立区	第1	1	165	1974(S49)	RC製	82.5 m ³ ×2槽
		1	100	2001(H13)	RC製	100 m ³
	第2	1	205	1974(S49)	RC製	102.5 m ³ ×2槽
		1	90	2000(H12)	RC製	90 m ³
	第3	1	169	1974(S49)	RC製	84.5 m ³ ×2槽
		1	188	1991(H3)	RC製	94 m ³ ×2槽
	赤野俣	1	274	2000(H12)	RC製	137 m ³ ×2槽
	第5	1	57	1959(S34)	RC製	57 m ³
小計		8	1,248.0			
広域・用水供給施設	正善寺	1	12,800	1984(S59)	PC製	12,800 m ³
	柿崎川	2	9,000	1998(H10)	PC製	4,500 m ³
	小計	3	21,800.0			
合計		102	55,074.5			

※ RC製：鉄筋コンクリート造 PC製：プレストレストコンクリート造 SUS製：ステンレス造
FRP製：繊維強化プラスチック造

(3) 配水施設(ポンプ施設・減圧施設・制御弁室・配水場・給水場)

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
ポンプ 施設	[72]	上 越 (北地区) [13]	越後交通	1976(S51)	松田団地	1980(S55)	鍋ヶ浦	1983(S58)
			丹原	1983(S58)	長浜	1983(S58)	西山寺	1983(S58)
			小池	1983(S58)	西横山	1983(S58)	西吉尾	1983(S58)
			増沢	1983(S58)	吉浦	1983(S58)	三の輪台	1985(S60)
			五智上平	1987(S62)				
		上 越 (南地区) [6]	小滝	1976(S51)	大貫 2 丁目	1979(S54)	朝日	1982(S57)
			正善寺第 2	1984(S59)	谷愛宕	2002(H14)	春日山	2005(H17)
		柿崎区 [7]	米山寺	1988(S63)	<u>水野・下牧</u>	1997(H 9)	上中山	2001(H13)
			黒川第 1	2008(H20)	黒川第 2	2008(H20)	黒川第 3	2008(H20)
			下中山	2009(H21)				
		頸城区 [1]	大蒲生田	1986(S61)				
		吉川区 [10]	泉	1983(S58)	<u>尾神岳</u>	1995(H 7)	尾神みはらし	2004(H16)
			尾神岳高区	2004(H16)	坪野(中継)	2006(H18)	大下	2008(H20)
			大賀	2015(H27)	後生寺	2018(H30)	<u>平等寺</u>	2019(R 1)
			東田中	2020(R 2)				
		中郷区 [1]	稻荷山	1984(S59)				
		板倉区 [5]	栗沢	1977(S52)	玄藤寺	1977(S52)	山部	1987(S62)
			東山寺	1995(H 7)	菰立送水	2007(H19)		
		清里区 [2]	赤池	1976(S51)	<u>坊ヶ池京ヶ岳</u>	1976(S51)		
		三和区 [2]	岡田	1980(S55)	大東	1988(S63)		
		安塚区 [14]	大原	1979(S54)	樽田	1979(S54)	<u>朴ノ木</u>	1979(S54)
			行野第 1 (和田)	1980(S55)	行野第 2 (吉沢)	1980(S55)	行野高区	1980(S55)
			細野第 1 (坊金)	1980(S55)	細野第 2 (細野)	1980(S55)	安塚	1980(S55)
			真荻平	1985(S60)	原山	2003(H15)	武能	2011(H23)
			円平坊	2014(H26)	高沢	2015(H27)		
		浦川原区 [11]	横住第 1	1979(S54)	横住第 2	1979(S54)	有堀加压	1979(S54)
			上柿野	1979(S54)	岩室	1989(H 1)	桜島	1989(H 1)
			印内	1990(H 2)	長走	1991(H 3)	下柿野	1999(H11)
			真光寺	2013(H25)	上猪子田	2014(H26)		

※下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度	施設名称	建設年度
ポンプ 施設	[17]	大島区 [4]	菖蒲加圧	1978(S53)	中野	1979(S54)	菖蒲第1	2000(H12)
			上達	2004(H16)				
		牧区 [4]	新田	1972(S47)	岩神	1972(S47)	小川	1972(S47)
			上牧	1997(H 9)				
		名立区 [6]	伝上第1	2000(H12)	高内	2000(H12)	濁沢	2000(H12)
			不動第1	2000(H12)	不動第2	2000(H12)	不動第3	2000(H12)
		広域・用水 供給施設 [3]	柿崎	1984(S59)	清里	1985(S60)	板倉・新井	1985(S60)
		上越	減圧弁 5か所					
		柿崎区	減圧弁 12か所					
		大潟区	減圧弁 1か所					
減圧施設	[145]	吉川区	減圧槽 1か所、減圧弁 8か所					
		中郷区	減圧槽 2か所、減圧弁 7か所					
		板倉区	減圧槽 5か所、減圧弁 14か所					
		清里区	減圧槽 6か所、減圧弁 8か所					
		安塚区	減圧槽 3か所、減圧弁 14か所					
		浦川原区	減圧槽 2か所、減圧弁 4か所					
		大島区	減圧槽 3か所、減圧弁 10か所					
		牧区	減圧槽 14か所、減圧弁 10か所					
		名立区	減圧弁 5か所					
		広域・用水 供給施設	減圧弁 11か所					

※下線のポンプ施設は、浄水池または配水池内に設置されている

施設	箇所数	地区	施設名称	建設年度
制御弁室	[1]	上越	横曽根制御弁室	1995(H 7)
配水場	[15]	上越	藤新田配水場	1984(S59)
			富岡配水場	2003(H15)
			上名柄配水場	2017(H29)
			中田新田配水場	2019(R 1)
		柿崎区	柿崎配水場	1984(S59)
			百木配水場	2002(H14)
		大潟区	大潟配水場	2021(R 3)
		頸城区	頸城低区配水場	1984(S59)
			頸城高区配水場	2016(H28)
		吉川区	吉川配水場	1983(S58)
			竹直配水場	1984(S59)
		板倉区	板倉・新井配水場	1985(S60)
		清里区	清里配水場	1985(S60)
		三和区	三和配水場	1984(S59)
			下中配水場	2019(R 1)
給水場	[1]		新井給水場	1985(S60)

(4) 非常用自家発電設備

地区	設置場所	形 式	出 力	燃 料	燃料タンク	設置年度
上 越	城山浄水場 (敷地東側)	ガスタービン発電機	500kVA×6, 600V	A重油	8,000 ℥ (地下式)	1999(H11)
	本局舎 (敷地東側)	ディーゼル発電機	130kVA×200V	A重油	2,000 ℥ (地下式)	2020(R 2)
	越後交通ポンプ場	ディーゼル発電機	50kVA×200V	軽油	190 ℥	2007(H19)
中郷区	中郷浄水場	ディーゼル発電機	125kVA×420V	軽油	490 ℥	2007(H19)
安塚区	切越浄水場	ディーゼル発電機	39kVA×200V	軽油	405 ℥	2011(H23)
浦川原区	大原送配水ポンプ場	ディーゼル発電機	60kVA×200V	軽油	60 ℥	1980(S55)
大島区	小谷島浄水場	ディーゼル発電機	135kVA×200V	軽油	450 ℥	1978(S53)
牧 区	菖蒲浄水場	ディーゼル発電機	35kVA×200V	軽油	200 ℥	2002(H14)
	赤倉浄水場	ディーゼル発電機	40kVA×200V	軽油	390 ℥	1996(H 8)
	新田ポンプ場	ディーゼル発電機	50kVA×200V	軽油	50 ℥	2006(H18)
名立区	岩神ポンプ場	ディーゼル発電機	27kVA×200V	軽油	30 ℥	2006(H18)
	小川ポンプ場	ディーゼル発電機	27kVA×200V	軽油	30 ℥	2006(H18)
	不動浄水場	ディーゼル発電機	18kVA×200V	軽油	30 ℥	2011(H23)
広域・用水供給施設	正善寺浄水場 (敷地西側)	ガスタービン発電機	750kVA×6, 600V	A重油	5,000 ℥ (地下式)	1999(H11)
	柿崎川浄水場 (敷地南側)	ガスタービン発電機	500kVA×6, 600V	A重油	7,000 ℥ (地下式)	2000(H12)
その他	可搬型	ディーゼル発電機	37kVA×200V×100V	軽油	120 ℥	2005(H17)

※kVA : 発電容量

(5) 水道管延長

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	導水管	送水管	配水管	給水管	合 計
2 年度	74,676	175,950	1,908,394	379,755	2,538,775
3 年度	74,678	175,712	1,905,798	380,371	2,536,559
4 年度	74,678	175,712	1,908,155	381,251	2,539,796
5 年度	74,678	175,425	1,908,197	381,701	2,540,001
6年度	74,659	175,346	1,907,805	381,926	2,539,736
上 越	10,346	21,740	942,961	279,324	1,254,371
柿 崎 区	3,226	762	131,957	15,115	151,060
大 鴻 区	13	61	79,011	3,451	82,536
頸 城 区	78	1,138	111,937	4,969	118,122
吉 川 区	4,465	7,776	85,387	2,944	100,572
中 郷 区	2,573	0	50,922	924	54,419
板 倉 区	5,527	5,991	101,790	41,021	154,329
清 里 区	4,779	354	53,468	16,049	74,650
三 和 区	0	1,059	70,100	1,280	72,439
安 塚 区	10,574	13,813	64,038	1,261	89,686
浦 川 原 区	6,410	9,710	64,699	6,952	87,771
大 島 区	8,620	11,340	36,496	258	56,714
牧 区	9,236	5,834	71,182	1,364	87,616
名 立 区	2,641	2,441	43,857	7,014	55,953
広 域・用 供	6,171	93,327	0	0	99,498

(6) 管種別延長

a. 導水管

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	鋳鉄管	鋼 管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
2年度	12,158	5,298	1,693	16,717	38,810	74,676
3年度	12,158	5,298	1,693	16,717	38,812	74,678
4年度	12,158	5,298	1,693	16,717	38,812	74,678
5年度	12,158	5,298	1,693	16,717	38,812	74,678
6年度	12,158	5,299	1,693	16,716	38,793	74,659
上 越	3,113	3,285	0	188	3,760	10,346
柿 崎 区	0	0	0	1,956	1,270	3,226
大 鴻 区	13	0	0	0	0	13
頸 城 区	0	48	0	30	0	78
吉 川 区	0	58	0	0	4,407	4,465
中 郷 区	2,284	67	0	198	24	2,573
板 倉 区	0	7	0	3,363	2,157	5,527
清 里 区	0	1,305	1,693	1,665	116	4,779
三 和 区	0	0	0	0	0	0
安 塚 区	32	0	0	0	10,542	10,574
浦 川 原 区	0	126	0	1,460	4,824	6,410
大 島 区	772	11	0	5,758	2,079	8,620
牧 区	0	0	0	83	9,153	9,236
名 立 区	0	165	0	2,015	461	2,641
広 域・用 供	5,944	227	0	0	0	6,171

※钢管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

b. 送水管

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	鋳鉄管	鋼 管	石綿セメント管	HIビニール管	ポリエチレン管	計
2年度	121,726	6,652	0	14,119	33,453	175,950
3年度	121,384	6,689	0	14,119	33,520	175,712
4年度	121,384	6,689	0	14,119	33,520	175,712
5年度	121,098	6,689	0	14,119	33,519	175,425
6年度	121,020	6,689	0	14,119	33,518	175,346
上 越	21,497	243	0	0	0	21,740
柿 崎 区	0	0	0	0	762	762
大 鴻 区	44	17	0	0	0	61
頸 城 区	370	333	0	435	0	1,138
吉 川 区	1,555	36	0	0	6,185	7,776
中 郷 区	0	0	0	0	0	0
板 倉 区	1,013	40	0	1,909	3,029	5,991
清 里 区	0	0	0	119	235	354
三 和 区	10	21	0	0	1,028	1,059
安 塚 区	46	276	0	184	13,307	13,813
浦 川 原 区	0	797	0	4,183	4,730	9,710
大 島 区	5,762	13	0	4,149	1,416	11,340
牧 区	1,854	303	0	1,508	2,169	5,834
名 立 区	0	152	0	1,632	657	2,441
広 域・用 供	88,869	4,458	0	0	0	93,327

※钢管はステンレス管、HIビニール管はビニール管をそれぞれ含む

c. 配水管

(各年度末現在の延長、単位：m)

年 度	鋳鉄管	鋼 管	石綿セメント管	H I ビニール管	ポリエチレン管	計
2 年度	687, 843	29, 407	0	763, 178	427, 966	1, 908, 394
3 年度	681, 936	28, 854	0	759, 103	435, 905	1, 905, 798
4 年度	681, 782	28, 836	0	754, 766	442, 771	1, 908, 155
5 年度	675, 356	28, 792	0	752, 017	452, 032	1, 908, 197
6年度	671,854	28,491	0	745,635	461,825	1,907,805
上 越	479, 688	16, 202	0	244, 732	202, 339	942, 961
柿 崎 区	22, 724	1, 079	0	74, 444	33, 710	131, 957
大 濁 区	30, 248	255	0	18, 019	30, 489	79, 011
頸 城 区	40, 458	571	0	57, 566	13, 342	111, 937
吉 川 区	19, 659	195	0	16, 899	48, 634	85, 387
中 郷 区	6, 453	1, 427	0	32, 423	10, 619	50, 922
板 倉 区	14, 800	616	0	76, 978	9, 396	101, 790
清 里 区	6, 355	3, 326	0	37, 131	6, 656	53, 468
三 和 区	18, 521	5	0	32, 110	19, 464	70, 100
安 塚 区	4, 644	2, 854	0	14, 824	41, 716	64, 038
浦 川 原 区	13, 105	6	0	39, 713	11, 875	64, 699
大 島 区	0	14	0	26, 424	10, 058	36, 496
牧 区	3, 880	59	0	47, 548	19, 695	71, 182
名 立 区	11, 319	1, 882	0	26, 824	3, 832	43, 857
広域・用供	0	0	0	0	0	0

※钢管はステンレス管、H I ビニール管はビニール管をそれぞれ含む

4 業務の状況

(1) 給水人口及び普及率

年 度	給 水 区 域 内				行 政 区 域 内		
	総人口 (人)	給水人口 (人)	給水戸数 (戸)	普及率 (%)	総人口 (人)	給水人口 (人)	普及率 (%)
2 年度	188, 405	188, 378	86, 010	99. 99	188, 382	188, 339	99. 98
3 年度	185, 915	185, 889	86, 475	99. 99	185, 892	185, 850	99. 98
4 年度	184, 099	184, 072	86, 546	99. 99	184, 082	184, 036	99. 98
5 年度	181, 494	181, 490	86, 542	100. 00	181, 512	181, 490	99. 99
6年度	179,398	179,394	86,622	100.00	179,384	179,394	100.01
上 越	124, 573	124, 570	62, 607	100. 00	124, 576	124, 570	100. 00
柿 崎 区	8, 252	8, 252	3, 674	100. 00	8, 266	8, 252	99. 83
大 鴻 区	8, 876	8, 876	3, 840	100. 00	8, 876	8, 876	100. 00
頸 城 区	9, 007	9, 007	3, 847	100. 00	9, 007	9, 007	100. 00
吉 川 区	3, 331	3, 331	1, 479	100. 00	3, 334	3, 331	99. 91
中 郷 区	3, 089	3, 089	1, 386	100. 00	3, 089	3, 089	100. 00
板 倉 区	5, 826	5, 826	2, 369	100. 00	5, 792	5, 826	100. 59
清 里 区	2, 316	2, 316	1, 000	100. 00	2, 316	2, 316	100. 00
三 和 区	4, 869	4, 869	1, 926	100. 00	4, 869	4, 869	100. 00
安 塚 区	1, 791	1, 790	944	99. 94	1, 791	1, 790	99. 94
浦 川 原 区	2, 758	2, 758	1, 193	100. 00	2, 758	2, 758	100. 00
大 島 区	1, 178	1, 178	617	100. 00	1, 178	1, 178	100. 00
牧 区	1, 423	1, 423	758	100. 00	1, 423	1, 423	100. 00
名 立 区	2, 109	2, 109	982	100. 00	2, 109	2, 109	100. 00

(2) 配水量及び有収水量

a. 年間配水量及び有収水量

① 水道

年 度	配水量 (m ³)					有収水量 (m ³)		有収率 (%)
	年 間	一日平均	一人一日平均 (ℓ)	一日最大 (月/日)	一人一日最大 (ℓ)	年 間	一日平均	
2年度	23,458,589	64,270	341	70,633 (9/3)	375	22,017,846	60,323	93.9
3年度	23,363,780	64,010	344	71,342 (8/5)	384	21,977,554	60,212	94.1
4年度	23,094,593	63,273	344	83,857 (1/27)	456	21,492,261	58,883	93.1
5年度	22,800,778	62,297	343	69,312 (8/14)	382	21,066,155	57,558	92.4
6年度	22,631,852	62,005	346	66,945 (7/23)	373	20,807,387	57,007	91.9

② 水道用水供給

年 度	配水量 (m ³)					有収水量 (m ³)		有収率 (%)
	年 間	一日平均	一人一日平均 (ℓ)	一日最大 (月/日)	一人一日最大 (ℓ)	年 間	一日平均	
2年度	806,455	2,209	104	2,868 (6/23)	135	806,455	2,209	100.0
3年度	788,705	2,161	104	3,365 (1/8)	161	788,705	2,161	100.0
4年度	780,623	2,139	103	2,952 (1/27)	142	780,623	2,139	100.0
5年度	762,073	2,082	101	3,191 (1/2)	155	762,073	2,082	100.0
6年度	769,250	2,108	104	3,040 (12/26)	150	769,250	2,108	100.0

b. 年間配水量の水源別内訳

① 水道

(単位 : m³)

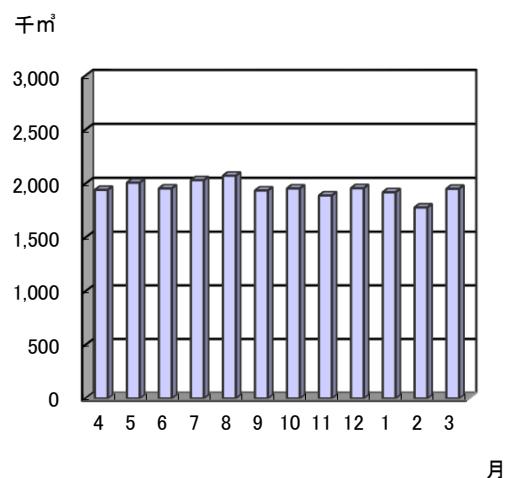
年 度	河 川 水	ダ ム 水	地 下 水	湧 水	計
2年度	10,603,008	11,927,676	428,098	499,807	23,458,589
3年度	9,883,640	12,546,807	431,647	501,686	23,363,780
4年度	9,728,237	12,428,871	441,971	495,514	23,094,593
5年度	7,741,096	13,067,909	1,501,900	489,873	22,800,778
6年度	7,644,758	12,914,789	1,577,206	495,099	22,631,852

② 水道用水供給

(単位 : m³)

年 度	河 川 水	ダ ム 水	地 下 水	湧 水	計
2年度	-	806,455	-	-	806,455
3年度	-	788,705	-	-	788,705
4年度	-	780,623	-	-	780,623
5年度	-	762,073	-	-	762,073
6年度	-	769,250	-	-	769,250

c. 月間配水量 (令和6年度)



月	水道	用水供給	計
4	1,882	60	1,942
5	1,947	62	2,009
6	1,887	68	1,955
7	1,964	68	2,032
8	1,997	76	2,073
9	1,875	61	1,936
10	1,898	57	1,955
11	1,831	59	1,890
12	1,888	70	1,958
1	1,854	66	1,920
2	1,717	62	1,779
3	1,892	60	1,952
計	22,632	769	23,401

d. 年間有収水量の用途別構成（令和6年度）

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
有収水量 (m³)	15,413,148 (74.1)	1,551,028 (7.4)	2,073,566 (10.0)	1,706,694 (8.2)	19,419 (0.1)	43,532 (0.2)	20,807,387 (100)
上 越	10,906,811	816,964	1,524,619	1,314,519	19,419	43,532	14,625,864
柿 崎 区	690,467	42,538	118,746	34,946	-	-	886,697
大 潟 区	751,873	391,516	96,995	72,964	-	-	1,313,348
頸 城 区	774,708	49,373	87,452	40,010	-	-	951,543
吉 川 区	259,494	5,039	25,149	24,213	-	-	313,895
中 郷 区	256,707	137,791	50,271	32,690	-	-	477,459
板 倉 区	474,693	16,822	37,633	15,160	-	-	544,308
清 里 区	201,115	-	13,629	17,235	-	-	231,979
三 和 区	378,575	82,303	32,808	37,578	-	-	531,264
安 塚 区	142,755	607	14,188	20,975	-	-	178,525
浦川原区	217,233	2,916	19,578	32,425	-	-	272,152
大 島 区	90,255	1,570	2,060	15,465	-	-	109,350
牧 区	106,980	3,589	5,570	19,264	-	-	135,403
名 立 区	161,482	-	44,868	29,250	-	-	235,600
給水戸数(戸)	79,607 (91.9)	272 (0.3)	4,923 (5.7)	1,814 (2.1)	4 (0.0)	2 (0.0)	86,622 (100)
上 越	57,824	103	3,668	1,006	4	2	62,607
柿 崎 区	3,372	23	235	44	-	-	3,674
大 潟 区	3,502	6	211	121	-	-	3,840
頸 城 区	3,495	38	199	115	-	-	3,847
吉 川 区	1,358	11	48	62	-	-	1,479
中 郷 区	1,248	3	77	58	-	-	1,386
板 倉 区	2,247	25	71	26	-	-	2,369
清 里 区	913	-	43	44	-	-	1,000
三 和 区	1,680	35	129	82	-	-	1,926
安 塚 区	833	8	44	59	-	-	944
浦川原区	1,046	11	69	67	-	-	1,193
大 島 区	575	4	19	19	-	-	617
牧 区	662	5	40	51	-	-	758
名 立 区	852	-	70	60	-	-	982

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
1戸1か月当たり(m³)	16.0	475.3	35.0	75.8	404.6	1,813.8	19.9
上 越	15.6	668.5	34.6	107.1	404.6	1,813.8	19.4
柿 崎 区	16.9	148.7	42.0	56.8	-	-	19.9
大 潟 区	17.8	5,437.7	38.2	52.8	-	-	28.3
頸 城 区	18.5	109.7	36.7	28.0	-	-	20.6
吉 川 区	15.8	38.2	43.2	31.9	-	-	17.5
中 郷 区	17.1	3,827.5	53.5	42.2	-	-	28.5
板 倉 区	17.5	56.1	43.9	33.2	-	-	18.9
清 里 区	18.2	-	26.2	29.5	-	-	19.1
三 和 区	18.7	196.0	20.6	36.9	-	-	22.8
安 塚 区	13.9	5.8	24.9	28.3	-	-	15.3
浦川原区	17.3	22.1	23.6	37.6	-	-	18.9
大 島 区	12.7	32.7	9.0	58.6	-	-	14.3
牧 区	13.2	59.8	11.3	30.8	-	-	14.6
名 立 区	15.6	-	52.3	39.4	-	-	19.8

※ () 内は構成比(%)

※ 1戸1か月当たりは「年間販売量 ÷ 年間延戸数」であるため、表中数値で算出できない。

e. 料金収入の内訳（令和6年度）

(単位：千円、税抜金額)

用途別	家庭用	工場用	商業用	官庁・学校用	船舶用	その他	計
年間料金収入	2,968,732	386,361	582,298	535,095	4,981	2,901	4,480,368
上 越	2,163,240	215,103	437,319	404,271	4,981	2,901	3,227,815
柿 崎 区	119,143	13,428	30,630	10,313	-	-	173,514
大 潟 区	131,156	78,496	25,182	23,528	-	-	258,362
頸 城 区	141,837	15,258	23,972	13,772	-	-	194,839
吉 川 区	43,758	1,294	5,683	7,568	-	-	58,303
中 郷 区	43,721	32,884	13,678	15,180	-	-	105,463
板 倉 区	95,017	5,770	9,188	5,465	-	-	115,440
清 里 区	36,082	-	4,298	5,650	-	-	46,030
三 和 区	67,815	21,425	8,530	11,825	-	-	109,595
安 塚 区	26,431	185	4,844	6,640	-	-	38,100
浦川原区	36,992	681	4,828	10,609	-	-	53,110
大 島 区	16,266	372	950	5,024	-	-	22,612
牧 区	19,237	1,465	1,637	6,217	-	-	28,556
名 立 区	28,037	-	11,559	9,033	-	-	48,629

(3) 本支管建設改良工事施工状況

(単位 : m)

年 度	新設工事	改良工事	他工事関連工事	計
2年度	4,477	7,345	5,791	17,613
3年度	1,438	7,383	3,320	12,141
4年度	801	7,130	3,569	11,500
5年度	666	8,733	2,724	12,123
6年度	347	8,427	3,370	12,144
上 越	239	3,163	2,285	5,687
柿 崎 区	32	292	362	686
大 潟 区	0	1,382	310	1,692
頸 城 区	76	21	4	101
吉 川 区	0	33	0	33
中 郷 区	0	2,224	0	2,224
板 倉 区	0	0	0	0
清 里 区	0	475	0	475
三 和 区	0	0	131	131
安 塚 区	0	172	278	450
浦 川 原 区	0	397	0	397
大 島 区	0	268	0	268
牧 区	0	0	0	0
名 立 区	0	0	0	0
広 域・用 供	0	0	0	0

(4) 給水装置工事施工件数

(単位：件)

年 度	新 設	改 造	撤 去	その他の	計
2 年度	633	539	272	81	1,525
3 年度	676	513	397	83	1,669
4 年度	653	575	423	90	1,741
5 年度	559	606	400	82	1,647
6年度	514	483	403	96	1,496
上 越	420	357	295	79	1,151
柿 嶺 区	16	25	14	2	57
大 潟 区	28	32	11	9	80
頸 城 区	23	23	9	3	58
吉 川 区	2	2	6	1	11
中 郷 区	5	6	8	0	19
板 倉 区	2	9	15	0	26
清 里 区	2	5	1	0	8
三 和 区	8	11	5	0	24
安 塚 区	0	2	10	0	12
浦川原区	3	5	9	0	17
大 島 区	1	2	7	0	10
牧 区	2	1	6	0	9
名 立 区	2	3	7	2	14

※「その他」は、取出、支管工事

(5) 修繕工事件数

(単位：件)

年 度	配 水 管	給 水 装 置		その他の	計
		公道内	民地内		
2 年度	94	67	104	841	1,106
3 年度	62	83	120	782	1,047
4 年度	101	75	236	1,103	1,515
5 年度	149	85	112	1,481	1,827
6年度	130	59	139	692	1,020
上 越	56	25	110	425	616
柿 嶺 区	11	6	7	56	80
大 潟 区	8	5	3	43	59
頸 城 区	5	3	5	23	36
吉 川 区	8	4	1	17	30
中 郷 区	5	1	2	16	24
板 倉 区	9	3	4	29	45
清 里 区	5	4	0	19	28
三 和 区	3	2	5	23	33
安 塚 区	3	0	0	4	7
浦川原区	4	2	0	18	24
大 島 区	3	2	0	5	10
牧 区	6	0	0	9	15
名 立 区	3	2	2	5	12
広域・用供	1	0	0	0	1

※「その他」は、水濁り対応、漏水調査など

(6) 水道メーター

a. メータ一年間取替個数 (単位：個)

年 度	取替個数
2年度	11,264
3年度	10,898
4年度	12,336
5年度	12,476
6年度	12,041
上 越	8,729
柿 崎 区	313
大 渕 区	565
頸 城 区	376
吉 川 区	403
中 郷 区	181
板 倉 区	415
清 里 区	163
三 和 区	240
安 塚 区	5
浦川原区	425
大 島 区	81
牧 区	107
名 立 区	38

b. 年度末現在のメーター設置個数

(単位：個)

年 度	13mm	20mm	25mm	30mm	40mm	50mm	75mm	100mm	150mm	計
2年度	55,735	38,473	2,247	380	510	213	133	5	4	97,700
3年度	55,301	39,022	2,252	375	517	203	132	4	4	97,810
4年度	54,805	39,615	2,227	372	512	204	132	4	4	97,875
5年度	54,452	40,137	2,239	385	503	199	130	4	4	98,053
6年度	54,151	40,560	2,234	387	502	196	130	4	4	98,168
上 越	34,527	33,652	1,791	171	390	130	104	3	4	70,772
柿 崎 区	3,449	637	57	36	9	13	0	0	0	4,201
大 渕 区	3,318	857	62	19	20	7	10	0	0	4,293
頸 城 区	2,440	1,611	71	26	15	11	3	0	0	4,177
吉 川 区	1,557	135	25	11	5	2	0	0	0	1,735
中 郷 区	1,304	190	27	8	9	12	3	1	0	1,554
板 倉 区	983	1,598	40	20	10	2	2	0	0	2,655
清 里 区	687	383	19	12	4	1	1	0	0	1,107
三 和 区	1,253	748	40	22	17	1	3	0	0	2,084
安 塚 区	943	285	30	23	10	5	2	0	0	1,298
浦川原区	1,181	168	23	13	3	6	0	0	0	1,394
大 島 区	727	47	19	9	4	1	0	0	0	807
牧 区	806	97	8	11	3	2	0	0	0	927
名 立 区	976	152	22	6	3	3	2	0	0	1,164

(7) 水質検査結果

市の浄水場のうち、最も規模の大きい城山浄水場の検査結果を掲載<令和6年度>

基 準 項 目 (51項目) + 水温			検 査 結 果			検査回数
No.	項 目 名	水 質 基 準	最 高	最 低	平 均	
1	水温 (℃)	—	22.6	3.0	15.4	8
1	一般細菌	1mL中100以下	0	0	0	4
2	大腸菌	検出されないこと	検出しない	検出しない	検出しない	4
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満	4
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満	4
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
10	ジアン化物イオン及び塩化ジアン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.2	0.1	0.2	4
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満	4
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	4
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満	4
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
16	シス-1,2-ジクロエチレン及びトランス-1,2-ジクロエチレン	0.04mg/L以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満	4
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
21	塩素酸	0.6mg/L以下	0.07	0.06未満	0.02	4
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.004	0.001未満	0.002	4
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.001	0.001未満	0.001未満	4
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.006	0.001未満	0.004	4
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.003未満	0.003未満	0.003未満	4
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.003	0.001未満	0.002	4
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満	4
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満	4
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.02	0.03	4
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	0.03未満	0.03未満	0.03未満	4
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	0.01未満	0.01未満	0.01未満	4
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	14	7	10	4
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	4
38	塩化物イオン	200mg/L以下	10.0	7.8	8.6	4
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下	62	18	38	4
40	蒸発残留物	500mg/L以下	110	46	79	4
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満	4
42	ジエオスミン	0.00001mg/L以下	0.000007	0.000001未満	0.000002	8
43	2-メチルイソプロピルメオール	0.00001mg/L以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	8
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満	4
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満	4
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下	0.5	0.3	0.4	4
47	pH値	5.8以上8.6以下	7.6	7.2	7.4	4
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	4
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	4
50	色度	5度以下	1未満	1未満	1未満	4
51	濁度	2度以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	4

水質管理目標設定項目(27項目)			目標値	検査結果	検査回数
No.	区分	検査項目			
1	無機物・重金属	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	0.002未満	1
2		ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)	0.0002未満	1
3		ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下	0.001未満	1
5	一般有機物	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	0.0004未満	1
8		トルエン	0.4mg/L以下	0.02未満	1
9		フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	0.008未満	1
10	消毒副生成物	亜塩素酸	0.6mg/L以下	0.06未満	1
12	消毒剤	二酸化塩素	0.6mg/L以下	0.06未満	1
13	消毒副生物	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	0.001未満	1
14		抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)	0.002未満	1
15	農薬類	農薬類(除草剤、殺虫剤及び殺菌剤)	1以下	-	-
16	臭 気	残留塩素	1mg/L以下	0.5	1
17	味	硬度(Ca : カルシウム、Mg : マグネシウム)	10mg/L以上 100mg/L以下	25	1
18	着 色	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下	0.001未満	1
19	味	遊離炭酸	20mg/L以下	3	1
20	臭 気	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	0.001未満	1
21		メチル- t -ブチルエーテル	0.02mg/L以下	0.002未満	1
22	味	有機物等(KMnO4 : 過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L以下	0.7	1
23	臭 気	臭気強度(TON)	3以下	1未満	1
24	味	蒸発残留物	30mg/L以上 200mg/L以下	61	1
25	基礎的性状	濁度	1度以下	0.1未満	1
26	腐 食	pH値	7.5程度	7.2	1
27		腐食性(ランゲリア指数)	-1~0	-2.07	1
28	衛生状態の指標	従属栄養細菌	2000以下(暫定)	2	1
29	一般有機物	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	0.002未満	1
30	着 色	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下	0.01未満	1
31	一般有機物	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下(暫定)	-	-

※No.は環境省が定める水質基準項目、水質管理目標設定項目による。

※水質管理目標設定項目のNo.4、6、7及び11は欠番である。

※No.15の検査項目は実施していないため、『-』とした。

※No.31の検査項目は実施していないため、『-』とした。

5 財務の状況

(1) 損益計算書

(単位：円、税抜額)

項目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
水道事業収益	6,266,070,043	6,103,725,143	6,164,736,904	5,983,611,523
営業収益	4,680,562,771	4,589,309,282	4,517,714,511	4,480,371,250
給水収益	4,680,562,771	4,589,309,282	4,517,714,511	4,480,371,250
営業雑収益	12,051,990	9,761,578	8,366,009	7,274,879
受注工事収益	1,287,490	299,578	229,009	336,879
その他営業雑収益	10,764,500	9,462,000	8,137,000	6,938,000
営業外収益	1,483,697,120	1,413,678,926	1,550,859,812	1,407,983,193
受取利息	349,434	1,948,983	595,982	6,666,613
繰入金	57,760,000	55,175,000	199,177,003	43,941,000
加入金	42,686,000	42,030,000	35,514,000	31,066,000
長期前受金戻入	1,058,746,320	998,961,007	1,002,279,185	1,004,551,407
雑収益	89,365,012	95,163,246	90,101,362	116,437,827
広域施設営業外収益	234,790,354	220,400,690	223,192,280	205,320,346
用水供給事業収益	89,577,441	88,394,895	87,796,572	87,022,070
用水供給営業収益	76,436,420	76,060,607	75,306,966	75,531,762
用水供給営業外収益	13,141,021	12,334,288	12,489,606	11,490,308
特別利益	180,721	2,580,462	0	960,131
固定資産売却益	180,721	2,580,462	0	960,131
水道事業費用	5,028,498,751	4,967,663,774	5,146,363,443	5,150,048,195
営業費用	4,709,962,971	4,674,580,332	4,863,878,905	4,893,102,913
原水及び浄水費	497,367,948	524,068,912	533,011,472	561,199,631
配水及び給水費	3,034,910,514	2,978,194,823	3,012,777,433	3,085,475,626
一般管理費	168,944,745	170,364,508	180,456,790	201,082,536
共同施設管理分担費	30,263,780	23,480,863	37,853,191	58,259,519
広域施設営業費用	978,475,984	978,471,226	1,099,780,019	987,085,601
営業雑費用	9,850,191	6,400,498	7,353,989	7,624,501
受注工事費	9,850,191	6,400,498	7,353,989	7,624,501
営業外費用	252,128,970	227,983,126	212,180,064	192,680,551
支払利息	215,202,002	195,521,586	174,746,602	155,023,628
雑支出	4,443,955	4,591,025	14,210,264	19,040,633
広域施設営業外費用	32,483,013	27,870,515	23,223,198	18,616,290
用水供給事業費用	56,556,619	56,341,564	62,870,141	56,302,159
用水供給営業費用	54,738,667	54,781,756	61,570,427	55,260,276
用水供給営業外費用	1,817,952	1,559,808	1,299,714	1,041,883
特別損失	0	2,358,254	80,344	338,071
固定資産売却損	0	2,358,254	80,344	338,071
広域施設特別損失	0	0	0	0
用水供給特別損失	0	0	0	0
当年度純利益（△純損失）	1,237,571,292	1,136,061,369	1,018,373,461	833,563,328

(2) 企 業 債

(単位 : 千円)

年 度	当該年度		企業債残高 (各年度末現在)
	借 入 金	償 返 金	
2 年度	200,000	1,122,621	13,950,577
3 年度	200,000	1,144,274	13,006,303
4 年度	0	1,151,605	11,854,698
5 年度	0	1,143,969	10,710,729
6年度	0	1,126,325	9,584,403
上 越	0	490,582	4,101,053
柿 崎 区	0	88,028	772,408
大 開 区	0	1,327	56,897
頸 城 区	0	48,092	450,679
吉 川 区	0	59,881	1,048,647
中 鄉 区	0	549	10,554
板 倉 区	0	13,737	104,825
清 里 区	0	35,465	266,085
三 和 区	0	14,482	191,695
安 塚 区	0	43,387	799,627
浦 川 原 区	0	34,859	303,805
大 島 区	0	20,192	78,603
牧 区	0	46,548	388,962
名 立 区	0	22,179	200,304
広域施設	0	201,635	761,726
用 水 供 給	0	5,382	48,533

(3) 給水原価・供給単価

① 水道事業

年 度	給 水 原 価	供 給 単 価
2 年度	171円02銭	211円31銭
3 年度	167円00銭	212円97銭
4 年度	171円47銭	213円53銭
5 年度	182円91銭	214円45銭
6 年度	186円40銭	215円33銭

※給水原価 = {経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料及び不用品売却原価) - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費並びに企業債償還金} ÷ 年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

② 水道用水供給事業

年 度	給 水 原 価	供 給 単 価
2 年度	55円69銭	97円08銭
3 年度	55円17銭	96円91銭
4 年度	56円53銭	97円44銭
5 年度	66円30銭	98円82銭
6 年度	58円44銭	98円19銭

※給水原価 = {経常費用 - (受託工事費 + 附帯事業費 + 材料及び不用品売却原価) - 長期前受金戻入見合い分の減価償却費及び固定資産除却費} ÷ 年間総有収水量

※供給単価 = 給水収益 ÷ 年間総有収水量

《参考》 労働生産性

年 度	職員 1人当たり の給水人口(人)	給水人口 1万人当たり の職員数(人)	職員 1人当たり の給水量(m ³)
2 年度	2,653	3.8	310,111
3 年度	2,618	3.8	309,543
4 年度	2,593	3.9	302,708
5 年度	2,521	4.0	292,585
6 年度	2,492	4.0	288,991

損益勘定職員数 (人)
71
71
71
72
72

※職員1人当たりの給水人口 = 給水人口 ÷ 損益勘定職員数

※給水人口1万人当たりの職員数 = 10,000人 ÷ 職員1人当たりの給水人口

※職員1人当たりの給水量 = 有収水量 ÷ 損益勘定職員数

《参考》 経営分析表(水道事業会計)

(単位:%)

分析項目		4年度	5年度	6年度	説明
構成比率	1. 固定資産構成比率	86.2	86.7	90.0	総資産の中で、固定資産がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	2. 流動資産構成比率	13.8	13.3	10.0	総資産の中で、流動資産がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	3. 固定負債構成比率	12.9	11.7	10.6	総資本の中で、固定負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	4. 流動負債構成比率	1.9	2.3	2.0	総資本の中で、流動負債がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	5. 自己資本構成比率	85.2	86.0	87.3	総資本とこれを構成する自己資本の関係を示すもので、高いほど経営の安全性が高いことを表している。
財務比率	6. 固定長期適合率 (固定資産対長期資本比率)	87.9	88.7	91.9	固定資産の調達が自己資本と固定負債の範囲内で行われるべきとの立場から、100%以下であることが望ましい。
	7. 流動比率	722.1	581.2	491.9	短期の債務と、これを返済するのに必要な財源を比較する比率で、高いほど返済能力があり、経営の安定が保たれている。
	8. 当座比率 (酸性試験比率)	709.3	576.5	473.4	流動比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、流動性の強い現金・預金や未収金などと流动負債との割合を表している。
	9. 現金預金比率	695.8	559.5	449.9	当座比率よりさらに短期的な支払能力をみるもので、即支払可能な現金と流动負債との割合を表している。
	10. 負債比率	89.2	84.3	78.6	負債を自己資本より超過させないことが、健全経営の理想であり、100%以下が望ましい。
	11. 固定負債比率	24.3	21.5	19.0	自己資本に対し、固定負債の占める割合はどのくらいか。100%以下が望ましい。
	12. 流動負債比率	3.6	4.2	3.6	自己資本に対し、流動負債の占める割合はどのくらいか。比率の小さい方が望ましい。
収益率他	13. 総資本利益率	1.3	1.2	1.0	投下資本の総額と、それによってもたらされた利益を比較する。比率は大きいほどよい。
	14. 純利益対総収益率	18.6	16.5	13.9	総収益のうち、最終的に企業に残された純利益(損失)の割合を表したもので、値が大きいほどよい。
	15. 営業利益対営業収益率	△ 1.3	△ 7.2	△ 8.6	営業収益の中で、営業利益がどのくらいを占めているか。比率の大きい方が望ましい。
	16. 総収益対総費用比率 (総収支比率)	122.9	119.8	116.2	収益と費用の相対的な関連を示すもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	17. 営業収益対営業費用比率	98.7	93.3	92.1	営業収益とそれに要した営業費用とを対比して業務活動の効率を表したもので、比率が高いほど経営内容が良好とされる。
	18. 人件費対営業収益比率	13.0	13.5	14.3	営業収益の中で、人件費がどのくらいを占めているか。比率の小さい方が望ましい。
	19. 利子負担率	1.9	1.9	1.8	借入金に対し、支払利息がどのくらいの比率になっているか。比率は小さい方が望ましい。
	20. 総資本回転率	0.05	0.05	0.05	投下され運用されている資本の効率を測定するもので、回転率が大きいほど、少ない資産で大きい売上を獲得できることとなる。 ※単位:回

《参考》
水道事業ガイドライン業務指標(PI)算出結果

◆ 前年度との指標比較

- ・指標値が良くなったもの 【↑】 32指標
- ・指標値が悪くなったもの 【↓】 37指標
- ・前年度の水準を維持しているもの 【→】 30指標
- ・評価できないもの、他の指標と併せて総合評価するもの 【-】 29指標

A) 安全で良質な水

・運営管理

1) 水質管理

※指標の優位性: ↑ 高い方が望ましい、 ↓ 低い方が望ましい、 - ほかの指標や条件など併せて総合評価

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
A101	平均残留塩素濃度 残留塩素濃度合計/ 残留塩素測定回数	(mg/L)	↑	給水栓での残留塩素濃度の平均値を表す。0.1mg/L以上を満たす必要があるが、塩素臭の発生を減少させるためには0.1mg/Lを確保した上で、なるべく小さな値にすることが望ましい。	0.27	0.28	0.01
A102	最大カビ臭物質濃度水質基準比率 (最大カビ臭物質濃度/ 水質基準値) × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓におけるカビ臭物質濃度の最大値の水質基準値に対する割合を表す。	40.0 (ジエオスミン)	30.0 (ジエオスミン)	△ 10.0
A103	総トリハロメタン濃度水質基準比率 (給水栓の総トリハロメタン濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%)	↓	給水栓における総トリハロメタン濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	16.3	17.3	1.0
A104	有機物(TOC)濃度水質基準比率 (給水栓の有機物(TOC)濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%)	↓	給水栓における有機物濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	11.1	15.0	3.9
A105	重金属濃度水質基準比率 (給水栓の当該重金属濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における重金属濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の安全性を表す。	0.0 (検出項目なし)	0.0 (検出項目なし)	0.0
A106	無機物質濃度水質基準比率 (給水栓の当該無機物質濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における無機物質濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、水道水の味、色など性状を表す。	11.3 (カルシウム、マグネシウム等)	10.8 (カルシウム、マグネシウム等)	△ 0.5
A107	有機化学物質濃度水質基準比率 (給水栓の当該有機化学物質濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における有機化学物質濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	0.0 (検出項目なし)	0.0 (検出項目なし)	0.0
A108	消毒副生成物濃度水質基準比率 (給水栓の当該消毒副生成物濃度/ 給水栓数) / 水質基準値 × 100	(%) (項目名)	↓	給水栓における消毒副生成物濃度の水質基準値に対する割合を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。	14.9 (トリクロロ酢酸)	11.2 (トリクロロ酢酸)	△ 3.7
A109	農薬濃度水質管理目標比 (各定期検査時の各農薬濃度/ 各農薬の目標値)	-	↓	給水栓における各農薬濃度と水質管理目標値との比の合計を示すもので、原水の汚染状況及び水道水の安全性を表す。合計が1を超えないことが望ましい。	0.000	0.000	0.000

2) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
A201	原水水質監視度 原水水質監視項目数	(項目)	↑	水道事業体が原水水質の項目をどの程度検査しているかを示しており、水道事業体の水質管理水準を表す。原水の特質によるところもあり、必ずしも項目数が多いことは限らない。	73	73	0
A202	給水栓水質検査(毎日)箇所密度 (給水栓水質検査(毎日)探水箇所数/現在給水面積) × 100	(箇所/100 km ²)	↑	給水栓における毎日水質検査に関して、給水面積100km ² 当たりの給水栓水質の監視箇所数を示したものであり、水道水の水質管理水平を表す。	6.1	6.2	0.1
A203	配水池清掃実施率 (5年内に清掃した配水池有効容量/ 配水池有効容量) × 100	(%)	↑	配水池有効容量に対する5年間に清掃した配水池有効容量の割合を示すもので、安全で良質な水への取組み度合いを表す。	3.1	4.9	1.8
A204	直結給水率 (直結給水件数/給水件数) × 100	(%)	↑	給水件数に対する直結給水件数の割合を示すもので、受水槽管理の不備に伴う衛生問題などに対する水道事業体をしての取組み度合いを表す。	93.1	93.5	0.4
A205	貯水槽水道指導率 (貯水槽水道指導件数/ 貯水槽水道数) × 100	(%)	↑	貯水槽水道数に対する指導を実施した件数の割合を示すもので、水道事業としての貯水槽水道への関与度を表す。	2.2	0.0	△ 2.2

3) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
A301	水源の水質事故件数	(件)	↓	1年間における水源の水質事故件数を示すもので、水源の突発的水質異常のリスクがどれだけあるかを表す。	0	0	0
A302	粉末活性炭処理比率 (粉末活性炭年間処理水量/ 年間淨水量) × 100	(%)	↓	年間淨水処理量に対する粉末活性炭年間処理水量の割合を示すもので、原水の汚染状況、水質事故などに対する対応を表す。	21.7	43.0	21.3

・施設整備

4) 施設更新

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
A401	鉛製給水管率 (鉛製給水管使用件数/給水件数)×100	(%)	↓	給水件数に対する鉛製給水管使用件数の割合を示すものであり、鉛製給水管の解消に向けた取組みの進捗度合いを表す。	1.2	1.2	0.0

B) 安定した水の供給

・運営管理

1) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B101	自己保有水源率 (自己保有水源水量/全水源水量)×100	(%)	/	水道事業体が保有する全ての水源量に対する、その水道事業体が単独で管理し、水道事業体の意思で自由に取水できる水源量の割合を示すもので、水源運用の自由度を表す。	100.0	100.0	0.0
B102	取水量1m ³ 当たり水源保全投資額 水源保全に投資した費用/年間取水量	(円/m ³)	/	取水量1m ³ 当たりに対する水質保全に対する投資費用を示すもので、水道事業体の水質保全への取組み状況を表す。	0.01	0.01	0.00
B103	地下水率 (地下水揚水量 / 年間取水量)×100	(%)	/	水源利用水量に対する地下水揚水量の割合を示すもので、水道事業体の水源特性を表す。	6.8	7.1	0.3
B104	施設利用率 (一日平均配水量/施設能力)×100	(%)	↑	施設能力に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。値が高い方が、施設が有効活用されているといえるが、100%に近い場合には安定給水に問題があるといえる。	46.0	45.8	△ 0.2
B105	最大稼働率 (一日最大配水量/施設能力)×100	(%)	↑	施設能力に対する一日最大配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。	51.2	49.4	△ 1.8
B106	負荷率 (一日平均配水量/一日最大配水量)×100	(%)	↑	一日最大配水量に対する一日平均配水量の割合を示すもので、水道施設の効率性を表す。	89.9	92.6	2.7
B107	配水管延長密度 配水管延長/現在給水面積	(km/km ²)	↑	給水面積当たりの配水管延長を示すもので、お客さまからの給水申し込みに対する物理的利便性の度合いを表す。	3.0	3.0	0.0
B108	管路点検率 (点検した管路延長 / 管路延長) × 100	(%)	↑	管路延長に対する1年間に点検した管路延長の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	データなし	データなし	-
B109	バルブ点検率 (点検したバルブ数 / バルブ設置数) × 100	(%)	↑	バルブ設置数に対する1年間に点検したバルブ数の割合を示すもので、管路の健全性確保に対する執行度合いを表す。	0.7	0.7	0.0
B110	漏水率 (年間漏水量 / 年間配水量) × 100	(%)	↓	配水量に対する漏水量の割合を示しており、事業効率を表す。	3.9	5.3	1.4
B111	有効率 (年間有効水量 / 年間配水量) × 100	(%)	↑	年間配水量に対する年間有効水量の割合を示すもので、水道事業の経営効率性を表す。	95.6	94.5	△ 1.1
B112	有収率 (年間有収水量/年間配水量)×100	(%)	↑	年間配水量に対する年間有収水量の割合を示すもので、水道施設を通して供給される水量が、どの程度収益につながっているかを表す。	92.4	91.9	△ 0.5
B113	配水池貯留能力 配水池有効容量/一日平均配水量	(日)	↑	一日平均配水量に対する配水池有効容量の割合を示すもので、給水に対する安定性を表す。	0.87	0.87	△ 0.00
B114	給水人口一人当たり配水量 (一日平均配水量/現在給水人口)×1,000	(L/日・人)	/	給水人口一人当たりの配水量を示すもので、家庭用以外の水利用の多少を表す。	343	346	3
B115	給水制限日数	(日)	↓	1年間に給水制限を実施した日数を示すもので、給水サービスの安定性を表す。	0	52	52.0
B116	給水普及率 (現在給水人口/給水区域内人口)×100	(%)	↑	給水区域内に居住する人口に対する給水人口の割合を示すもので、水道事業のサービス享受の概況及び地域性を表す。	100.0	100.0	△ 0.0
B117	設備点検実施率 (点検機器数/ 機械・電気・計装機器の合計数) × 100	(%)	/	機械・電気・計装機器の合計数に対する点検機器数の割合を示すもので、設備の健全性確保に対する点検割合を表す。	14.6	16.0	1.4

2) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B201	浄水場事故割合 10年間の浄水場停止事故件数 / 浄水場数	(件/10年・箇所)	↓	直近10年間に浄水場が事故で停止した件数を一浄水場当たりの割合として示すものであり、施設の信頼性を表す。	0.00	0.00	0.00
B202	事故時断水人口率 (事故時断水人口/現在給水人口)×100	(%)	↓	浄水場などの事故時において給水できない人口の割合を示しており、水道事業体のシステムの融通性、余裕度によるサービスの安定性を表す。	14.2	14.2	△ 0.0
B203	給水人口一人当たり貯留飲料水量 (配水池有効容量×1/2+緊急貯水槽容量)×1,000/現在給水人口	(L/人)	↑	災害時に確保されている給水人口一人当たりの飲料水量を示すものであり、水道事業体の災害対応度を表す。	149	150	1
B204	管路の事故割合 管路の事故件数 / (管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、管路の健全性を表す。	2.7	2.1	△ 0.6
B205	基幹管路の事故割合 基幹管路の事故件数/(基幹管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における基幹管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、基幹管路の健全性を表す。	1.5	0.4	△ 1.1
B206	鉄製管路の事故割合 鉄製管路の事故件数 / (鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、鉄製管路の健全性を表す。	2.5	1.0	△ 1.5
B207	非鉄製管路の事故割合 非鉄製管路の事故件数 / (非鉄製管路延長/100)	(件/100 km)	↓	1年間における非鉄製導・送・配水管路の事故件数を延長100km当たりの件数に換算したものであり、非鉄製管路の健全性を表す。	2.9	2.8	△ 0.1
B208	給水管の事故割合 給水管の事故件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000 件)	↓	給水件数1,000件当たりの給水管の事故件数を示しており、配水管分岐から水道メーターまでの給水管の健全性を表す。	1.2	0.4	△ 0.8
B209	給水人口一人当たり平均断水・濁水時間 $\Sigma(\text{断水・濁水時間} \times \text{断水・濁水区域給水人口}) / \text{現在給水人口}$	(時間)	↓	現在給水人口に対する断水・濁水時間を示すものであり、給水の安定度を表す。	0.01	0.00	△ 0.01
B210	灾害対策訓練実施回数	(回/年)	/	1年間に災害対策訓練を実施した回数を示すもので、自然災害に対する危機対応性を表す。	4	4	0
B211	消火栓設置密度 消火栓数 / 配水管延長	(基/km)	↑	配水管延長に対する消火栓の設置密度を示すもので、危機対応能力の度合いを表す。	2.6	2.6	0.0

3) 環境対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B301	配水量1m ³ 当たり電力消費量 電力使用量の合計 / 年間配水量	(kWh/m ³)	↓	配水量1m ³ 当たりの電力使用量を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す。	0.29	0.30	0.01
B302	配水量1m ³ 当たり消費エネルギー エネルギー消費量 / 年間配水量	(MJ/m ³)	↓	配水量当たりの消費エネルギー量の割合を示すもので、省エネルギー対策への取組み度合いを表す。	2.86	3.05	0.19
B303	配水量1m ³ 当たり二酸化炭素(CO ₂)排出量 二酸化炭素(CO ₂)排出量 / 年間配水量 × 1,000,000	(g·CO ₂ /m ³)	↓	年間配水量に対する総二酸化炭素排出量であり、環境保全への取組み度合いを表す。	138	138	△ 0
B304	再生可能エネルギー利用率 (再生可能エネルギー設備の電力使用量 / 全施設の電力使用量) × 100	(%)	↑	全施設の電力使用量に対する再生可能エネルギーの利用の割合を示すもので、環境負荷削減に対する取組み度合いを表す。	5.00	1.64	△ 3.35
B305	浄水発生土の有効利用率 (有効利用土量 / 浄水発生土量) × 100	(%)	↑	浄水発生土量に対する有効利用土量の割合を示すもので、環境保全への取組み度合いを表す。	98.7	98.5	△ 0.2
B306	建設副産物のリサイクル率 (リサイクルされた建設副産物量 / 建設副産物発生量) × 100	(%)	↑	水道事業における工事などで発生する建設副産物のうち、リサイクルされた建設副産物量の割合を示すもので、環境保全への取組み度合いを表す。	100.0	100.0	0.0

・施設整備

4) 施設管理

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B401	ダクタイル鉄管・鋼管率 [(ダクタイル鉄管延長 + 鋼管延長) / 管路延長] × 100	(%)	↑	全管路延長に対するダクタイル鉄管・钢管の割合を示したもので、管路の母材強度に視点を当てたもの。	39.3	39.1	△ 0.2
B402	管路の新設率 (新設管路延長/管路延長)×100	(%)	△	管路延長に対する1年間に新設した管路延長の割合を示すもので、管路整備度合いを表す。	0.03	0.02	△ 0.01

5) 施設更新

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B501	法定耐用年数超過浄水施設率 (法定耐用年数を超えてる浄水施設能力/全浄水施設能力)×100	(%)	↓	全浄水施設能力に対する法定耐用年数を超過した浄水施設の浄水能力の割合を示すもので、施設の老朽化度及び更新の取組み状況を表す。	0.0	0.0	0.0
B502	法定耐用年数超過設備率 (法定耐用年数を超えてる機械・電気・計装設備などの合計数/機械・電気・計装設備などの合計数) × 100	(%)	↓	水道施設に設置されている機械・電気・計装設備の機器合計数に対する法定耐用年数を超えてる機器数の割合を示すものであり、機器の老朽度、更新の取組み状況を表す。	59.8	59.8	△ 0.0
B503	法定耐用年数超過管路率 (法定耐用年数を超えてる管路延長/管路延長)×100	(%)	↓	管路の延長に対する法定耐用年数を超えてる管路の割合を示すものであり、管路の老朽化度、更新の取組み状況を表す。	17.5	19.6	2.1
B504	管路の更新率 (更新された管路延長/管路延長)×100	(%)	↑	管路の延長に対する更新された管路延長の割合を示すもので、信頼性確保のための管路更新の執行度合いを表す。	0.57	0.56	△ 0.01
B505	管路の更生率 (更生された管路延長/管路延長)×100	(%)	△	管路の延長に対する更生を行った管路の割合を示すもので、信頼性確保のための管路維持の執行度合いを表す。	0.000	0.000	0.000

6) 事故災害対策

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
B601	系統間の原水融通率 (原水融通能力/全净水施設能力)×100	(%)	↑	全净水施設能力に対する他系統からの融通可能な原水水量の割合を示すもので、水運用の安定性、柔軟性及び危機対応性を表す。	0.0	0.0	0.0
B602	净水施設の耐震化率 (耐震対策の施された净水施設能力/全净水施設能力)×100	(%)	↑	全净水施設能力に対する耐震対策が施されている净水施設能力の割合を示すもので、地震災害に対する净水処理機能の信頼性・安全性を表す。	94.8	94.8	0.0
B602-2	净水施設の主要構造物耐震化率 [(沈殿・ろ過を有する施設の耐震化净水施設能力+ろ過のみ施設の耐震化净水施設能力)/全净水施設能力]×100	(%)	↑	净水施設のうち主要構造物である、沈殿地及びろ過池に対する耐震対策が施されている割合を示すもので、B602(净水施設の耐震化率)の進捗を表す。	96.5	96.5	△ 0.0
B603	ポンプ所の耐震化率 (耐震対策の施されたポンプ所能力/耐震化対象ポンプ所能力)×100	(%)	↑	耐震化対象ポンプ所能力に対する耐震対策が施されたポンプ所能力の割合を示すもので、地震災害に対するポンプ施設の信頼性・安全性を表す。	70.6	70.6	△ 0.0
B604	配水池の耐震化率 (耐震対策の施された配水池有効容量/配水池等有効容量)×100	(%)	↑	全配水池容量に対する耐震対策の施された配水池の容量の割合を示すもので、地震災害に対する配水池の信頼性・安全性を表す。	79.5	79.6	0.1
B605	管路の耐震管率 (耐震管延長/管路延長)×100	(%)	↑	導・送・配水管(配水管支管を含む)全ての管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する水道管路網の安全性、信頼性を表す。*	30.1	30.4	0.3
B606	基幹管路の耐震管率 (基幹管路のうち耐震管延長/基幹管路延長)×100	(%)	↑	基幹管路の延長に対する耐震管の延長の割合を示すもので、地震災害に対する基幹管路の安全性、信頼性を表す。*	37.9	38.7	0.8
B606-2	基幹管路の耐震適合率 (基幹管路のうち耐震適合性のある管路延長/基幹管路延長)×100	(%)	↑	基幹管路の延長に対する耐震適合性のある管路延長の割合を示すもので、B606(基幹管路の耐震管率)を補足する。*	40.0	40.9	0.9
B607	重要給水施設配水管路の耐震管率 (重要給水施設配水管路のうち耐震管延長/重要給水施設配水管路延長)×100	(%)	↑	重要給水施設への配水管の総延長に対する耐震管延長の割合を示すもので、大規模な地震災害に対する重要給水施設配水管路の安全性、信頼性を表す。*	45.1	46.4	1.3
B607-2	重要給水施設配水管路の耐震適合率 (重要給水施設配水管路のうち耐震適合性のある管路延長/重要給水施設配水管路延長)×100	(%)	↑	重要給水施設への配水管の延長に対する耐震適合性のある管延長の割合を示すもので、B607(重要給水施設配水管路の耐震管率)を補足する。*	46.9	48.4	1.5
B608	停電時配水量確保率 (全施設停電時に確保できる配水能力/一日平均配水量)×100	(%)	↑	一日平均配水量に対する全施設が停電した場合に確保できる配水能力の割合を示すもので、災害時・広域停電時における危機対応性を表す。自然流下による配水が多いなど、施設の状況によっては、割合が100%を超える場合がある。	188.2	189.0	0.8
B609	薬品備蓄日数 (平均薬剤貯蔵量/薬剤一日平均使用量)又は(平均塩素剤貯蔵量/塩素剤一日平均使用量)のうち、小さい方の値	(日)	↑	浄水場で使う薬品の平均貯蔵量に対する一日平均使用量の割合を示すもので、災害に対する危機対応力を表す。	29.8	25.3	△ 4.5
B610	燃料備蓄日数 平均燃料貯蔵量/一日燃料使用量	(日)	↑	停電時においても自家発電設備で浄水場の稼動を継続できる日数を示すもので、災害時の対応性を表す。	1.0	0.0	△ 1.0
B611	応急給水施設密度 応急給水施設数/(現在給水面積/100)	(箇所/100 km ²)	↑	100km ² 当たりの応急給水施設数を示すもので、震災時などにおける飲料水の確保のしやすさを表す。	16.3	16.1	△ 0.2
B612	給水車保有度 給水車数/(現在給水人口/1,000)	(台/1,000人)	↑	給水人口1,000人当たりの給水車保有台数を示すもので、事故・災害などの緊急時における応急給水活動の対応性を表す。	0.01	0.01	0.00
B613	車載用の給水タンク保有度 車載用給水タンクの容量/(給水人口/1,000)	(m ³ /1,000人)	↑	給水人口1,000人当たりの車載用給水タンク容量を示すもので、主に大地震などが発生した場合における応急給水活動の対応性を表す。	0.10	0.10	0.00

* *は、水道配水用ポリエチレン管を含む

C) 健全な事業経営

・財務

1) 健全経営

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
C101	當業収支比率 [(當業収益-受託工事収益) / (當業費用-受託工事費)] × 100	(%)	↑	當業収益の當業費用に対する割合を示すもので、水道事業収益性を表す。	93.1	91.7	△ 1.4
C102	経常収支比率 [(當業収益+當業外収益)/(當業費用+當業外費用)] × 100	(%)	↑	経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。	119.5	115.8	△ 3.7
C103	総収支比率 (総収益/総費用) × 100	(%)	↑	総費用が総収益によってどの程度賄われているかを示すもので、水道事業の収益性を表す。	119.5	115.8	△ 3.7
C104	累積欠損金比率 [累積欠損金/(當業収益-受託工事収益)] × 100	(%)	/	受託工事収益を除く當業収益に対する累積欠損金の割合を示すもので、水道事業経営の健全性を表す。0%であることが望ましい。	0.0	0.0	0.0
C105	繰入金比率(収益の收入分) (損益勘定繰入金/収益の収入) × 100	(%)	↓	収益的収入に対する損益勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	3.5	0.8	△ 2.7
C106	繰入金比率(資本的収入分) (資本勘定繰入金/資本的収入) × 100	(%)	↓	資本的収入に対する資本勘定繰入金の依存度を示しており、事業の経営状況を表す。	28.2	37.6	9.4
C107	職員一人当たり給水収益 給水収益/損益勘定所属職員数	(千円/人)	↑	損益勘定職員一人当たりの給水収益を示すもので、水道事業における生産性について給水収益を基準として把握するためのもの。	54,430	53,980	△ 450
C108	給水収益に対する職員給与費の割合 (職員給与費/給水収益) × 100	(%)	↓	給水収益に対する職員給与費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。	13.7	14.5	0.8
C109	給水収益に対する企業債利息の割合 (企業債利息/給水収益) × 100	(%)	↓	給水収益に対する企業債利息の割合を示すもので、水道事業の効率性及び財務安全性を表す。	4.4	3.9	△ 0.5
C110	給水収益に対する減価償却費の割合 (減価償却費/給水収益) × 100	(%)	↓	給水収益に対する減価償却費の割合を示すもので、水道事業の収益性を表す。	64.5	64.4	△ 0.1
C111	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合 (建設改良のための企業債償還元金/給水収益) × 100	(%)	↓	給水収益に対する建設改良のための企業債償還元金の割合を示すもので、建設改良のための企業債償還元金が経営に及ぼす影響を表す。	25.1	24.9	△ 0.2
C112	給水収益に対する企業債残高の割合 (企業債残高/給水収益) × 100	(%)	↓	給水収益に対する企業債残高の割合を示すもので、企業債残高が規模及び経営に及ぼす影響を表す。	235.9	213.0	△ 22.9
C113	料金回収率 (供給単価/給水原価) × 100	(%)	↑	給水原価に対する供給単価の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す。	117.2	115.5	△ 1.7
C114	供給単価 給水収益/年間有収水量	(円/m³)	↓	有収水量1m³当たりの給水収益の割合を示すもので、水道事業でどれだけの収益を得ているかを表す。	214.5	215.3	0.8
C115	給水原価 〔経常費用-(受託工事費+ 材料及び不要品売却原価+ 附帯事業費+ 長期前受金戻入) / 年間有収水量	(円/m³)	↓	有収水量1m³当たりの経常費用(受託工事費等を除く)の割合を示すもので、水道事業でどれだけの費用がかかっているかを表す。	182.9	186.4	3.5
C116	1か月10 m³当たり家庭用料金	(円)	↓	1か月に10m³を使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	1,512	1,512	0
C117	1か月20 m³当たり家庭用料金	(円)	↓	1か月に20m³を使用した場合における水道料金を示し、契約者の経済的利便性を表す。	3,228	3,228	0
C118	流動比率 (流動資産/流動負債) × 100	(%)	↑	流動負債に対する流動資産の割合を示すもので、事業の財務安全性を表す。	561.9	467.4	△ 94.5
C119	自己資本構成比率 [(資本金+剰余金+評価差額+繙延収益)/ 負債・資本合計] × 100	(%)	↑	総資本(負債及び資本)に対する自己資本の割合を示しており、財務の健全性を表す。	85.9	87.2	1.3
C120	固定比率 [固定資産/(資本金+剰余金+評価差額+繙延収益)] × 100	(%)	↓	自己資本に対する固定資産の割合を示すもので、財務の安全性を表す。	101.4	103.7	2.3
C121	企業債償還元金対減価償却費比率 〔建設改良のための企業債償還元金/(当年度減価償却費-長期前受金戻入)〕 × 100	(%)	↓	当年度減価償却費に対する企業債償還元金の割合を示すもので、投下資本の回収と再投資との間のバランスを見るもの。	66.9	66.5	△ 0.4
C122	固定資産回転率 (當業収益-受託工事収益)/[(期首固定資産+期末固定資産)/2]	(回)	↑	固定資産(年度平均)に対する當業収益の割合を示すものであり、1年間に固定資産額の何倍の當業収益があつたかを示す。	0.06	0.06	△ 0.00
C123	固定資産使用効率 年間配水量/有形固定資産	(m³/万円)	↑	有形固定資産に対する年間総配水量の割合を示すもので、施設の使用効率を表す。	3.0	3.0	△ 0.0
C124	職員一人当たり有収水量 年間總有収水量 / 損益勘定所属職員数	(m³/人)	↑	1年間ににおける損益勘定職員一人当たりの有収水量を示すもので、水道サービスの効率性を表す。	254,000	251,000	△ 3,000
C125	料金請求誤り割合 料金請求件数 / (料金請求件数/1,000)	(件/1,000 件)	↓	料金請求件数に対する誤請求の件数の割合を示すもので、料金関連業務の適正度を表す。	0.00	0.00	0.00
C126	料金収納率 (料金納入額/ 調定額) × 100	(%)	↑	1年間の水道料金調定額に対して、決算確定時点において納入されている収入額の割合を示すもので、水道事業の経営状況の健全性を表す。	95.8	95.9	0.1
C127	給水停止割合 給水停止件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000 件)	↓	給水件数に対する給水停止件数の割合を示すもので、水道料金の未納状況の度合いを見るもの。	12.4	13.7	1.3

・組織、人材

2) 人材育成

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
C201	水道技術に関する資格取得度 (職員が取得している水道技術に関する資格数 / 全職員数)	(件/人)	↑	職員が取得している水道技術に関する資格数の全職員に対する割合を示すもの。	1.84	1.65	△ 0.2
C202	外部研修時間 (職員が外部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)	↑	職員一人当たりの外部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組み状況を表す。	0.2	9.7	9.5
C203	内部研修時間 (職員が内部研修を受けた時間×受講人数) / 全職員数	(時間/人)	↑	職員一人当たりの内部研修の受講時間を表すもので、技術継承及び技術向上への取組み状況を表す。	11.3	0.0	△ 11.3
C204	技術職員率 (技術職員数 / 全職員数) × 100	(%)	/	全職員数に対する技術職員の割合を示すもので、技術面での維持管理体制を表す。	59.0	60.2	1.2
C205	水道業務平均経験年数 (職員の水道業務経験年数 / 全職員数)	(年/人)	/	全職員の水道業務平均経験年数を表すもので、人的資源としての専門技術の蓄積度合いを表す。	21.5	25.0	3.5
C206	国際協力派遣者数 Σ (国際協力派遣者数 × 滞在日数)	(人・日)	/	国際協力に派遣された人数とその滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	0	0	0.0
C207	国際協力受入者数 Σ (国際協力受入者数 × 滞在日数)	(人・日)	/	受け入れた海外の水道関係者の人数と滞在日数の積で、国際協力への関与の度合いを表す。	0	0	0.0

3) 業務委託

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
C301	検針委託率 (委託した水道メーター数 / 水道メーター設置数) × 100	(%)	/	水道メーター設置数に対する検針委託している水道メーター数の割合を示すもので、業務委託の度合いを表す。	100.0	100.0	0.0
C302	浄水場第三者委託率 (第三者委託した浄水場の浄水施設能力 / 全浄水施設能力) × 100	(%)	/	全浄水場の浄水施設能力のうち、第三者委託している浄水場の浄水施設能力の割合を示すもので、第三者委託の導入状況を表す。	0.0	0.0	0.0

・お客さまとのコミュニケーション

4) 情報提供

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
C401	広報誌による情報の提供度 広報誌などの配布部数 / 給水件数	(部/件)	↑	給水件数に対する広報誌などの発行部数の占める割合を示すもので、お客さまへの事業内容の公開度合いを表す。	4.7	4.7	△ 0.0
C402	インターネットによる情報の提供度	(回)	↑	インターネット(ウェブページ)による水道事業の情報発信回数を表すもので、お客さまへの事業内容の公開度合いを表す。	66	90	24
C403	水道施設見学者割合 見学者数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	給水人口に対する水道施設見学者の割合を示すもので、お客さまとの双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	8.23	7.76	△ 0.47

5) 意見収集

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値【5年度】	計算値【6年度】	前年度比較
C501	モニタ割合 モニタ人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	現在給水人口に占めるモニタ人数の割合を表すもので、お客さまとの双方向コミュニケーションの推進度合いを表す。	0.00	0.00	0.00
C502	アンケート情報収集割合 アンケート回答人数 / (現在給水人口/1,000)	(人/1,000人)	↑	給水人口に対する1年間に実施したアンケート調査に回答した人数の割合を示し、お客さまのニーズの収集実行度を表す。	9.46	8.97	△ 0.49
C503	直接飲用率 (直接飲用回答数 / アンケート回答数) × 100	(%)	↑	水道水を引用しているお客さまの割合を示すもので、水道水の飲み水としての評価を表す。	データなし	データなし	-
C504	水道サービスに対する苦情対応割合 水道サービス苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する水道サービスに関する苦情対応件数の割合を示すもので、水道サービス向上に対する取組み状況を表す。	0.01	0.00	△ 0.01
C505	水質に対する苦情対応割合 水質苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する、水道水の水質に関する苦情対応件数の割合を示すもので、水道水質の向上に対する取組み状況を表す。	7.68	0.61	△ 7.07
C506	水道料金に対する苦情対応割合 水道料金苦情対応件数 / (給水件数/1,000)	(件/1,000件)	↓	給水件数に対する水道料金に関する苦情対応件数の割合を示すもので、お客さまの水道料金への満足度を表す。	0.00	0.00	0.00

背景情報(CI)

・水道事業体のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
CI1	給水人口規模	(人)	/		181,490	179,394	△ 2,096
CI2	全職員数	(人)	/		83	83	0

・システムのプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
CI3	水源種別	-	/		ダム直接 ダム放流	ダム直接 ダム放流	-
CI4	浄水受水率 浄水受水量 / 年間配水量	(%)	/		0.0	0.0	0.0
CI5	給水人口1万人当たりの浄水場数 浄水場数 / (現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)	/		2.20	2.23	0.03
CI6	給水人口1万人当たりの施設数 (浄水場数+送・配水施設) / (現在給水人口/10,000)	(箇所/10,000人)	/		20.44	20.18	△ 0.26

・地域条件のプロフィール

指標No.	業務指標	単位	指標の優位性	指標の内容	計算値 【5年度】	計算値 【6年度】	前年度比較
CI7	有収水量密度 有収水量 / 計画給水区域面積	(1,000m³/ha)	/		0.34	0.33	△ 0.01
CI8	水道メーター密度 水道メーター数 / 配水管延長	(個/km)	/		51.4	51.5	0.1
CI9	単位管延長 導送配水管延長 / 現在給水人口	(m/人)	/		11.86	12.00	0.14

6 環 境 対 策

(1) 水道水源保護条例の制定

① 制定の経緯及び審議会の開催状況

本市では、平成元年に発生したゴルフ場問題を教訓に、水道水源及びその上流地域の自然環境を保護し、清浄な水を確保するため、平成6年3月に上越市水道水源保護条例を制定し、平成8年3月に桑取川水系取水ダムと正善寺ダムの集水区域を水源保護地域に指定した。また、合併にともない平成18年8月に名立取水ダムの集水区域と、正善寺ダムの集水区域に隣接した地域の一部を指定し、平成19年3月には柿崎川ダムの集水区域を指定した。平成19年度以降は、各区の水道水源の集水区域及び周縁部や指定済の地域の周縁部を指定した。

水源保護地域内で、ゴルフ場・産業廃棄物処理業・その他水質汚濁を招くおそれのある事業を行おうとするときは、事前に市と協議をするとともに、関係地域住民への説明会などを行わなくてはならない。

事前協議があった場合、市では上越市水道水源保護審議会の意見を聴き、当該事業が水源の水質を汚濁し、または汚濁するおそれがある事業と認定した場合には設置を禁止する。

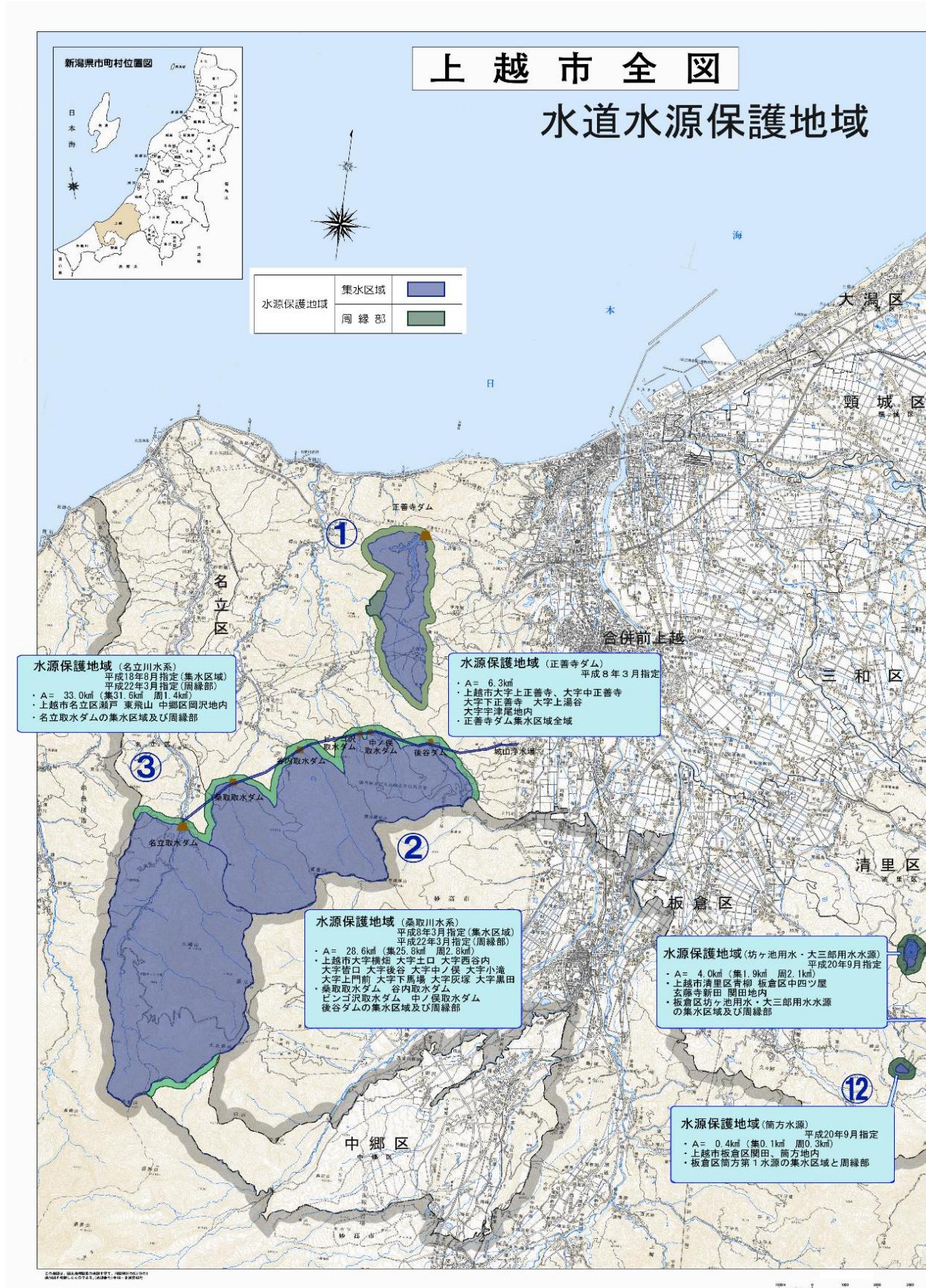
年 月 日	経 緯
平成 6年 3月25日	上越市水道水源保護条例 公布 『事前協議対象事業』 イ、ゴルフ場 ロ、産業廃棄物処理業 ハ、その他水質汚濁を招くおそれのある事業 (土砂採取業、砂利採取業 等)
5月 1日	上越市水道水源保護条例 施行
12月 20日	上越市水道水源保護条例施行規程 公布・施行
平成 7年 1月10日	上越市水道水源保護審議会の委員委嘱 (委員12名、任期 2年間)
6月 22日	第1回審議会 議題： 会長、副会長の選出 上越市水道水源保護条例について（説明） 水源地域の概況について（説明）
12月 20日	諒問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諒問
12月 21日	第2回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
平成 8年 1月25日	第3回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
2月 7日	第4回審議会 議題： 水源保護地域の指定について
2月 8日	答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申
3月11日	水源保護地域を指定（告示） 『水源保護地域』 1 後谷調整池ダム、中ノ俣・ビンゴ沢・谷内・桑取の各取水ダムの集水区域の全域 2 正善寺ダムの集水区域の全域
平成14年 6月19日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水道水源保護審議会の委員から市議会議員（1号委員）を除く
12月 26日	第1回審議会 議題： 市の水道事業の概要、審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について ※市長より審議会に、水源涵養策の立案について諒問
平成15年 7月31日	第1回審議会 議題： 全国の水道水源保護に関する取組み状況について、 水源保護地域の水源涵養策について
8月 26日	第2回審議会 議題： 水源保護地域内の植林について
10月 8日	第3回審議会 議題： 水源保護地域内の植林について
11月 2日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 谷内取水ダム集水区域内（市民の森整備事業区域内） A=1,100m ² 本 数 220本（主としてブナ、ミズナラを植林） 参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名
平成16年 2月25日	第4回審議会 議題： 水源涵養策の提言について 水道水源保護条例の改正について
3月 9日	答申 審議会より市長に、水源涵養策について答申
4月 1日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・水源保護地域内における設置規制対象事業場を明確に定義付け
6月29日	第1回審議会 議題： 植林地の現況、NPOとの協働事業について 今後の水源涵養事業について
9月 15日	第2回審議会 議題： 水源涵養事業の進捗状況について 中ノ俣植林計画について
9月 30日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・対象事業に土砂採取業と砂利採取業を追加
10月 21日	第3回審議会 議題： 中ノ俣植林計画について 9月議会一般質問について
11月 6日	水源保護地域内の植林の実施

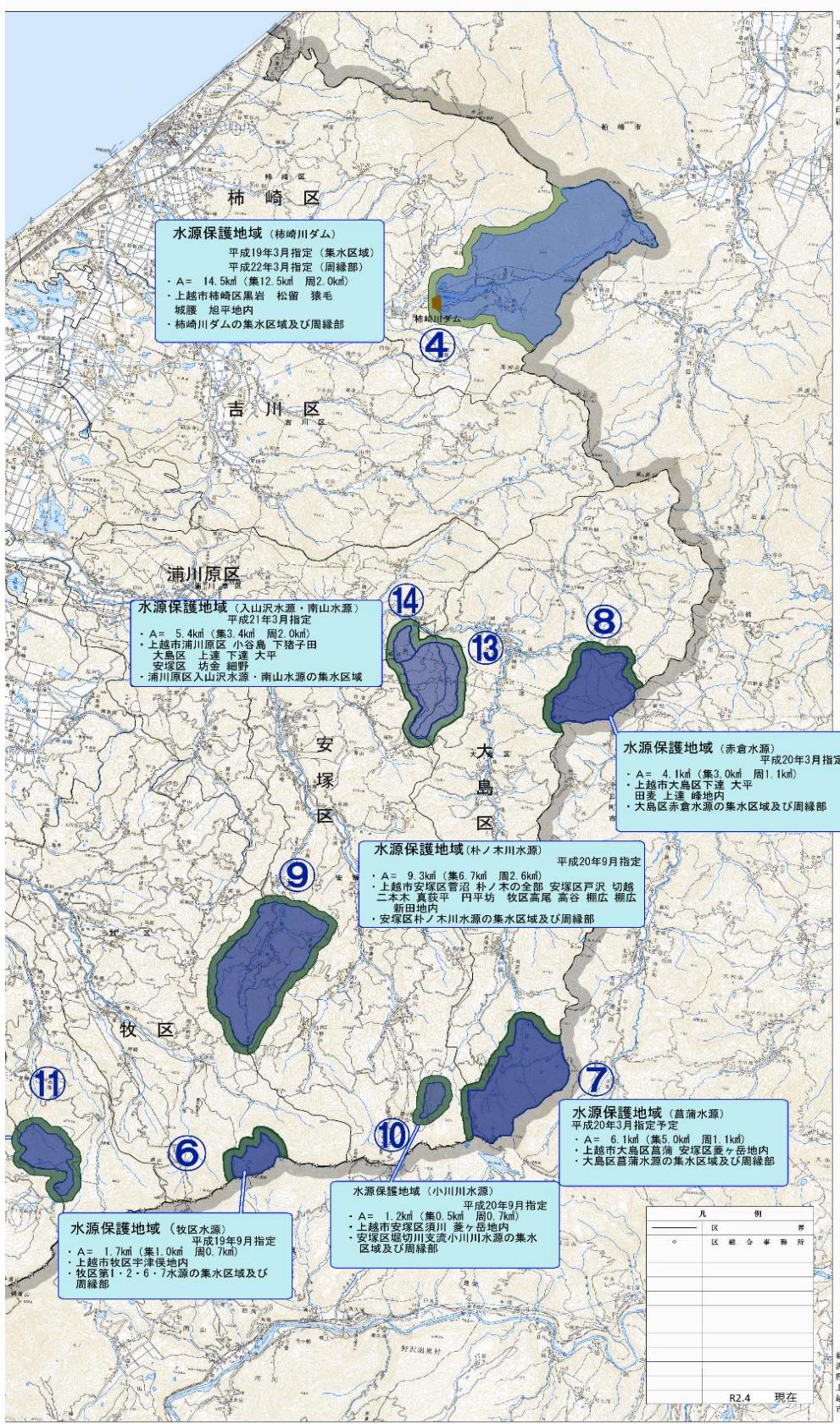
	<p>場 所 中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=1,550m²</p> <p>本 数 310本（主としてブナ、シバグリを植林）</p> <p>参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、40名</p>			
平成17年 1月 1日	上越市水道水源保護条例の一部改正 ・市町村合併に伴い、広域水源保護区域から名立町の名称を削除			
5月 30日	第1回審議会 議題： 審議会委員定数の改正について 水源涵養事業の経過と今後の計画について			
7月 21日	第2回審議会 議題： 審議会委員定数の改正について 条例と個別法との関係及び全国の裁判事例について			
9月 30日	第3回審議会 議題： 中ノ俣植林計画について 水源保護地域内の植林の実施			
11月 3日	<p>場 所 中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=750m²</p> <p>本 数 150本（主としてブナ、トチノキを植林）</p> <p>参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、43名</p>			
平成18年 2月 16日	第4回審議会 議題： 水道水源保護審議会の経緯について 水源保護地域の水源涵養策について 市町村合併に伴う上越市水道水源保護審議会の増員 委員委嘱 (委員20名、任期 2年間)			
5月 26日	質問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について質問			
5月 31日	第1回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について			
7月 6日	第2回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について 今年度の水源涵養策について			
7月 7日	答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申			
8月 10日	水源保護地域を指定（告示） <table border="1"> <tr> <td>《水源保護地域》</td> </tr> <tr> <td>1 名立取水ダム集水区域の全域</td> </tr> <tr> <td>2 正善寺ダム集水区域の周縁部の一部</td> </tr> </table>	《水源保護地域》	1 名立取水ダム集水区域の全域	2 正善寺ダム集水区域の周縁部の一部
《水源保護地域》				
1 名立取水ダム集水区域の全域				
2 正善寺ダム集水区域の周縁部の一部				
11月 18日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 中ノ俣取水ダム集水区域内（林道南葉高原線北側広場） A=750m ² 平成16, 17年度植林地の補植			
	本 数 130本（ミズナラを植林）			
	参加者 審議会委員、地元住民、くびき野森林組合等、32名			
12月 22日	質問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について質問			
12月 22日	第3回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について			
平成19年 2月 13日	第4回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について			
2月 14日	答申 審議会より市長に、水源保護地域の指定について答申			
3月 28日	水源保護地域を指定（告示） <table border="1"> <tr> <td>《水源保護地域》</td> </tr> <tr> <td>1 柿崎川ダム集水区域の全域</td> </tr> </table>	《水源保護地域》	1 柿崎川ダム集水区域の全域	
《水源保護地域》				
1 柿崎川ダム集水区域の全域				
3月 28日	第5回審議会 議題： 集水区域周縁部の保護地域指定の基準について ※保護地域の指定範囲の基準について 「周縁部の幅については200mとする」ことに決定。			
7月 27日	質問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について質問			
7月 27日	第1回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について 今年度の水源涵養策について			
8月 29日	第2回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について			
9月 27日	水源保護地域を指定（告示） <table border="1"> <tr> <td>《水源保護地域》</td> </tr> <tr> <td>1 三和区多能貯水池集水区域及び周縁部</td> </tr> <tr> <td>2 牧区水源集水区域及び周縁部</td> </tr> </table>	《水源保護地域》	1 三和区多能貯水池集水区域及び周縁部	2 牧区水源集水区域及び周縁部
《水源保護地域》				
1 三和区多能貯水池集水区域及び周縁部				
2 牧区水源集水区域及び周縁部				
11月 30日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 名立取水ダム集水区域内（南葉林道、広域基幹林道南葉線脇） 本 数 200本（ブナ・オオヤマザクラ・トチノキを植林）			
	参加者 審議会委員、ボランティア等、32名			
12月 13日	水源保護啓発看板の設置（名立区東飛山） 林道南葉山線沿（名立取水ダム上流）			
平成20年 1月 18日	質問 市長より審議会に、水源保護地域の指定について質問			
	第3回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について			
2月 26日	第4回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について			

	3月27日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 大島区菖蒲水源集水区域及び周縁部 2 大島区赤倉水源集水区域及び周縁部
	7月10日	第1回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について
	8月22日	第2回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について
	9月25日	水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 安塚区朴ノ木川水源集水区域及び周縁部 2 安塚区小川川水源集水区域及び周縁部 3 清里区坊ヶ池用水・大三郎用水水源集水区域及び周縁部 4 板倉区筒方第1水源集水区域及び周縁部
	11月13日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（林道南葉高原線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（25名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計60名
	11月13日	水源保護啓発看板の設置（後谷、中ノ俣）
平成21年	1月20日	林道難波線沿（除幕式に黒田小学校4年生参加）、林道南葉高原線沿 諮詢 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
	2月27日	第3回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について
	3月26日	第4回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について 水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 浦川原区入山沢水源・南山水源集水区域及び周縁部 2 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部 3 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部
	5月29日	第1回審議会 議題： 平成21年度水源保護地域の指定、水源かん養策の予定について
	11月 5日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（32名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計65名
	12月 4日	水源保護啓発看板の設置（三和区大、清里区青柳） 三和区多能浄水場（除幕式に三和区上杉小学校4年生参加）、清里区坊ヶ池
平成22年	1月22日	諮詢 市長より審議会に、水源保護地域の指定について諮問
	2月25日	第2回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について
	3月25日	第3回審議会 議題： 水道水源保護地域の指定について 水源保護地域を指定（告示） 《水源保護地域》 1 後谷調整池ダム、中ノ俣取水ダム、ビンゴ沢取水ダム、谷内取水ダム、桑取水ダム、名立取水ダムの集水区域周縁部 2 正善寺ダム集水区域周縁部 3 柿崎川ダム集水区域周縁部
平成22年	11月 4日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 和田小学校4年生と担任の先生（14名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名
	12月11日	水源保護啓発看板の設置（安塚区切越、大島区菖蒲高原） 安塚区市道沼木線沿、大島区菖蒲高原ベルハウス駐車場脇
平成23年	5月27日	第1回審議会 議題： 水源かん養策の実績及び平成23年度計画について
	11月 1日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 上雲寺小学校4年生と担任の先生（20名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計46名
	12月13日	水源保護啓発看板の設置（上正善寺、柿崎区上中山） 正善寺ダム駐車場脇、柿崎川ダム駐車場脇

平成24年10月 5日	第1回審議会 議題： 水源かん養事業の実績及び平成24年度計画、進捗について 水道水源保護審議会の運営について
11月 1日	水源保護地域内の植林の実施 場 所 上越市後谷（県道後谷黒田脇野田停車場線沿）後谷ダム集水区域内 本 数 200本（ブナ90本 ミズナラ55本 トチ55本） 参加者 三郷小学校4年生と担任の先生（12名）・水源保護審議会委員・上越地域振興局・上越地域水道用水供給企業団・ガス水道局職員 計40名
平成25年 6月 1日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市中ノ俣取水ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（24名）・ガス水道局職員 計32名
平成26年 6月 7日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（46名）・ガス水道局職員 計56名
平成27年 6月 6日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市桑取ダム集水区域内 本 数 50本（ブナ25本 ミズナラ25本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（26名）・ガス水道局職員 計34名
平成28年 6月 4日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 100本（ブナ35本 ミズナラ35本 トチ30本） 参加者 じょうえつの水源めぐり参加者（32名）・ガス水道局職員 計41名
平成29年10月 3日	水源保護地域内植林地の補植の実施 場 所 上越市後谷ダム集水区域内 本 数 100本（ブナ20本 ミズナラ20本 トチ20本 カラマツ20本 ヤマハンノキ20本） 参加者 黒田小学校4年生と担任の先生（43名）・ガス水道局職員 計49名
10月 20日	第1回審議会 議題： 上越市水道水源保護条例及び上越市水道水源保護審議会の概要（説明） 水源保護地域の解除について（諮問） 水源かん養活動について（報告）
11月 21日	水源保護地域を解除（告示） 《水源保護解除地域》 1 浦川原区上猪子田水源・集水区域及び周縁部 2 浦川原区真光寺水源・集水区域及び周縁部
令和元年12月 18日	第1回審議会 議題： 上越市水道水源保護審議会の概要について（説明） 水源保護地域の一部解除について（審議） 水源かん養活動について（報告）
12月 30日	水源保護啓発看板の設置（正善寺ダム周囲：3基、柿崎川ダム周囲：4基）
令和 2年 1月 10日	水源保護地域を解除（告示） 《水源保護解除地域》 三和区多能浄水場水源 多能貯水池の集水区域及び周縁部
9月 17日	水源保護啓発看板の設置 後谷（南葉高原キャンプ場内）、名立区東飛山（不動浄水場門扉横） 安塚区菅沼（市道沼木線沿）、大島区大平（市道小谷島水源池線沿） 大島区田麦（取水施設壁面）
令和 3年 8月 26日	水源保護啓発看板の設置 後谷（林道南葉高原線沿：2基）、柿崎川ダム周囲：2基

② 水源保護地域図





《資料》

(1) 全国の水道事業数

種 別	経営主体	事 業 数
水道用水供給事業	都道府県	37
	市町村	8
	組合	44
	小計	89
上水道事業	都道府県	5
	市	704
	町	470
	村	36
	組合	75
	私営	9
	小計	1,299
簡易水道事業	公営	1,760
	その他	616
	小計	2,376
専用水道	—	8,172
計	—	11,936

※令和4年度「水道統計」より

(2) 全国の規模別上水道事業数

現在給水人口	上水道事業数
100万人以上	14
50万～100万人未満	12
25万～50万〃	55
10万～25万〃	147
5万～10万〃	189
3万～5万〃	206
2万～3万〃	147
1万～2万〃	256
0.5万～1万〃	204
0.5万〃	74
建設中	0
計	1,304

※令和4年度「水道統計」より

(3) 新潟県内の水道事業者

事 業 名	市	町	村	企業団	その他の	合 計
水道用水供給事業	1	0	0	2	0	3
上水道事業	20	4	0	1	0	25
簡易水道	公営	104	24	3	0	131
	組合営	6	6	0	0	12
	私営	0	0	0	0	0
専用 水道	23	26	0	0	17	66
計	154	60	3	3	17	237

※令和4年度「水道統計」より

(4) 新潟県内の水道事業者ベスト10（令和3年度の現在給水人口による順位）

順位	事業者名	現在給水人口 (人)	普及率 (%)	年間給水量 (千m ³)	年間有収水量 (千m ³)	有収率 (%)	一人一日平均 給水量 (ℓ)	家庭用10m ³ 使用料 (円)	料金体系
1	新潟市	771,566	99.6	97,985	92,198	94.6	348	1,375	口径別
2	長岡市	242,639	100.0	32,658	27,851	86.0	369	1,188	口径別
3	上越市	182,547	100.0	23,095	21,492	94.1	347	1,512	口径別
4	三条市	91,479	99.9	13,234	11,658	90.0	392	1,254	用途別
5	新発田市	86,932	99.2	11,933	10,145	86.6	369	1,656	口径別
6	燕・弥彦総合事務組合	82,770	100.0	12,647	11,482	92.0	414	1,804	口径別
7	柏崎市	81,793	100.0	12,066	10,609	88.6	404	1,353	併用
8	南魚沼市	52,160	99.5	7,280	5,800	85.3	385	2,460	用途別
9	見附市	48,886	100.0	6,608	5,972	90.5	372	1,265	口径別
10	佐渡市	47,660	99.4	7,339	5,354	70.8	426	1,886	口径別

※令和4年度「新潟県の水道」より

※柏崎市の料金体系は用途別と口径別を併用。

(5) 新潟県内の用水供給事業者

事業者名	年間供給量 (千m ³)	一日最大給水量 (m ³)	一日平均給水量 (m ³)	有収率 (%)	供給対象
新潟東港地域水道用水供給企業団	14,959	59,289	40,984	99.5	新潟市、新発田市、聖籠町、明和工業㈱
三条地域水道用水供給企業団	10,730	34,003	29,397	100.0	三条市、加茂市、田上町

※令和4年度「新潟県の水道」より

(6) 全国の規模別家事用平均料金

(令和6年4月1日現在)

給水人口区分	使用水量別平均料金(円)		
	10m³	15m³	20m³
100万人以上	1,080.6	1,912.0	2,770.3
50万～100万人未満	1,188.4	1,944.8	2,701.3
30万～50万人未満	1,239.3	1,979.2	2,731.7
10万～30万人未満	1,341.7	2,147.9	2,962.3
5万～10万人未満	1,520.9	2,338.2	3,162.0
3万～5万人未満	1,572.1	2,402.3	3,234.9
1.5万～3万人未満	1,671.2	2,553.5	3,439.7
0.5万～1.5万人未満	1,840.3	2,792.4	3,748.1
0.5万人未満	2,063.7	3,046.6	4,028.7
全国平均	1,623.7	2,493.5	3,368.1
新潟県平均	1,598.4	2,465.8	3,333.4
上越市	1,512.0	2,370.0	3,228.0

(注) 消費税及びメータ使用料を含む。口径別料金体系は口径13mmによる。

基本水量が10m³を超える事業は10m³に換算。

※「水道料金表（令和6年4月1日現在）」日本水道協会発行 より

(7) 全国の家事用最高・最低料金

(令和6年4月1日現在)

区分	最高料金	最低料金
家事用 10m³ 当たり	1. 羅臼町（北海道） 3,550 円	1. 赤穂市（兵庫県） 374 円
	2. 美里市（宮城県） 3,410 円	2. 小山町（静岡県） 423 円
	3. 登米市（宮城県） 3,220 円	3. 沼津市（静岡県） 460 円
	4. 浜中町（北海道） 3,190 円	4. 昭島市（東京都） 528 円
	4. 上天草市（熊本県） 3,190 円	5. 忍野村（山梨県） 550 円
家事用 20m³ 当たり	1. 夕張市（北海道） 6,966 円	1. 赤穂市（兵庫県） 869 円
	2. 羅臼町（北海道） 6,950 円	2. 富士河口湖町（山梨県） 1,140 円
	3. 由仁町（北海道） 6,939 円	3. 長泉町（静岡県） 1,150 円
	4. 江差町（北海道） 6,384 円	4. 忍野村（山梨県） 1,210 円
	5. 上天草市（熊本県） 6,380 円	5. 小山町（静岡県） 1,397 円

(注) 消費税及びメータ使用料を含む。基本水量が10m³または20m³を超える事業は10m³または20m³に換算。

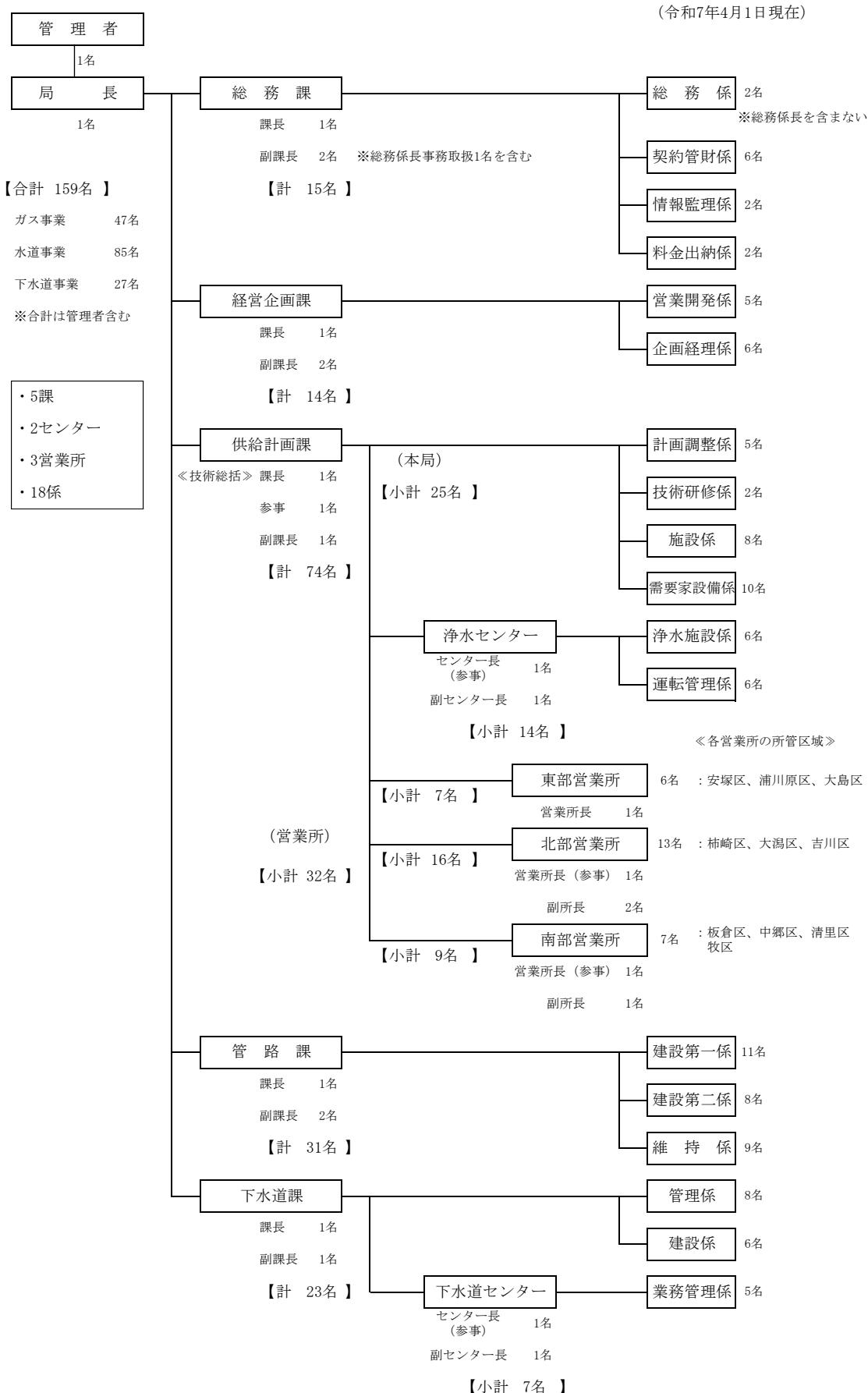
※「水道料金表（令和6年4月1日現在）」日本水道協会発行 より

III 組織

III
組
織

III 組 織

1 組織図



2 分掌事務

課名	センター及び営業所	係名	分掌事務
総務課		総務係	(1) 市議会に関すること。 (2) 表彰に関すること。 (3) 公印の管理に関すること。 (4) 公文書の收受及び発送に関すること。 (5) 例規の制定及び改廃並びに告示に関すること。 (6) 職員の配置に関すること。 (7) 職員の任免、服務及び分限に関すること。 (8) 職員の考課及び賞罰に関すること。 (9) 職員の給与の支給に関すること。 (10) 職員共済組合に関すること。 (11) 職員の出張及び旅費の調整に関すること。 (12) 職員の健康及び安全に関すること。 (13) 職員の福利厚生に関すること。 (14) 職員の労働組合に関すること。 (15) 会計年度任用職員及び臨時職員の雇用に関すること。 (16) 事務改善に関すること。 (17) 宿日直に関すること。 (18) ガス、水道及び下水道に関する協会の会議等に関すること。 (19) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (20) 他の課及び課内他の係の所管に属しないこと。
		契約管財係	(1) 資産の取得、管理及び処分に関すること。 (2) ガス水道局庁舎の維持管理に関すること。 (3) 建設工事及び物品の入札参加資格審査に関すること。 (4) 建設工事入札参加資格要件等審査委員会等に関すること。 (5) 工事入札及び請負契約に関すること。 (6) 物品の購入に関すること。 (7) 職員の被服貸与に関すること。 (8) 建物、車両等の保険に関すること。 (9) 設計書の審査に関すること。 (10) 契約履行検査に関すること。 (11) 物品の検査に関すること。 (12) その他契約、管財及び検査に関する諸般のこと。
		情報監理係	(1) 情報システムに関すること。 (2) 情報公開及び個人情報保護に関すること。 (3) 公文書の整理保存に関すること。 (4) その他情報及び文書の管理の諸般に関すること。
		料金出納係	(1) ガス料金、水道料金及び下水道使用料（以下「料金等」という。）の調定及び収納に関すること。 (2) ガス及び水道の使用量並びに下水道の排除量の認定及び料金等の減免に関すること。 (3) 料金等の滞納整理並びにガスの供給停止及び水道の給水停止の処分に関すること。 (4) 新潟県公共料金等暴力対策協議会に関すること。 (5) 現金及び有価証券の出納及び保管に関すること。 (6) 伝票、証書等の保管に関すること。 (7) 指定金融機関に関すること。 (8) 資金計画及び資金の運用に関すること。 (9) その他料金及び出納に関する諸般のこと。
経営企画課		営業開発係	(1) ガスの販売促進に関すること。 (2) ガス及び水道の需要開発に関すること。 (3) ガス事業、水道事業及び下水道事業の広報に関すること。 (4) 競合燃料対策に関すること。 (5) 料金等に係る統計に関すること。 (6) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (7) その他営業に関する諸般のこと。
		企画経理係	(1) 経営計画等に関すること。 (2) 料金等の改定に関すること。 (3) ガス供給計画、水道及び下水道事業計画に関すること。 (4) 統計及び事業概要に関すること。 (5) 予算編成及び予算執行に関すること。 (6) 決算に関すること。 (7) 企業債の借り入れ及び償還に関すること。 (8) 剰余金の処分及び積立金に関すること。 (9) 業務状況の公表及び事務報告に関すること。 (10) 原価計算及び経営分析に関すること。 (11) 経理に関すること。 (12) 原料ガスの購入に関すること。 (13) ガス事業監査に関すること。 (14) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (15) その他経営及び企画に関する諸般のこと。

課名	センター及び営業所	係名	分掌事務
供給計画課		計画調整係	(1) ガス及び水道の本支管の整備計画及び実施計画に関すること。 (2) ガス供給所等の施設の整備計画に関すること。 (3) 下水道事業の総合調整に関すること。 (4) ガスの託送供給に関すること。 (5) 上越市ガス保安規程（昭和52年上越市ガス水道事業管理規程第1号）及び上越市ガス保安業務規程（平成29年上越市ガス水道事業管理規程第20号）の改廃に関すること。 (6) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の整備計画に関すること。 (7) 水道事業認可に関すること。 (8) 災害対策の計画に関すること。 (9) 国等への補助申請に関すること。 (10) ガス及び水道に関する協会の技術的事項に関すること。 (11) 配水計画（渴水時を含む。）に関すること。 (12) 渴水及び災害等の対策本部に関すること。 (13) 上越市水道水源保護審議会に関すること。 (14) 上越市建設関連業暴力追放推進協議会に関すること。 (15) 課に属する車両の管理及び運用に関すること。 (16) 課の庶務及び予算経理に関すること。 (17) その他課の事務に関する諸般のこと。
		技術研修係	(1) ガス水道事業に係る保安教育に関すること。 (2) ガス水道事業に係る研修計画に関すること。 (3) ガス水道事業に係る資格取得に関すること。 (4) 内管工事士の資格に関すること。 (5) その他技術研修に関する諸般のこと。
		施設係	(1) ガス供給所の設備の運転及び記録に関すること。 (2) ガス供給所の施設及び構内の営繩に関すること。 (3) ガスの付臭濃度及び成分の管理に関すること。 (4) ガス供給量の確保に関すること。 (5) 地区用及び専用整圧器の巡回点検並びに分解点検等に関すること。 (6) 地震計及びその附属設備の維持管理に関すること。 (7) ガスの月報及び年報の作成及び報告に関すること。 (8) 配水用ポンプ等配水施設の維持管理に関すること。 (9) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (10) その他ガス供給所等及び配水施設の管理に関する諸般のこと。
		需要家設備係	(1) ガス保安計画に関すること。 (2) ガス消費機器の調査に関すること。 (3) ガスの安全な使用に係る周知に関すること。 (4) ガスの導管のうち内管の白ガス管対策に関すること。 (5) ガス警報機器の普及促進に関すること。 (6) 貯蔵品のうち計量器の管理に関すること。 (7) 計量器の取替え及び修繕等に関すること。 (8) 宅地内の鉛管対策に関すること。 (9) ガス供給施設指定工事業者、简易内管施工登録店、指定ガス器具販売業者、指定給水装置工事業者及び下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事業者等」という。）が施行する供内管工事、給水装置工事（以下「装置工事」という。）及び排水設備工事の審査、検査及び指導監督に関すること。 (10) 指定工事業者等の指定及び登録並びにこれらの者の指導監督に関すること。 (11) 装置工事の費用の算出、調定及び収納に関すること。 (12) 装置工事及び排水設備工事に係る設計協議に関すること。 (13) 装置工事及び排水設備工事の図面の整備及び保管に関すること。 (14) 装置工事及び排水設備工事の構造及び材質並びに施工の基準に関すること。 (15) 装置工事に係る道路等の占用に関すること。 (16) ガス及び水道の本支管台帳及び施設関係図書の整備及び保管に関すること。 (17) 宅地造成その他の開発に関すること。 (18) 貯水槽水道及び專用水道に関すること。 (19) 排水設備資金の融資及び助成に関すること。 (20) 排水設備設置促進事業補助金に関すること。 (21) その他保安、装置工事及び排水設備工事に関する諸般のこと。
	浄水センター	浄水施設係	(1) 浄水場、配水場等の改良及び修繕に係る工事の設計及び施工の監理に関すること。 (2) 水利権に関すること。 (3) 所管事務に係る用地の借用に関すること。 (4) 水道水源の保護及び水源涵(かん)養に関すること。 (5) その他浄水施設に関する諸般のこと。
		運転管理係	(1) 浄水場、配水場等の運転に関すること。 (2) 浄水場、配水場等の維持管理に関すること。 (3) 取水量、浄水量、配水量、電力消費量等及び諸機械運転上の記録に関すること。 (4) 排水処理に関すること。 (5) 水道の月報及び年報の作成及び報告に関すること。 (6) 水質検査に関すること。 (7) 配水管末残留塩素の測定に関すること。 (8) 試験用薬品及び機器類の保守管理に関すること。 (9) その他浄水場、配水場等の運転管理及び水質に関する諸般のこと。
	営業所		(1) 局の所管に属する事務のうち所管する区域において処理する必要がある事務に関すること。 (2) 所管するガス供給所、浄水場その他の施設の管理に関すること。

課名	センター及び営業所	係名	分掌事務
管路課		建設第一係	(1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する事。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する事。 (3) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関する事。 (4) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関する事。 (5) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関する事。 (6) 工事材料等の単価設定に関する事。 (7) 地区整圧器の新設に伴う設計に関する事。 (8) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般の事。 (9) ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関する事。 (10) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関する事。 (11) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関する事。 (12) ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関する事。 (13) 所管事務に係る用地の取得等に関する事。 (14) 課に属する車両の管理及び運用に関する事。 (15) 課の庶務及び予算経理に関する事。 (16) その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般の事。
		建設第二係	(1) ガス供給所の施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する事。 (2) 取水、導水、浄水、送水及び配水に係る施設の新設に伴う設計及び施工の監理に関する事。 (3) ガス及び水道の本支管及び附帯施設の設計に関する事。 (4) ガス及び水道の本支管の構造及び材質並びに施工の基準に関する事。 (5) 宅地造成工事等に係る工事負担金の算定に関する事。 (6) 地区整圧器の新設に伴う設計に関する事。 (7) その他ガス及び水道の本支管の設計に関する諸般の事。 (8) ガス及び水道の本支管の布設工事の施工の監理に関する事。 (9) 地区整圧器の新設に伴う施工の監理に関する事。 (10) ガス及び水道の本支管の布設工事に係る道路等の占用に関する事。 (11) ガス及び水道の本支管の布設工事の請負業者の技術指導に関する事。 (12) 所管事務に係る用地の取得等に関する事。 (13) その他ガス及び水道の本支管の工事に関する諸般の事。
		維持係	(1) ガス及び水道の本支管等の維持管理に関する事。 (2) ガス本支管及び供給管の法定漏えい検査に関する事。 (3) 漏水防止計画に関する事。 (4) 水道管の洗管に関する事。 (5) 貯蔵品のうち導管原材料の管理に関する事。 (6) 災害対応に必要な資機材及び備品等の管理に関する事。 (7) ガス本支管の電気防食に関する事。 (8) 修繕費の算出、調定及び収納に関する事。 (9) ガス及び水道の応急供給に関する事。 (10) ガス及び水道の供給に係る苦情の処理に関する事。 (11) ガス漏れ、漏水等の受付及びその対応に関する事。 (12) 他工事の現場における事故防止に関する事。 (13) 無線設備の管理に関する事。 (14) 所管事務に係る用地の借用に関する事。 (15) 新潟電触防止対策協議会に関する事。 (16) その他導管の維持に関する諸般の事。
下水道課		管理係	(1) 下水道処理の普及及び下水道処理施設の接続推進に関する事。 (2) 受益者負担金及び分担金に関する事。 (3) 下水道の供用開始に関する事。 (4) 市が設置した合併処理浄化槽に関する事。 (5) 下水道（汚水）管路の改築更新計画に関する事。 (6) 下水道（汚水）管路の維持管理及び占用許可に関する事。 (7) 下水道（雨水）施設の維持管理及び占用許可に関する事。 (8) 所管する施設の台帳に関する事。 (9) 課に属する車両の管理及び運用に関する事。 (10) 課の庶務及び予算経理に関する事。
		建設係	(1) 下水道事業の計画の策定及び推進に関する事。 (2) 汚水処理計画に関する事。 (3) 私道内公共下水道の整備に関する事。 (4) 下水道整備に係る設計、施工及び監督に関する事。
	下水道センター	業務管理係	(1) 終末処理場の維持管理に関する事。 (2) 終末処理場工事の設計、施工及び監督に関する事。 (3) 公共下水道に接続する特定事業場の立入検査及び指導に関する事。 (4) 農業集落排水施設（処理場）の改築更新計画に関する事。 (5) 農業集落排水施設（処理場）の維持管理に関する事。

（「上越市ガス水道局組織規程」第5条（分掌事務）から）

3 職員構成

(1) 職員数の推移

(各年度末現在 単位：人)

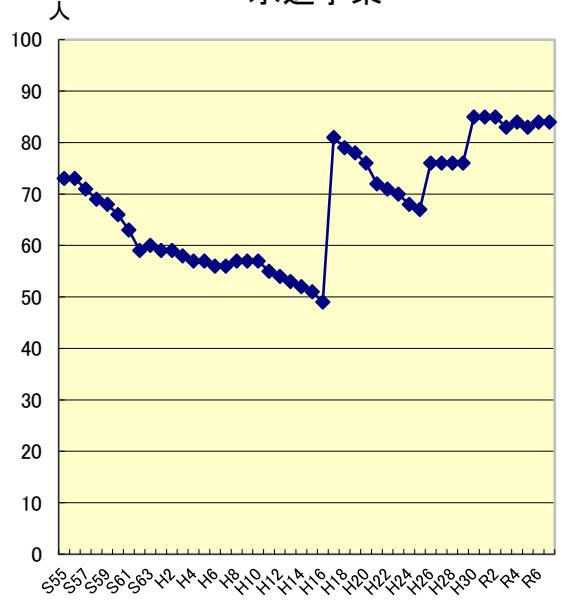
年度	ガス事業			水道事業			簡易水道事業			工業用水道事業			合計
	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	事務職員	技術職員	計	
S46	21	63	84	28	68	96							180
S51	17	58	75	16	58	74							149
S56	13	58	71	13	58	71							142
S61	13	50	63	12	47	59							122
H3	15	43	58	14	43	57							115
H9	17	38	55	20	37	57							112
H13	14	36	50	18	34	52							102
H16	34	30	64	42	39	81	3	0	3	1	0	1	149
H18	31	30	61	36	42	78	8	5	13	0	1	1	153
H23	24	28	52	27	41	68	6	5	11	0	1	1	132
H30	19	30	49	34	51	85				0	1	1	135
R1	20	29	49	33	52	85				0	1	1	135
R2	22	26	48	32	51	83				0	1	1	132
R3	21	27	48	34	50	84				0	1	1	133
R4	19	29	48	35	48	83				0	1	1	132
R5	20	28	48	35	49	84							132
R6	20	27	47	34	50	84							131

※職員数には管理者含む

ガス事業



水道事業



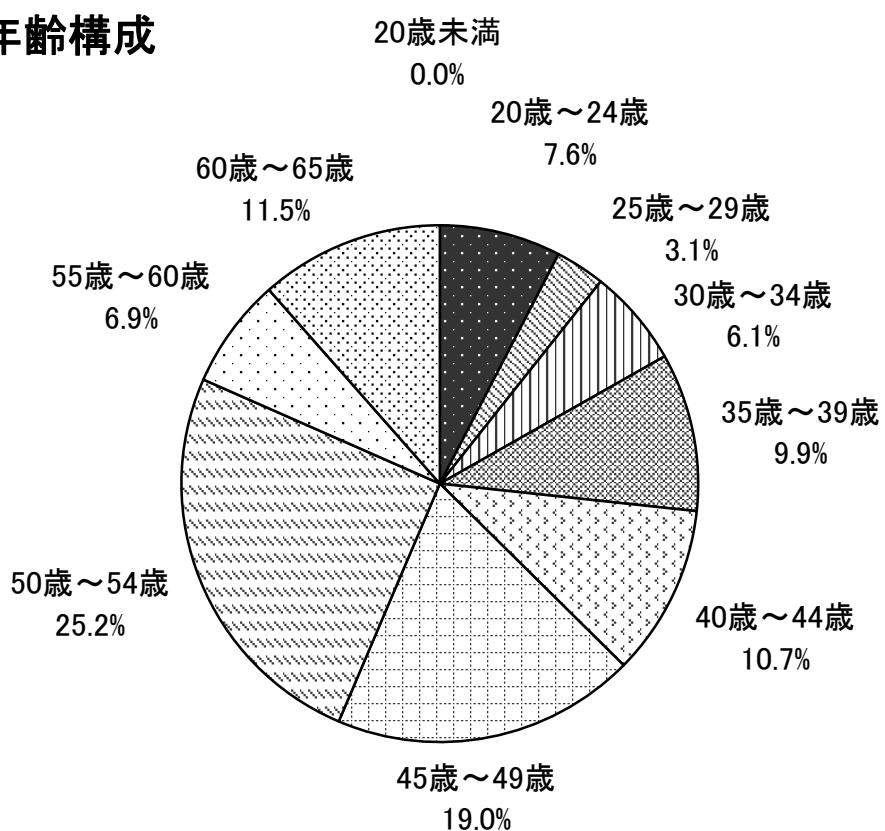
※平成15年度以前は合併前の上越市の値

(2) 年齢別職員構成

(令和7年3月31日現在)

区分 年齢別	ガス事業		水道事業		計	
	職員数	比率	職員数	比率	職員数	比率
20歳未満	0	0.0	0	0.0	0	0.0
20歳以上～25歳未満	5	10.6	5	6.0	10	7.6
25歳以上～30歳未満	2	4.3	2	2.4	4	3.1
30歳以上～35歳未満	2	4.3	6	7.1	8	6.1
35歳以上～40歳未満	5	10.6	8	9.5	13	9.9
40歳以上～45歳未満	4	8.5	10	11.9	14	10.7
45歳以上～50歳未満	11	23.4	14	16.7	25	19.0
50歳以上～55歳未満	11	23.4	22	26.2	33	25.2
55歳以上～60歳未満	3	6.4	6	7.1	9	6.9
60歳以上～65歳	4	8.5	11	13.1	15	11.5
合 計	47	100.0	84	100.0	131	100.0
平均年齢	45.3歳		46.9歳		46.3歳	

年齢構成



上 越 市 ガ ス 水 道 事 業 概 要
令和 7 年度版

発 行 令和 7 年 11 月 (第 30 号)

発行者 上越市ガス水道局
〒943-0807
新潟県上越市春日山町 3-1-63
TEL 025-522-5514

※ 本書は再生紙を使用しています。